

平成 22 年度
心のバリアフリー化に関する促進・啓発事業
報告書

社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会

はじめに

1975年、障害者の権利宣言が、国連で提唱され、国際障害者年を契機に、日本では、福祉サービス、雇用、教育、文化スポーツ、移動環境等といったさまざまな分野にかかる制度の整備拡充ならびに改善が図られてきました。

そして、2006年に国連で採択された障害者権利条約が、2008年には発効となり、日本でも条約批准に向けた国内法整備の本格的な作業が着手されました。

当日本身体障害者団体連合会では、設立以来、障害者の社会参加促進のための事業を行って参りましたが、その中でもバリアフリーについては、特に、重要な課題として取り組んで参りました。そして、事業の一環として、2010年には障害者相談員等の方々にご協力をいただき、既存の歩道橋やペDESTリアンデッキの実態調査や、ハード面におけるバリアフリーに対する意向（意識）調査を行い、関係各方面から高い評価をいただきました。

現在、国のバリアフリー施策においては、地方部を含めた施設等の取組みの強化、基本構想作成による地域住民の参加によるまちづくりの推進、そして、心のバリアフリーのより効果的な取組み等への対応が示されているところです。

そこで、当会では、これまで取り組んできたバリアフリーに関する事業を踏まえつつ、障害者を取り巻く4つの障壁【物理的な障壁、文化情報面での障壁、制度上の障壁、意識上の障壁（心の壁）】のうち、さらに啓発が重要と思われる「心の壁」に注目し、今般、「心のバリアフリー化に関する促進・啓発事業」を実施することにいたしました。

本事業では、身体、知的、精神の分野の障害者相談員等の方を対象に、『心のバリアフリーに関するアンケート調査』を行い、この調査により、普段、障害者が感じている心のバリアやバリアフリーについて、統計上だけでなく、事例として把握できたことは大変貴重でした。その調査結果は、当該事業の企画実行委員会のメンバー及び学識経験者の方々に座談会で分析していただき、報告書としてまとめることができました。

そして、調査結果を踏まえつつ、心のバリアフリーについて考える場を提供したいといった観点から、東京ならびに熊本でシンポジウムを行い、大勢の方に参加いただくなか、講師やシンポジストの方々からの考えや提案の他、会場からの発言等もいただきながら、事業の目的である、心のバリアフリーに対する啓発・促進に努めることができたと感じております。

最後に、本事業に助成をお寄せいただいた埼玉県民共済生活協同組合ならびに全国労働者共済生活協働組合連合会はじめ、事業の実施に対し、特段のご支援いただいた日身連加盟団体、熊本県身体障害者福祉団体連合会、熊本県障がい者社会参加推進センター、全日本手をつなぐ育成会、全国精神保健福祉会連合会、そして、アンケート調査にご協力いただいた各地の身体ならびに知的障害者相談員、家族会相談員・精神障害者相談員等の皆さまに、心より厚くお礼申し上げます。

2012（平成24）年2月吉日

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
会 長 小川 榮一

目次

第1章 事業概要	1
I. 基本方針／3	
II. 企画および調査方針／3	
III. 事業内容／3	
第2章 アンケート調査	7
I. 調査内容／9	
II. 調査結果／11	
1. 心のバリアに関すること／11	
(1) 心のバリアとは、どのようなことから生まれると思いますか	
(2) 心のバリアだと感じた体験や事例などありますか	
2. 心のバリアフリーに関すること／25	
(1) 心のバリアフリーという言葉を知っていますか	
(2) 心のバリアフリーとは、どのようなことだと思いますか	
(3) 心のバリアフリーだと感じた体験や事例などありますか	
(4) 心のバリアフリーを広げるためには、どうしたらいいと思いますか	
(5) 心のバリアフリー啓発のために、国や地方自治体に行ってほしいことは何ですか	
(6) 心のバリアフリーに関する意見、感想はありますか	
第3章 座談会	63
事業の経緯と概要について／65	
心のバリアについて ～どのようなことから生まれるか～／71	
心のバリアについて ～寄せられた事例から～／74	

心のバリアフリーについて ～そのイメージするもの～/79

心のバリアフリーについて ～寄せられた事例から～/82

心のバリアフリーについて ～拡充のための手段と国や自治体の取り組むべきこと～/88

心のバリアフリーについて ～その課題解消のために求められること～/93

心のバリアフリー化に関する促進・啓発事業企画実行委員会委員一覧 111

第 1 章

事 業 概 要

I. 基本方針

近年、バリアフリー化の促進については、国や地方自治体、民間において、安全に安心して暮らせる共生社会への実現に向けた様々な取り組みが積極的に行われている。その取り組みは、生活環境の困難さによる整備促進の地域間の格差はあるものの、障害者の社会参加へのアクセスの解消改善という面からみれば、一層の期待が求められる。

そのような社会の流れも後押しになって、“バリアフリー”という言葉は、国民に認知され、一般的な用語となった。しかし、障害の分野からみれば、施設・設備、情報等の範囲にとどまっており、共生社会を目指すという観点からすれば、いわゆる障害に係わる4つのバリア（物理的、文化情報面、制度上、意識上（心））が、社会的モラルとして浸透し、これら全てのバリアが解消されることが必要である。

本事業では、4つのバリアのうちで特に見落とされている意識上のバリア、いわゆる心のバリアに注目し、その意識調査とともに、バリアあるいはバリアフリーの実態を把握し、問題の検証を行うことから、心のバリアフリーの在り方を考えていく。

さらに、心のバリアフリーに対する効果的な啓発として、シンポジウムを開催し、社会一般への理解促進を図る。

II. 企画および調査方針

障害者団体関係者を中心に、「心のバリアフリー化に関する促進・啓発事業企画実行委員会」を設置し、上掲基本方針に基づき、事業の企画およびアンケート内容等検討作業にあたる。

アンケート調査は、心のバリアフリーに関する意識調査を行うことを目的として、全国の障害者団体を通じ、身体障害者相談員、知的障害者相談員、家族会相談員あるいは精神障害者相談員等約1,000名を対象にアンケートを実施する。また、集計した調査結果は、企画実行委員と学識経験者等で構成された座談会により討議・分析する。集計結果と座談会内容は、『報告書』として作成し、日身連加盟団体他、関係障害者団体、行政機関、社会福祉協議会、地方社会参加推進センター等に広く無償頒布する。

III. 事業内容

(1) アンケート調査

調査主体	(福)日本身体障害者団体連合会
調査協力	(福)全日本手をつなぐ育成会、(公社)全国精神保健福祉会連合会
調査期間	平成23年6月から7月までの2ヶ月間

調査対象	全国の障害者相談員、家族会相談員または精神障害者相談員	1,080名
	内訳 身体障害者相談員	620名
	知的障害者相談員	310名
	家族会相談員または精神障害者相談員	150名
	※精神障害の分野は、障害者相談員制度が法定化されていないため、みんなねつとを介して調査を実施する。	
調査方法	調査票の郵送による配布回収	
調査結果	回収数 702件 (回答率 65%)	
	有効回答数 702件	
	内訳 身体障害者相談員	390件 (回答率 62.9%)
	知的障害者相談員	171件 (回答率 55.2%)
	家族会相談員または精神障害者相談員	102件 (回答率 68.0%)
	その他の相談従事者	39件

(2) 座談会

期日 平成23年11月4日(金) 13時～16時

場所 東京ステーションコンファレンス(東京都千代田区)

出席者:

◇心のバリアフリー化に関する促進・啓発事業企画実行委員会

委員長/坂巻 熙 (さかまき ひろむ)

元毎日新聞社論説委員、淑徳大学名誉教授、潤沢会理事長

委員/阿部 一彦 (あべ かずひこ)

(財) 仙台市障害者福祉協会会長、東北福祉大学総合福祉学部教授

細川 瑞子 (ほそかわ みずこ)

(福) 全日本手をつなぐ育成会中央相談室長

良田 かおり (よしだ かおり)

(公社) 全国精神保健福祉会連合会事務局長

森 祐司 (もり ゆうじ)

(福) 日本身体障害者団体連合会常務理事・事務局長

◇学識経験者

末田 統 (すえだ おさむ)

兵庫県立福祉のまちづくり研究所長、徳島大学名誉教授

茨木 尚子 (いばらき なおこ)

明治学院大学社会福祉学科教授

藤井 克徳 (ふじい かつのり)

日本障害フォーラム幹事会議長、日本障害者協議会常務理事

進行: 小野 隆 (おの たかし)

(福) 日本身体障害者団体連合会事務局

(3) シンポジウム 差別と差異のはざままで ～考えてみませんか心のバリアフリー～

主催 (福)日本身体障害者団体連合会
後援 (福)全日本手をつなぐ育成会、(公社)全国精神保健福祉会連合会
協力 中央障害者社会参加推進センター
熊本/(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会、
熊本県障がい者社会参加推進センター

①東京会場

期日 平成24年1月12日(木)13時～17時 参加者110人

場所 東京ステーションコンファレンス(東京都千代田区)

内容 特別講演『いのちが最優先される社会の実現を』

講師 川田 龍平(かわだりゅうへい)
みんなの党参議院議員

特別報告『東日本大震災被災地から』

講師 阿部 一彦(あべかずひこ)
(財)仙台市障害者福祉協会会長、東北福祉大学総合福祉
学部教授、被災障害者を支援するみやぎの会代表

シンポジウム『差別と偏見のはざままで

～考えてみませんか心のバリアフリー』

シンポジスト

阿部 一彦(あべかずひこ)
(財)仙台市障害者福祉協会会長、東北福祉大学総合福祉
学部教授、被災障害者を支援するみやぎの会代表

荒 中(あらただし)
弁護士

中野 敏子(なかのとしこ)
明治学院大学社会学部教授

良田 かおり(よしだ かおり)
(公社)全国精神保健福祉会連合会事務局長

渡井 秀匡(わたい ひでただ)
(特非)東京盲ろう者友の会理事

コメンテーター:

坂巻 熙(さかまき ひろむ)
元毎日新聞社論説委員、淑徳大学名誉教授、潤沢会理事長

コーディネーター:

藤井 克徳(ふじい かつのり)
日本障害フォーラム幹事会議長、日本障害者協議会常務理事

②熊本会場

期 日 平成 24 年 1 月 14 日 (土) 13 時～17 時 参加者 121 人

場 所 アークホテル熊本 (熊本県熊本市)

内 容 特別講演『差別禁止と心のバリア』

講師 東 俊裕 (ひがし としひろ)
障がい者制度改革推進会議担当室長

特別報告『東日本大震災被災地から』

講師 阿部 一彦 (あべ かずひこ)
(財) 仙台市障害者福祉協会会長、東北福祉大学総合福祉
学部教授、被災障害者を支援するみやぎの会代表

シンポジウム『差別と偏見のはざままで

～考えてみませんか 心のバリアフリー』

シンポジスト：

阿部 一彦 (あべ かずひこ)
(財) 仙台市障害者福祉協会会長、東北福祉大学総合福祉
学部教授、被災障害者を支援するみやぎの会代表

楠 達雅 (くすのき たつまさ)
熊本きぼう福祉センター精神保健福祉士

工藤 昌敏 (くどう まさとし)
国立療養所菊池恵楓園入所者自治会長

細川 瑞子 (ほそかわ みずこ)
(福) 全日本手をつなぐ育成会中央相談室長

良永 彌太郎 (よしなが やたろう)
熊本学園大学社会福祉学部特任教授

コメンテーター

坂巻 熙 (さかまき ひろむ)
元毎日新聞社論説委員、淑徳大学名誉教授、潤沢会理事長

コーディネーター

東 俊裕 (ひがし としひろ)
障がい者制度改革推進会議担当室長

(順不同・敬称略)

第2章

アンケート調査

I. 調査内容

1. あなたご自身のことについておたずねします。当てはまるものに○印または必要事項をお書きください。

① 性別： 男性 女性 ② 年齢： _____ 歳代

③ 居住地： _____ 都道府県 _____ 郡市区町村

④ 相談員の種類：身体障害者相談員 知的障害者相談員
精神障害者相談員もしくは家族(会)相談員
その他 (_____)

⑤ - 1 あなたの障害の有無： ある ない

⑤ - 2 ご家族の障害の有無： ある ない

⑥ 障害の種類： 肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 言語障害
内部障害 知的障害 精神障害 その他 (_____)

2. まず「心のバリア」についておたずねします。当てはまるものに○印または必要事項をお書きください。

(1) 「心のバリア」とは、どのようなことから生まれると思いますか。思われるものすべてに○印をつけてください。

ア. 無視 イ. 偏見 ウ. 差別 エ. 誤解 オ. 特別視
カ. 障害への無理解 キ. 軽蔑 ク. あわれみ ケ. 心ない言葉 コ. 排除

(2) 上記以外の言葉で、「心のバリア」だと思う言葉があればお書きください。

(3) では、日常生活、社会生活の場や福祉施設・制度上等において、障害者に対する「心のバリア」だと感じた体験や事例などがありましたらお書きください。

3. 次に、「心のバリアフリー」についておたずねします。

(1) 「バリア」をなくすことを「バリアフリー」といいます。「心のバリアフリー」という言葉を知っていますか。

ア. 知っている イ. 知らない

(2) 「心のバリアフリー」とはどのようなことだと思いますか。イメージするものすべてに○印をつけてください。

ア. 助け合い イ. 配慮 ウ. 共生社会 エ. 心のふれあい
オ. 障害への理解 カ. 思いやり キ. 適切な言葉使い ク. 人権・人格の尊重

(3) 上記以外の言葉で、「心のバリアフリー」だと思える言葉があればお書きください。

(4) では、日常生活、社会生活の場や福祉施設・制度上等において、障害者に対する「心のバリアフリー」だと感じた体験・事例などがありましたらお書きください。

(5) では、「心のバリアフリー」を広げるためには、どうしたらいいと思いますか。思われるものすべてに○印をおつけください。

ア. 学校教育

(障害者の体験談や車いすや視覚障害などの疑似体験、ボランティア動など学校教育の場で積極的に取り入れていく)

イ. 地 域

(町内会や市民グループ等のイベントを利用して障害者等と交流の場をもつ)

ウ. 施 設

(福祉施設での年間行事や避難訓練などを利用して、定期的に地域住民との交流の場をもつ)

エ. 障害者・団体

(障害者団体が、ボランティアや民間団体等と一緒に活動を行う)

オ. マスメディア (テレビ、新聞等を通じて正しい障害者理解を広める)

カ. その他 ()

(6) 「心のバリアフリー」啓発のために、国や地方自治体に行ってもらいたいことは何ですか。思われるものすべてに○印おつけください。

ア. 障害のある子どももいない子どもも一緒に学べる学校教育の場を実現する。

イ. 障害者に係わる業務に携わる人 (公務員含む) への障害者への理解促進と接遇の改善を図っていく。

ウ. 『障害者週間』等を利用し、「心のバリアフリー」周知のための事業を積極的に行う。

エ. 地域住民、障害者団体、民間企業等と協働して啓発運動を進める。

オ. その他 ()

(7) その他、「心のバリアフリー」に関するご意見ご感想などがありましたら、お書きください。

II. 調査結果

1. 心のバリアに関すること

(1) 心のバリアとは、どのようなことから生まれると思いますか。

この問いに対し、無視・偏見・差別・誤解・特別視・障害への無理解・軽蔑・あわれみ・心ない言葉・排除の中から回答（複数回答）してもらったところ、三障害合計では、全ての回答が30%以上となった。特に、無理解と偏見は70%を超え、他の回答を大きく上回り、心ない言葉と差別が50%を超えたが、あわれみ、軽蔑、排除は30%を若干上回った程度だった。（表1・図1-1）

障害別でみると、身体は、無理解が70%を超え最も高く、偏見、差別、心ない言葉も50%を超えた一方、軽蔑と排除は30%に満たなかった。知的は、全ての回答が30%を超え、無理解は87.6%で、偏見、誤解、差別も50%を超え、最も低かったのは軽蔑の34.9%だった。精神は、無理解と偏見がともに90%弱で、誤解、差別、心ない言葉も50%を超えたが、最も低かったあわれみは27.3%で、他の回答を大きく下回った。（表1・図1-2）

◇割合の高かった主な回答；

三障害	①無理解 77.9%	②偏見 70.8%	③差別 58.3%
身体	①無理解 73.2%	②偏見 63.8%	③差別 59.2%
知的	①無理解 87.6%	②偏見 76.9%	③誤解 62.1%
精神	①無理解 89.9%	②偏見 87.9%	③誤解 67.8%

◇割合の低かった主な回答；

三障害	①排除 30.9%	②軽蔑 31.8%	③あわれみ 31.9%
身体	①排除 22.6%	②軽蔑 29.2%	③あわれみ 32.4%
知的	①軽蔑 34.9%	②あわれみ 37.3%	③無視 38.5%
精神	①あわれみ 27.3%	②無視 36.4%	③軽蔑 39.4%

年齢別では、40歳代までは、偏見と無理解が70%以上となり、誤解と差別も50%を超えたが、最も低かった無視は30%を下回った。（備考：40歳代までは回答人数が合計人数の6%にすぎなかったため、参考的集計として取り扱う。）

50歳代は、無理解が86.5%で、偏見も73.9%となり、誤解と差別も50%を超えた一方で、最も低かった軽蔑は30%を下回った。そのうちの身体は、無理解が79.4%で最も高く、軽蔑と排除がともに29.4%で最も低かった。知的は、無理解が90%で際立って高く、次の偏見は73.3%で、そのほか50%を超えたのは誤解、特別視、差別だけで、最も低かったのは軽蔑の23.3%だった。精神は、偏見、誤解、無理解がともに88.9%でその他の回答を大きく上回り、最も低かったあわれみと排除はともに11.1%で大きな差がみられた。

60歳代は、無理解と偏見がともに70%を超え、軽蔑が31.2%で一番低く、排除、あわれみ、無視も35%に満たなかった。そのうちの身体は、特に突出した回答はなく、偏見が67.9%で最も高く、50%を超えたのは無理解、差別、心ない言葉で、23.7%で最も低い排除と軽蔑は30%未満であった。知的は、無理解の89.1%と偏見の76.6%のほか50%を超えたのは差別、誤解、心ない言葉だけとなり、あわれみが35.9%で最も低かった。精神は、無理解が93.5%で、次の偏見84.8%とともに他の回答に比べ高い割合となり、最も低かったのは無視の30.4%で、あわれみと軽蔑も30%を超えた程度でその他の回答との差がみられた。

70歳代以上は、無理解が77.8%で最も高く、その他50%を超えたのは、偏見、差別、心ない言葉で、あわれみと排除は30%を下回った。そのうちの身体は、無理解が75.3%で最も高く、偏見、差別、心ない言葉が50%を超えたものの、軽蔑とあわれみは30%を下回り、排除は19.9%で、どの年代・障害種別のうちで最も低い数値となった。知的は、無理解が80.8%で最も高く、偏見も70%を超え、30%を下回ったのは最も低かったあわれみの26.9%だった。精神は、偏見と無理解がともに83.7%で最も高く、30%を下回ったのはあわれみの23.3%だけとなった。(表2・図2、2-1~2-4)

◇割合の高かった主な回答；

~40歳代	①偏見 76.7%	②無理解 72.1%	③誤解 60.5%
身体	①無理解、心ない言葉 72.7%		③偏見、誤解、特別視 54.5%
知的	①偏見 85.0%	②無理解 80.0%	③誤解 75.0%
精神	①偏見 100%	②誤解 66.7%	③差別、特別視、 無理解、あわれみ、排除 33.3%
50歳代	①無理解 86.5%	②偏見 73.9%	③誤解 61.3%
身体	①無理解 79.4%	②偏見 70.6%	③誤解 61.8%
知的	①無理解 90.0%	②偏見 73.3%	③誤解 61.7%
精神	①偏見、誤解、無理解 88.9%		
60歳代	①無理解 75.7%	②偏見 73.6%	③差別 58.7%
身体	①偏見 67.9%	②無理解 64.1%	③差別 57.1%
知的	①無理解 89.1%	②偏見 76.6%	③差別、誤解 59.4%
精神	①無理解 93.5%	②偏見 84.8%	③誤解 69.6%
70歳代~	①無理解 77.8%	②偏見 65.8%	③差別 60.5%
身体	①無理解 75.3%	②偏見 59.7%	③差別 58.1%
知的	①無理解 80.8%	②偏見 73.1%	③誤解 57.7%
精神	①偏見、無理解 83.7%		③差別 69.8%

◇割合の低かった主な回答；

～40 歳代	①無視 27.9%	②軽蔑 32.6%	③排除 34.9%
身体	①無視、排除 9.1%		③軽蔑 18.2%
知的	①無視、軽蔑、排除 40.0%		
精神	①無視、軽蔑、心ない言葉 0%		
50 歳代	①軽蔑 27.0%	②無視、排除 34.2%	
身体	①軽蔑、排除 29.4%		③無視 35.3%
知的	①軽蔑 23.3%	②無視 33.3%	③あわれみ 40.0%
精神	①あわれみ、排除 11.1%		③無視、特別視、軽蔑 33.3%
60 歳代	①軽蔑 31.2%	②排除 33.0%	③あわれみ 34.1%
身体	①排除 23.7%	②軽蔑 26.3%	③無視 32.1%
知的	①あわれみ 35.9%	②軽蔑 40.6%	③無視、排除 42.2%
精神	①無視 30.4%	②あわれみ 32.6%	③軽蔑 34.8%
70 歳代～	①あわれみ 26.7%	②排除 27.1%	③軽蔑 33.8%
身体	①排除 19.9%	②あわれみ 27.4%	③軽蔑 29.6%
知的	①あわれみ 26.9%	②無視 38.5%	③軽蔑 42.3%
精神	①あわれみ 23.3%	②排除 41.9%	③無視 44.2%

そのほか上掲の選択以外の言葉でバリアだと思うもの（自由記述）については、三障害合計で145件の回答があった。そのうちの身体は、82件の回答があり、“無関心”のほか“人を見下した言葉”や“差別用語”をあげた回答が多かった。知的は、37件の回答があり、“軽蔑”、“無関心”のほか、“みられること（じろじろ、じっと）”といった動作・態度をあげる回答が多かった。精神は、26件の回答があり、“無関心”、“無知”といった回答が多かった。

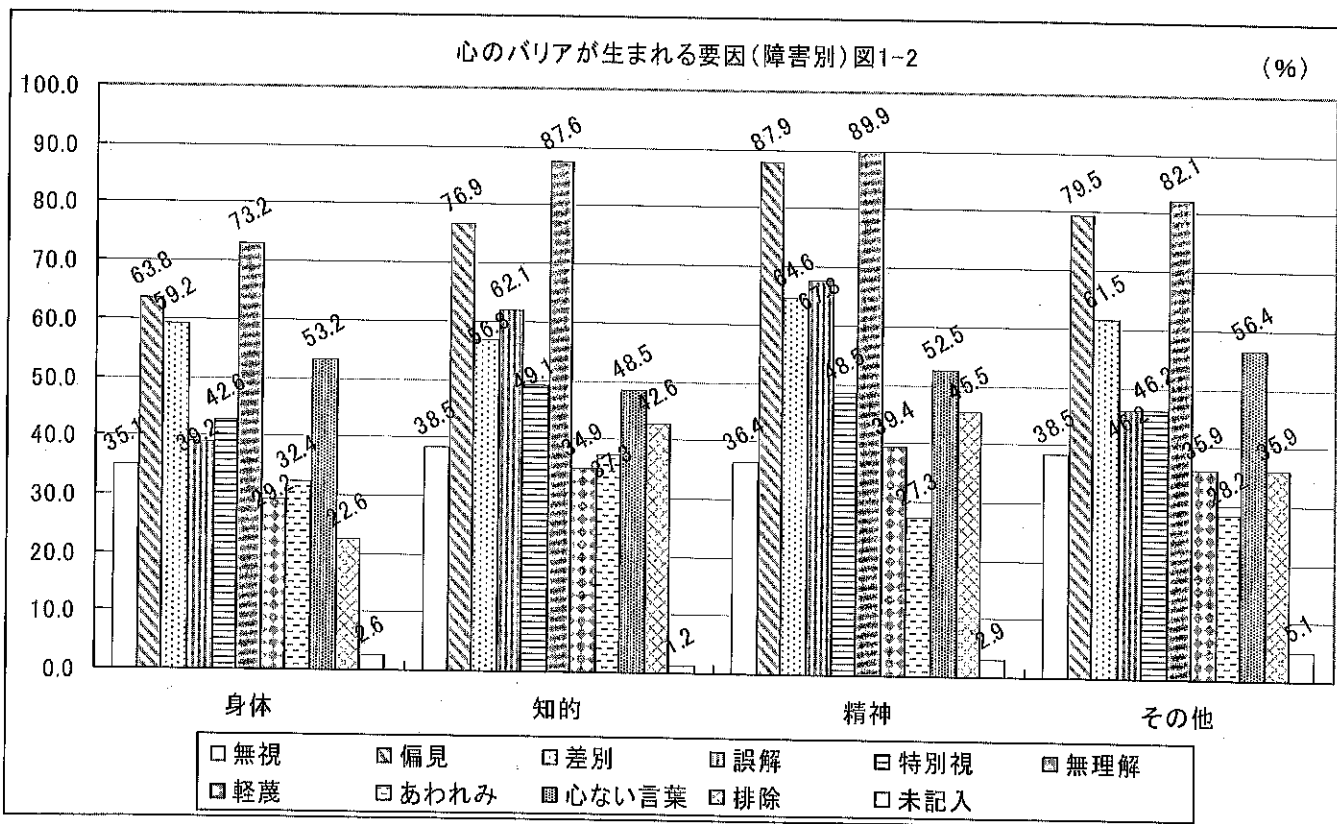
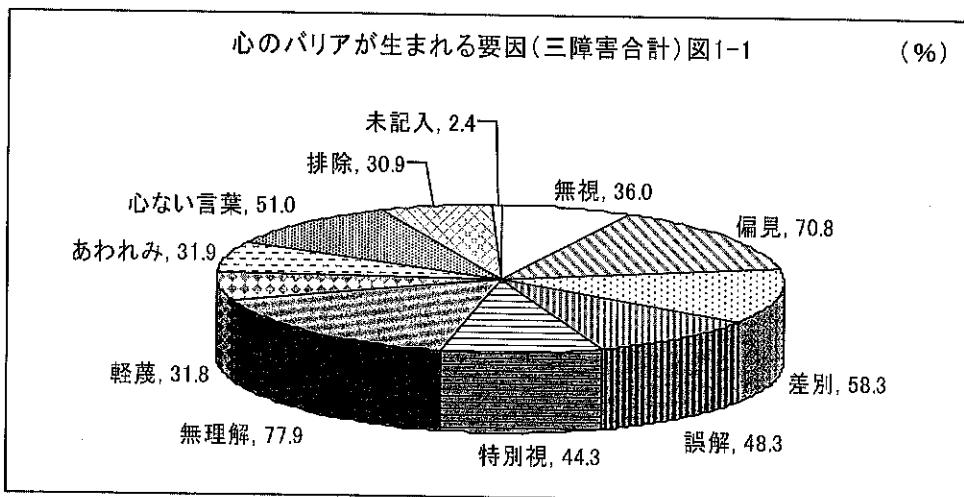
心のバリアが生まれる要因（表1）

単位:件

区分	身体 総数 390	知的 総数 170	精神 総数 102	その他 総数 39	合計 総数 702
無視	137 (35.1)	65 (38.5)	36 (36.4)	15 (38.5)	253 (36.0)
偏見	249 (63.8)	130 (76.9)	87 (87.9)	31 (79.5)	497 (70.8)
差別	225 (59.2)	96 (56.8)	64 (64.6)	24 (61.5)	409 (58.3)
誤解	149 (39.2)	105 (62.1)	67 (67.8)	18 (46.2)	339 (48.3)
特別視	162 (42.6)	83 (49.1)	48 (48.5)	18 (46.2)	311 (44.3)
無理解	278 (73.2)	148 (87.6)	89 (89.9)	32 (82.1)	547 (77.9)
軽蔑	111 (29.2)	59 (34.9)	39 (39.4)	14 (35.9)	223 (31.8)
あわれみ	123 (32.4)	63 (37.3)	27 (27.3)	11 (28.2)	224 (31.9)
心ない言葉	202 (53.2)	82 (48.5)	52 (52.5)	22 (56.4)	358 (51.0)
排除	86 (22.6)	72 (42.6)	45 (45.5)	14 (35.9)	217 (30.9)
未記入	10 (2.6)	2 (1.2)	3 (2.9)	2 (5.1)	17 (2.4)

※その他は、身体・知的障害者相談員または精神障害者相談員・家族会相談員以外の相談従事者及び不明

※()内は障害別回答総数に対する割合(%)



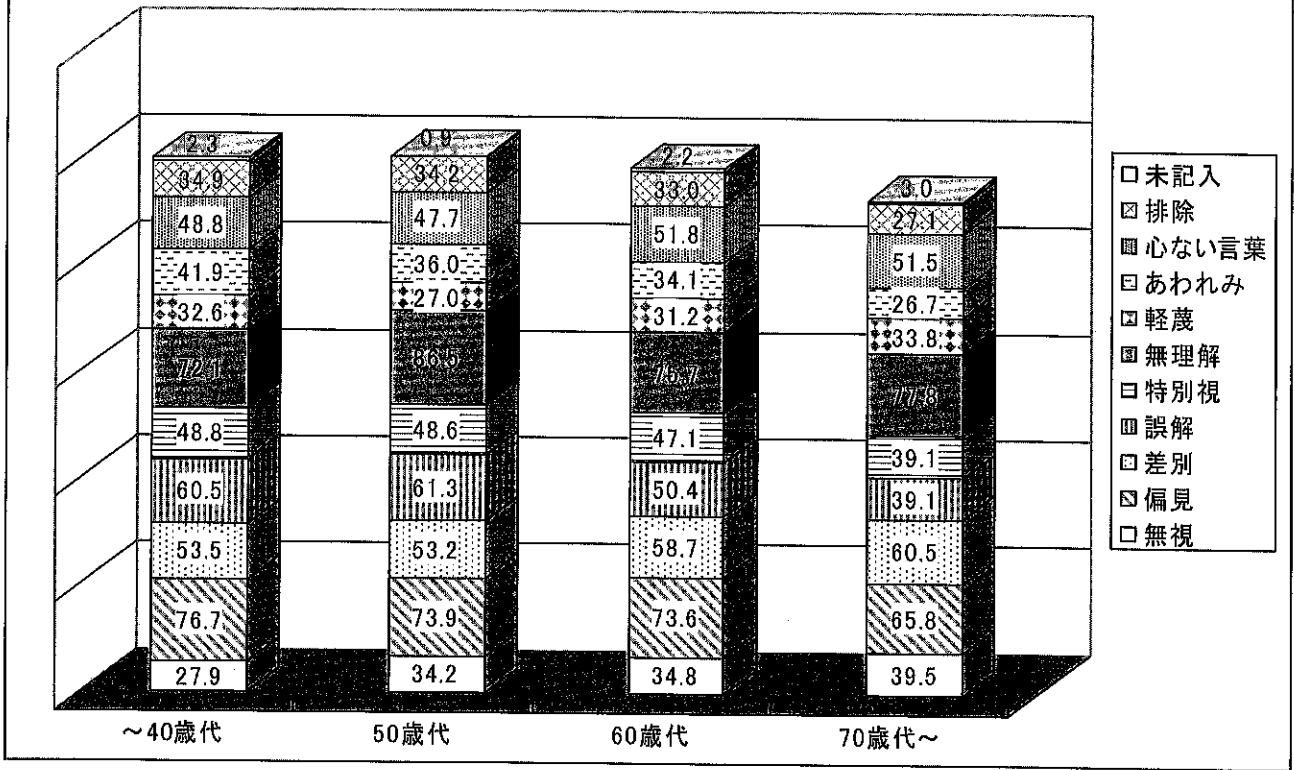
心のバリアが生まれる要因(年齢別)表2

区分	～40歳代					50歳代					合計
	身体 総数 11	知的 総数 20	精神 総数 3	合計 総数 43	身体 総数 34	知的 総数 60	精神 総数 9	合計 総数 111			
無視	1 (9.1)	8 (40.0)	0 (0.0)	12 (27.9)	12 (35.3)	20 (33.3)	3 (33.3)	38 (34.2)			
偏見	6 (54.5)	17 (85.0)	3 (100.0)	33 (76.7)	24 (70.6)	44 (73.3)	8 (88.9)	82 (73.9)			
差別	5 (45.5)	12 (60.0)	1 (33.3)	23 (53.5)	20 (58.8)	31 (51.7)	4 (44.4)	59 (53.2)			
誤解	6 (54.5)	15 (75.0)	2 (66.7)	26 (60.5)	21 (61.8)	37 (61.7)	8 (88.9)	68 (61.3)			
特別視	6 (54.5)	10 (50.0)	1 (33.3)	21 (48.8)	17 (50.0)	32 (53.3)	3 (33.3)	54 (48.6)			
無理解	8 (72.7)	16 (80.0)	1 (33.3)	31 (72.1)	27 (79.4)	54 (90.0)	8 (88.9)	96 (86.5)			
軽蔑	2 (18.2)	8 (40.0)	0 (0.0)	14 (32.6)	10 (29.4)	14 (23.3)	3 (33.3)	30 (27.0)			
あわれみ	4 (36.4)	9 (45.0)	1 (33.3)	18 (41.9)	13 (38.2)	24 (40.0)	1 (11.1)	40 (36.0)			
心ない言葉	8 (72.7)	9 (45.0)	0 (0.0)	21 (48.8)	19 (55.9)	25 (41.7)	5 (55.6)	53 (47.7)			
排除	1 (9.1)	8 (40.0)	1 (33.3)	15 (34.9)	10 (29.4)	25 (41.7)	1 (11.1)	38 (34.2)			
未記入	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.3)	1 (2.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.9)			

区分	60歳代					70歳代～					合計
	身体 総数 156	知的 総数 64	精神 総数 46	合計 総数 276	身体 総数 186	知的 総数 26	精神 総数 43	合計 総数 266			
無視	50 (32.1)	27 (42.2)	14 (30.4)	96 (34.8)	72 (38.7)	10 (38.5)	19 (44.2)	105 (39.5)			
偏見	106 (67.9)	49 (76.6)	39 (84.8)	203 (73.6)	111 (59.7)	19 (73.1)	36 (83.7)	175 (65.8)			
差別	89 (57.1)	38 (59.4)	29 (63.0)	162 (58.7)	108 (58.1)	14 (53.8)	30 (69.8)	161 (60.5)			
誤解	63 (40.4)	38 (59.4)	32 (69.6)	139 (50.4)	57 (30.6)	15 (57.7)	25 (58.1)	104 (39.1)			
特別視	74 (47.4)	28 (43.8)	24 (52.2)	130 (47.1)	64 (34.4)	12 (46.2)	20 (46.5)	104 (39.1)			
無理解	100 (64.1)	57 (89.1)	43 (93.5)	209 (75.7)	140 (75.3)	21 (80.8)	36 (83.7)	207 (77.8)			
軽蔑	41 (26.3)	26 (40.6)	16 (34.8)	86 (31.2)	55 (29.6)	11 (42.3)	20 (46.5)	90 (33.8)			
あわれみ	54 (34.6)	23 (35.9)	15 (32.6)	94 (34.1)	51 (27.4)	7 (26.9)	10 (23.3)	71 (26.7)			
心ない言葉	79 (50.6)	33 (51.6)	25 (54.3)	143 (51.8)	94 (50.5)	14 (53.8)	21 (48.8)	137 (51.5)			
排除	37 (23.7)	27 (42.2)	25 (54.3)	91 (33.0)	37 (19.9)	12 (46.2)	18 (41.9)	72 (27.1)			
未記入	3 (1.9)	1 (1.6)	2 (4.3)	6 (2.2)	6 (3.2)	1 (3.8)	1 (2.3)	8 (3.0)			
合計	702	493	405	251	702	493	405	251			

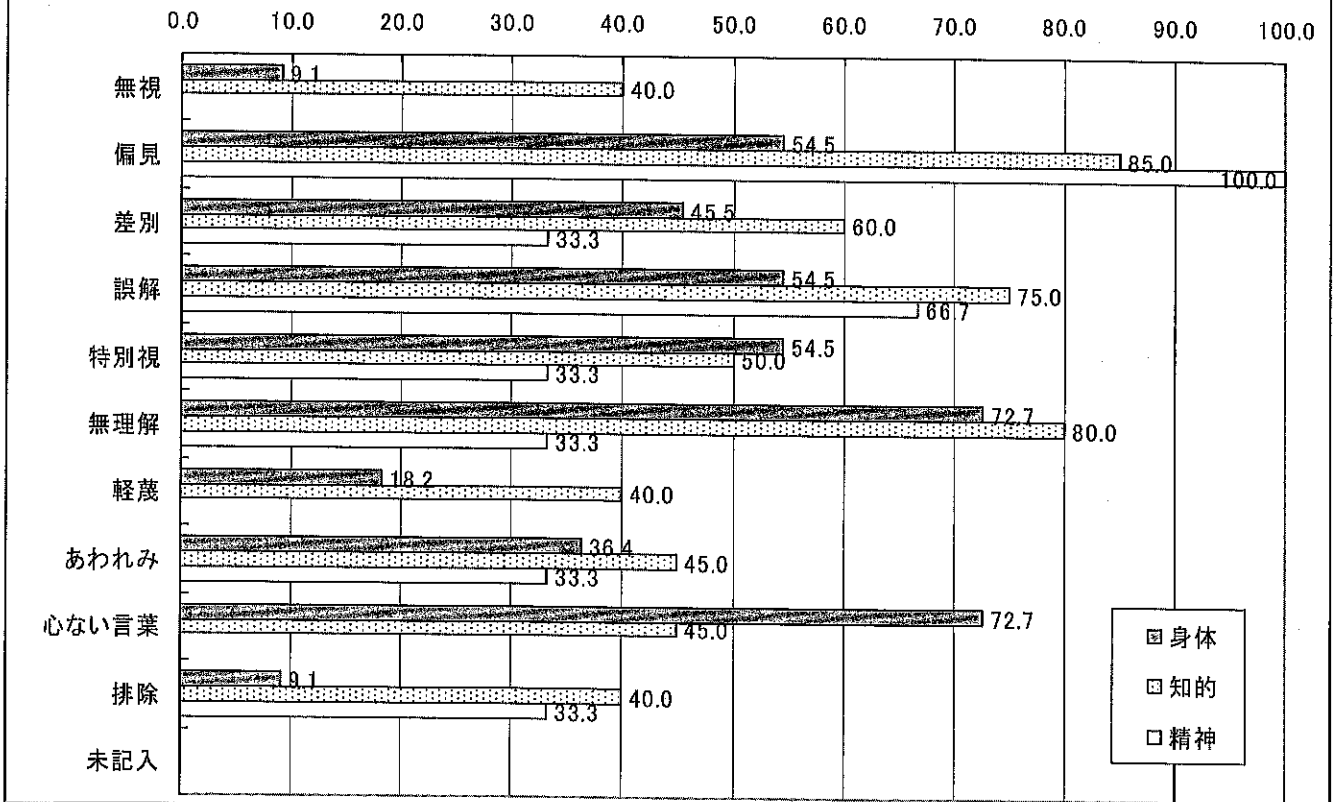
心のバリアが生まれる要因(年代別)図2

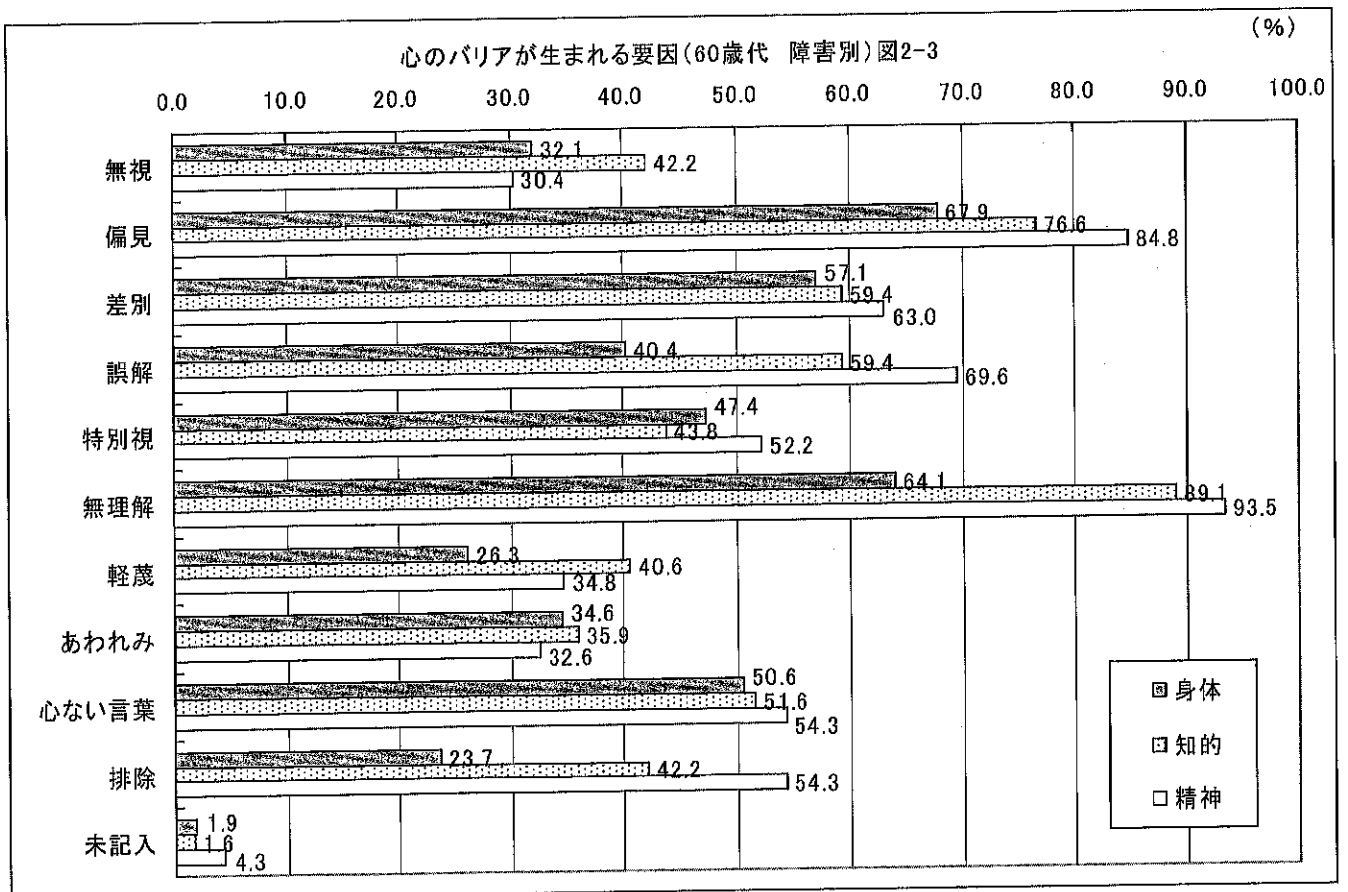
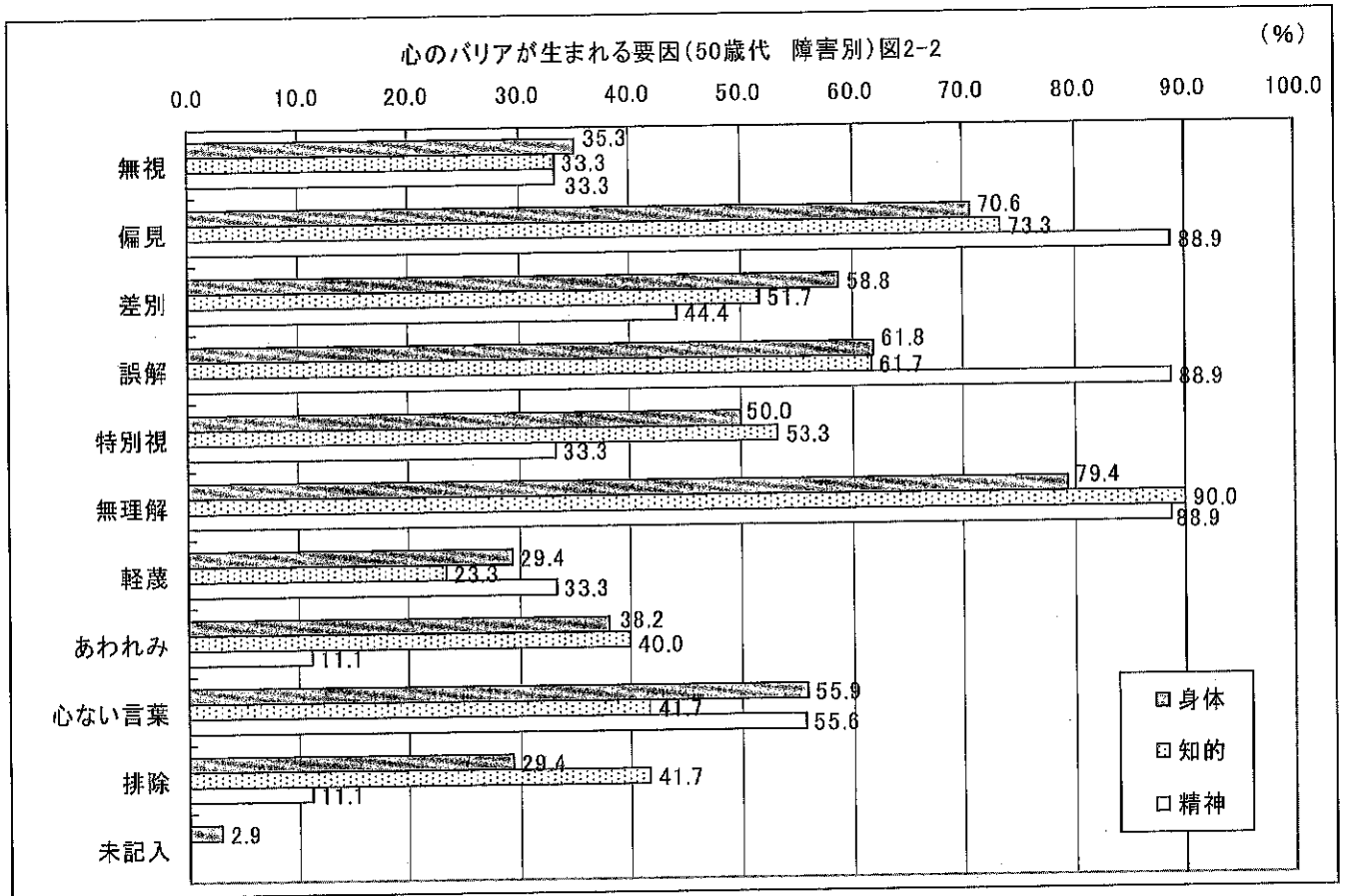
(%)



心のバリアが生まれる要因(~40歳代 障害別)図2-1

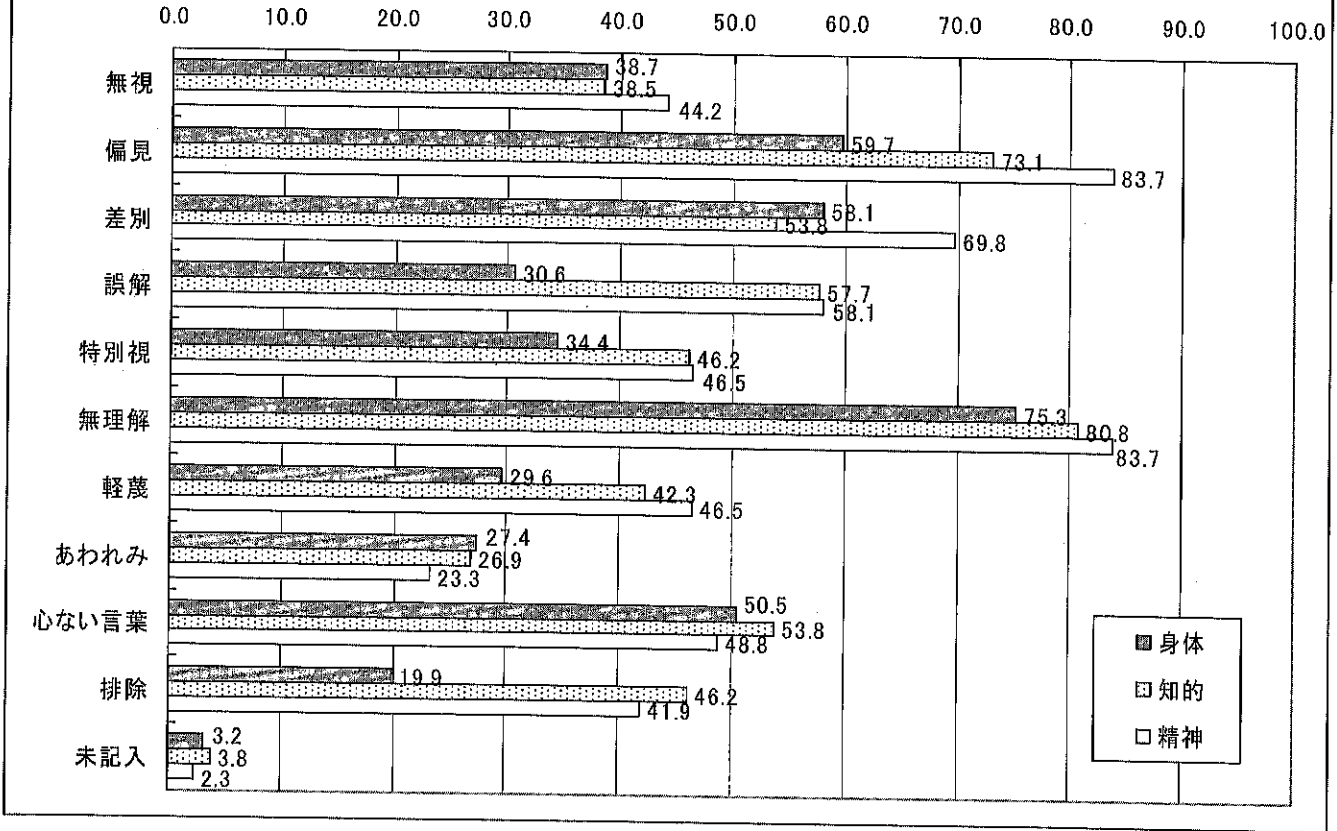
(%)





心のバリアが生まれる要因(70歳代～ 障害別)図2-4

(%)



(2) 心のバリアだと感じた体験や事例などありますか。

この問いに対し、日常生活、社会生活の場や福祉施設・制度上などにおける障害者に対する「心のバリア」に関する体験や事例を求めたところ、429件（61%）の回答が寄せられた。そこで、以下のとおり、身体、知的、精神ごとに区分しとりまとめ、併せて、典型的な事例を記載した。なお、事例紹介については、個人や地域が特定されないよう内容を修正した。

● 身体障害分野

身体障害の分野では、220件（56%）の記載があり、さまざまな形の「差別」、「無理解や理解不足」、「心ない言葉」、「特別視」、「偏見」があげられた。「無理解や理解不足」のために「差別」がもたらされると考えられ、互いの関係について障害がある市民と障害のない市民がともに考えることのできる環境をつくることが重要である。

現在、平成25年に法案提出を目指す「障害を理由とする差別の禁止に関する法律」の制定に向けた取り組みが行われており、今回あげられた諸事例について、障害者相談員がさらに検討そして学びを深め、国・行政・社会に問題提起していく必要が強く感じられる。

いくつかの事例については表現を少し変えているものもある。

<事例>

- ① 職場において、健常者と障害者の従業員間で対応に大きな差があり、昇進などで大きな違いがある。また、障害者には研修を受ける機会も少ない。
- ② 列車のシルバーシート付近やバスの車内で、障害者・高齢者が立っただけでも知らんぷりをしたり、本を読んだり、無理に寝たり、気づかないふりをする。
- ③ 駐車場の障害者スペースに一般車が平然と駐車している。また、施設（店舗）の配慮で、一般車が駐車しないようにコーン・ポールを設置しているのは分かるが、車いす利用者等が一人で来た際に、それをどうやってずらして駐車するのかが分かっていない。その配慮も考えて欲しい。
- ④ 車いす利用者（肢体不自由者）、視覚障害者、聴覚障害者、内部障害者に対して、上辺だけ、見た目だけで別扱いにするとところがあり、だから駄目と入場等を拒否することがある。
- ⑤ 町内会、近所づきあいでも聞こえないので、話し合いに参加できないし、話し合いの結果もわからない。聴覚障害者が地域に積極的に参加できる環境づくり（心のバリアフリー）に教育や社会福祉の中で大きく取り組む必要がある。

- ⑥ 視覚障害のために、証券会社、銀行、クレジットカード等の手続きの際、不安や負担を感じる人が多い。カードの使用時には、金額確認ができないという問題がある。
- ⑦ 健常者は、当事者に対する同情が実は当事者にとって苦痛であるということを理解していない。それにもかかわらず自分たちは理解していると誤解している。
- ⑧ 障害者は外見で判断されるので困る。内部障害者は外見には障害度が見えないことから、強く誤解と心無い言葉を受けることが多い。
- ⑨ 喉頭摘出者は音声言語障害者である。私たちは第2の声を出すための発声の練習をして自分の声で会話したいと思っているが、知らない人は手話をすればいいのではと言う人もいる。
- ⑩ 低床バスや電車の中で、車いす使用者が乗ってくると固定などに時間がかかるため、あからさまに「このバスは遅い」などと口にする人がいる。車いす使用者や足の不自由な方のために導入されたものであるから、別のバスや電車利用してほしいと思う。
- ⑪ 歩けると思って、車いすとは何事かという心無い発言をしたり、障害の理解なしにただリハビリしないので駄目だと決め付けたりする。
- ⑫ 悪気はないと思うが、障害の部分に指をさされたり、じろじろと見られたりすると、何か引け目を感じる。また、子どもが障害者をじろじろ見ているときなど、親が「見ちゃダメ」などと言って、適切に対応しない。
- ⑬ 介護者や家族と同伴の場合、本人に向かって話すべきことでも、相手は介護者などに向かって話しかける。同伴者がいないで一人で乗車する場合に、乗務員は本人の言葉、意思を汲み取る努力をするが、同伴者がいるとまったくしない。
- ⑭ 社会生活で本人の意志を聞かず、勝手にあの人は身体が不自由だから参加することは無理と決め付ける傾向がある。

● 知的障害分野

知的障害の分野では、110件の記載があり、アンケートに回答された方の65%が書かれたことになり、この問題への関心の高さが伺えた。

内容的には、「障害への無理解」が半数を占めたものの、「偏見」「差別」「排除」等の内

容も含まれている例も多く、ひとつの事例の中に複合的な要素があるため、画一的に分類することが難しいことが分かった。そのため、ここでは典型的とも思える事例をいくつか紹介することで、具体的に「心のバリア」を理解していただくこととしたい。

<事例>

- ① グループホーム等の開設にあたり、地域住民に説明をさせて、同意を必要とする。強硬な反対意見が出て、結局、建設中止になった。ケアホームが、調整区域に建てられない。犬猫飼育可の借家を見学したが、グループホーム目的と伝えたら、即時に拒否された。
- ② 年齢にあった声かけや態度ではなく、子ども扱いする。できるはずがないと、初めから決めつける。体験もさせず、本人に確認もしないまま、周りのペースで決めてしまう。本人のやりたい気持を置き去りにし、運動会や文化祭に、特別枠での参加や辞退を迫られる。文書に「ふりがな」を付けて済ませている。
- ③ スイミングスクールで、テストで「級」が上がることができず、いつも小さな子ども達のクラスに入れられた。子ども達は仲良くしていたが、見ている親達から、心無い言葉が聞こえてきた。
- ④ 福祉施設の中で、利用者の人権を傷つけるような会話を平気でしている職員がいる。
- ⑤ 警察の人たちの障害者に対する態度はひどい。障害者の言うことを全く信用せず、決めつける。
- ⑥ バスの運転手の中には、障害者の定期券の見せ方が悪い、と怒鳴る人がいた。
- ⑦ スーパー、デパート、電車、どこでもジロジロ見られ、時にはあからさまに避けられたり、冷たい視線を向けられる。
- ⑧ 時々利用するフェリーで、予約の時に障害者が乗ると言う、「他の乗客に迷惑をかけるのか」と毎回言われた。小さな子が走り回っていたり、酔っ払いもいるのに、なぜ障害者だけが迷惑をかけると思うのか。
- ⑨ 障害者スポーツセンターのプールを利用した時、身体障害の方から「ここはあなた達みたいな人が利用すると迷惑」と言われて、ショックだった。
- ⑩ 他の障害に対する理解が足りない。「あんた達、保護者は本人じゃない。知的障害者本人が出てきて話をしなくては」。知的障害者は皆、話ができると思っているのか。

- ⑪ 障害者団体の会議で、身体障害の方から、知的障害の手帳と色が同じにされたことへの苦情が延々と述べられ、腹が立った。
- ⑫ 障害児の親同士で、「あの子より自分の子の方がいいね」と比べてしまっている。気が付かないうちに、親も偏見や差別の心を持ってしまっている。
- ⑬ 後見人をつけると選挙権が奪われる。楽しみにしていた選挙に行けなくなった。選挙の時のサポート体制がない。
- ⑭ 震災の避難所に障害者向けの小部屋がなく、自家用車や半壊した家屋に住んでいる。仮設住宅にも、騒いでも隣家へ響かない厚い仕切り壁など、障害者向けの設備がない。

● 精神障害分野

精神障害の分野では、72件（71%）の記載があり、偏見、差別、無理解、心ない言葉について、傷ついた体験や意見が多くみられた。地域で、行政で、マスコミ対応で、企業、制度上でなど、差別や偏見にさらされているという主張がされている。特に制度上の他の障害者との不平等を訴える事例が多い。また当事者や家族にも偏見があるという指摘もある。

<事例>

- ① 障害の特性をわからずに、犯罪が発生するとマスメディアは一斉に精神障害者が起こした事件のように報道するなど、偏見を助長させる傾向がある。
- ② 「精神保健福祉法」そのものが差別法である。
- ③ 精神疾患を持つ人を、「何するかわからない怖い人」とみるのが世間では一般的である。今日では誰でもなりうる病気であると言われているが、その認識はまだ低い。
- ④ 3 障害平等になったと言われるが、医療費の補助や交通機関の割引など、精神は遅れており、サービス提供側の配慮も足りないように思う。
- ⑤ 精神障害者の施設を作ろうとした時、近隣に強く反対された。グループホームを立ち上げる時も、精神障害者のだと言ったら、そういう方たちではお貸しできないと言われた。

- ⑥ 今回の大震災の時、障害者専用の避難所がなく、周囲の人から差別的なことを言われ傷ついた。
- ⑦ 障害者枠で就職を希望した時に、精神障害者ですというほとんどの企業から断られてしまう。
- ⑧ 市の温泉プールの利用規定の「入場できない人」が列挙されていた中に、精神異常というのが挙げられていた。担当課に指摘し抹消してもらった。
- ⑨ 菓を飲み、認知障害を持っている人が多い。一つ一つの動作に時間がかかり、スーパーではお金の出し入れに時間がかかり、トイレでは列の後ろがわからず怒られてしまう。
- ⑩ 精神科の病気を持っていると、一般科の受診を断られることがある。入院も難色を示されるが、親の付き添いで何とか終日を無事に終えることができた。

2. 心のバリアフリーに関すること

(1) 心のバリアフリーという言葉を知っていますか。

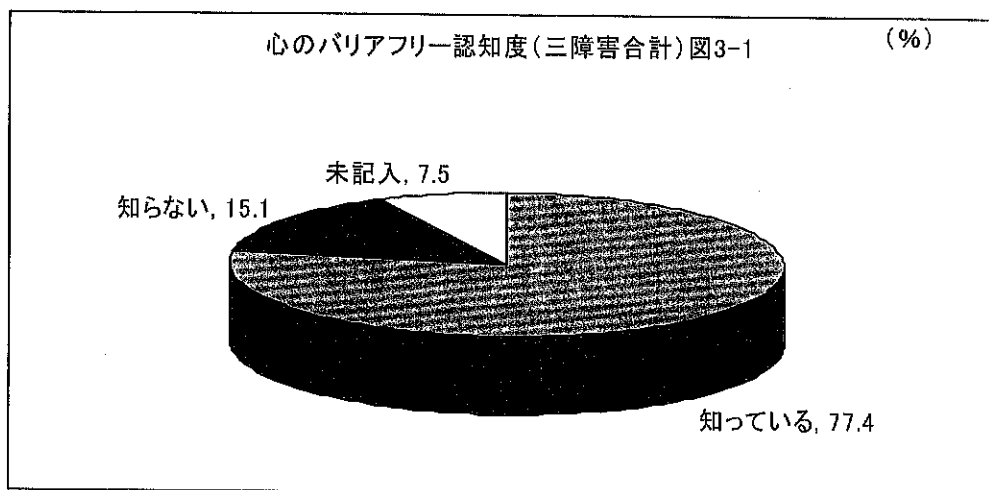
この問いに対し、三障害合計では、知っているが77.4%で約8割を占め、知らない15.1%、未記入7.5%で、認知度の高いことがわかった。障害別でみると、身体は知っている74.4%・知らない16.9%、知的は知っている80.7%・知らない12.9%、精神は知っている86.3%・知らない7.8%という結果になった。身体は、三障害合計および知的、精神の知っているとした割合が低くだけでなく、精神の知らないとした割合と比較すると、その2倍の割合であり、認知度の低いことがうかがえた。(表3・図3-1～3-2)

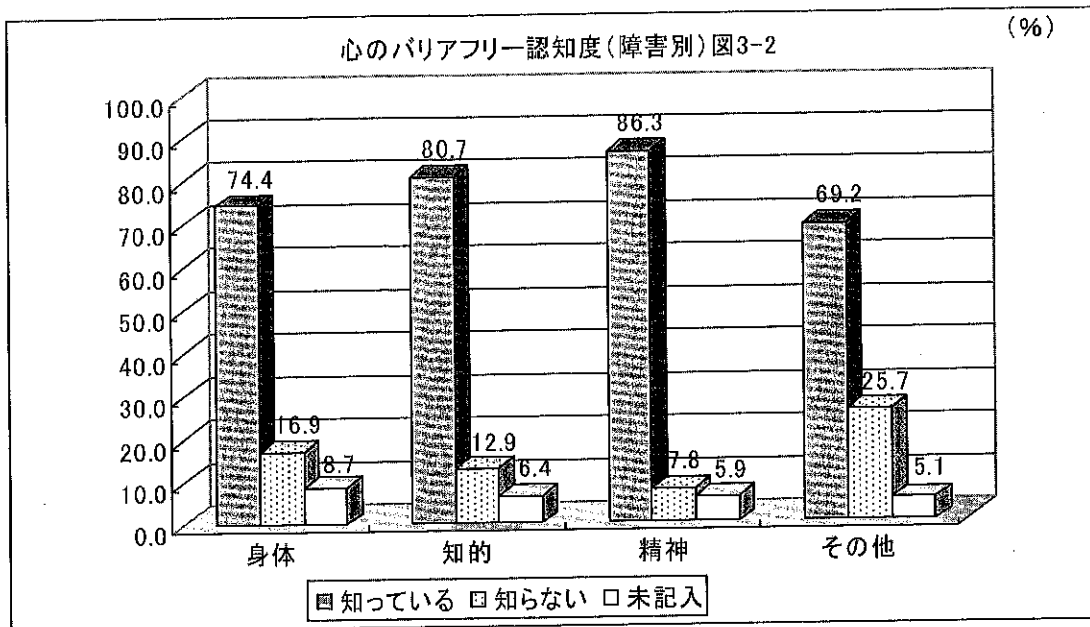
心のバリアフリー認知度 (表3)

単位:件

区分	知っている	知らない	未記入	合計
身体	290 (74.4)	66 (16.9)	34 (8.7)	390 (100)
知的	138 (80.7)	22 (12.9)	11 (6.4)	171 (100)
精神	88 (86.3)	8 (7.8)	6 (5.9)	102 (100)
その他	27 (69.2)	10 (25.7)	2 (5.1)	39 (100)
合計	543 (77.4)	106 (15.1)	53 (7.5)	702 (100)

※()内は障害別回答総数に対する割合(%)





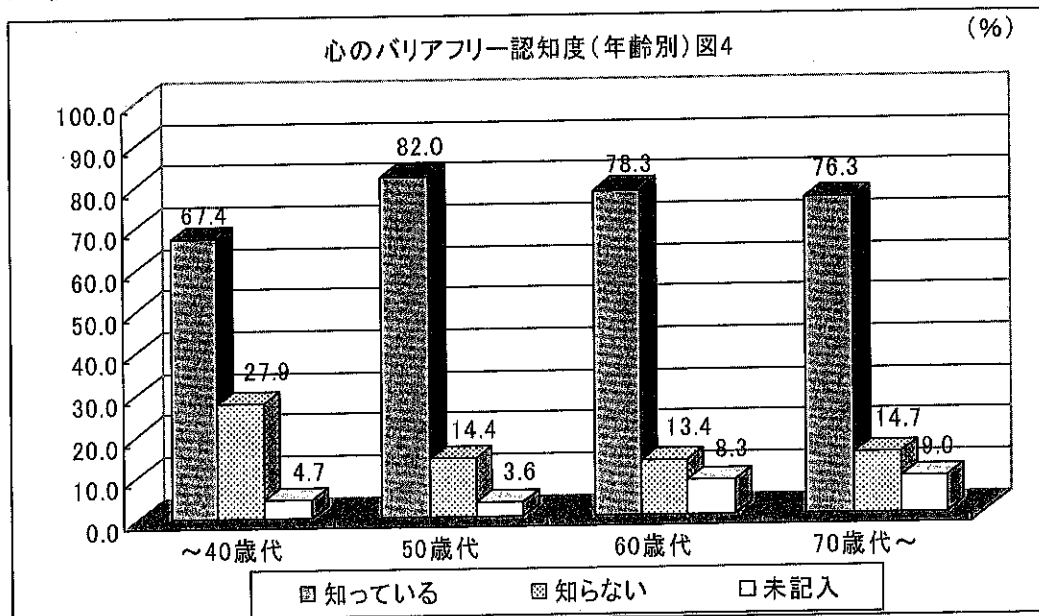
年齢別で見ると知っていると知らないの割合は、40歳代までは67.4%と27.9%、50歳代は82.0%と14.4%、60歳代は78.3%と13.4%、70歳代以上は76.3%と14.7%となり、50歳代の認知度が一番高い一方で、40歳代までで知らないとした割合は、他の年代に比べると約2倍あり、認知度の低いことがうかがえた。(表4・図4)

心のバリアフリー認知度(年齢別)表4

単位：件

区分	知っている	知らない	未記入	合計
～40歳代	29 (67.4)	12 (27.9)	2 (4.7)	43 (100)
50歳代	91 (82.0)	16 (14.4)	4 (3.6)	111 (100)
60歳代	216 (78.3)	37 (13.4)	23 (8.3)	276 (100)
70歳代～	203 (76.3)	39 (14.7)	24 (9.0)	39 (100)

※()内は障害別回答総数に対する割合(%)



(2) 心のバリアフリーとは、どのようなことだと思いますか。

この問いに対し、助け合い・配慮・共生社会・心のふれあい・障害への理解・思いやり・適切な言葉使い・人権人格の尊重の中から回答（複数回答）してもらったところ、三障害合計では、障害への理解が78.9%で最も高く、その他50%を超えたのは、人権人格の尊重、共生社会、思いやりとなった。最も低かった適切な言葉使いは31.5%となり、他の回答を大きく下回った。（表5・図5-1）

障害別でみると、身体は、障害への理解が73.1%で最も高く、人格人権の尊重、思いやり、共生社会が50%を超えたものの、最も低かった適切な言葉使いは30.5%で、三障害合計と同じ傾向となった。知的は、最も高かった障害への理解が86%と次の人権人格の尊重の78.9%が他を大きく上回り、共生社会、思いやり、配慮も50%を超え、最も低かったのは適切な言葉使いの31%だった。精神は、50%を超えたのは、最も高かった84.3%の障害への理解と、人権人格の尊重、共生社会のみで、そのほかの回答は40%前後で、最も低かった適切な言葉使いは34.3%だった。（表5・図5-2）

◇割合の高かった主な回答；

三障害	①障害への理解 78.9%	②人権人格尊重 68.7%	③共生社会 57.3%
身体	①障害への理解 73.1%	②人権人格尊重 61.8%	③思いやり 53.1%
知的	①障害への理解 86.0%	②人権人格尊重 78.9%	③共生社会 69.0%
精神	①障害への理解 84.3%	②人権人格尊重 77.5%	③共生社会 59.8%

◇割合の低かった主な回答；

三障害	①適切な言葉 31.5%	②助け合い 43.0%	③心のふれあい 46.2%
身体	①適切な言葉 30.5%	②助け合い 45.4%	③配慮 47.2%
知的	①適切な言葉 31.0%	②助け合い 41.0%	③心のふれあい 41.5%
精神	①適切な言葉 34.3%	②助け合い 39.2%	③配慮 41.2%

年齢別では、40歳代までは、50%を超えたのは、障害への理解79.1%と共生社会の65.1%のみで、最も低かった適切な言葉の23.3%と大きな差がみられた。（備考：40歳代までは回答人数が合計人数の6%にすぎなかったため、参考的集計として取り扱う。）

50歳代は、障害への理解が84.7%で最も多く、人権人格の尊重、共生社会、思いやりは50%を超えたが、適切な言葉使いは30%を下回った。そのうちの身体は、障害への理解が最も高く76.5%で、人権人格の尊重、配慮、助け合い、思いやり、共生社会は50%以上となり、適切な言葉使いは20.6%で最も低かった。知的は、障害への理解と人権人

格の尊重が 80%を超え、共生社会も 70%となり他を大きく上回り、最も低かったのは適切な言葉使いの 30%だった。精神は、障害への理解が 88.9%と突出し、50%を超えたのは人権人格の尊重と共生社会のみで、配慮は最も低く 22.2%だった。

60 歳代は、障害への理解と人権人格の尊重が 75%前後で、50%を超えたのは共生社会と思いやりのみで、適切な言葉は 30.8%で最も低かった。そのうちの身体は、障害への理解と人権人格の尊重が 70%弱で、50%を超えたのは共生社会と思いやりで、適切な言葉使いが 28.2%で最も低かった。知的も障害への理解と人権人格の尊重が約 85%で、50%を超えたのは思いやり、共生社会、配慮で、適切な言葉使いが 34.4%で最も低かった。精神も障害への理解と人権人格の尊重が約 90%だったが、50%を超えたのは共生社会の 60.9%のみで、最も低かったのは、適切な言葉使いで 30.4%だった。

70 歳代以上も、障害への理解が 77.4%で最も高く、そのほか 50%を超えたのは人権人格の尊重、思いやり、心のふれあい、共生社会で、最も低かったのは適切な言葉使いの 35.3%だった。そのうちの身体は、障害への理解が 74.7%で最も高く、適切な言葉使いが 33.3%で最も低く、それ以外は特に際立った差はみられなかった。知的は、障害への理解と人権人格の尊重が約 85%と高く、50%を下回ったのは助け合いと、30.8%の適切な言葉使いだった。精神は、同じく障害への理解が 79.1%で最も高く、適切な言葉使いと最も低かった助け合いの 37.2%が 40%未満となった。(表 6・図 6、6-1~6-4)

◇割合の高かった主な回答；

~40 歳代	①障害への理解 79.1%	②共生社会 65.1%	③人権人格尊重 44.2%
身体	①助け合い、障害への理解 72.7%	③共生社会、心のふれあい 45.5%	
知的	①障害への理解 85.0%	②共生社会 75.0%	③思いやり 50.0%
精神	①助け合い・共生社会 66.7%		
50 歳代	①障害への理解 84.7%	②人権人格尊重 73.0%	③共生社会 61.3%
身体	①障害への理解 76.5%	②人権人格尊重 58.8%	③配慮 55.9%
知的	①障害への理解 86.7%	②人権人格尊重 81.7%	③共生社会 70.0%
精神	①障害への理解 88.9%	②人権人格尊重 66.7%	③共生社会 55.6%
60 歳代	①障害への理解 77.9%	②人権人格尊重 74.6%	③共生社会 58.0%
身体	①障害への理解 69.9%	②人権人格尊重 67.3%	③共生社会 52.6%
知的	①障害への理解 85.9%	②人権人格尊重 84.4%	③共生社会 67.2%
精神	①障害への理解 91.3%	②人権人格尊重 87.0%	③共生社会 60.9%
70 歳代~	①障害への理解 77.4%	②人権人格尊重 64.7%	③心のふれあい、思いやり 54.1%
身体	①障害への理解 74.7%	②人権人格尊重 59.7%	③心のふれあい 55.4%
知的	①障害への理解 88.5%	②人権人格尊重 84.6%	③共生社会 65.4%
精神	①障害への理解 79.1%	②人権人格尊重 72.1%	③共生社会 60.5%

◇割合の低かった主な回答；

～40 歳代	①適切な言葉使い23.3%	②配慮、心のふれあい 37.2%	
身体	①人権人格尊重 18.2%	②配慮、思いやり、適切な言葉使い 36.4%	
知的	①適切な言葉使い25.0%	②配慮、心のふれあい 40.0%	
精神	①配慮・心のふれあい・障害への理解・思いやり・適切な言葉・人権人格尊重33.3%		
50 歳代	①適切な言葉使い27.0%	②心のふれあい 35.1%	③助け合い 39.6%
身体	①適切な言葉使い20.6%	②心のふれあい 35.3%	③共生社会 50.0%
知的	①適切な言葉使い30.0%	②助け合い、心のふれあい 33.3%	
精神	①配 慮 22.2%	②適切な言葉使い33.3%	③助け合い、心のふれあい、思いやり44.4%
60 歳代	①適切な言葉使い30.8%	②助け合い 42.0%	③心のふれあい 44.2%
身体	①適切な言葉使い28.2%	②助け合い 40.4%	③心のふれあい 43.6%
知的	①適切な言葉使い34.4%	②心のふれあい 45.3%	③助け合い 48.4%
精神	①適切な言葉使い30.4%	②助け合い 37.0%	③心のふれあい 41.3%
70 歳代～	①適切な言葉使い35.3%	②助け合い 45.6%	③配 慮 46.6%
身体	①適切な言葉使い33.3%	②配 慮 46.2%	③助け合い 46.8%
知的	①適切な言葉使い30.8%	②助け合い 46.2%	③心のふれあい 53.8%
精神	①助け合い 37.2%	②適切な言葉使い39.5%	③配 慮 41.9%

また、選択以外の文言で心のバリアフリーだと思うもの（自由記述）については、三障害合計で128件の回答があった。そのうちの身体は、66件の回答があり、“平等”、“対等”、“思いやり”、“心づかい”といった回答が多かった。知的は、41件回答があり、“障害への理解という言葉が差別”という意見もあったが、“共感”、“寄り添う”といった回答が一番多かった。精神は、21件回答があり、“配慮”や“心のふれあい”等があげられたが、その中で“対等”という回答が一番多かった。また、三障害共通して、“人はそれぞれ唯一の人”、“オンリーワン”をあげた回答があった。

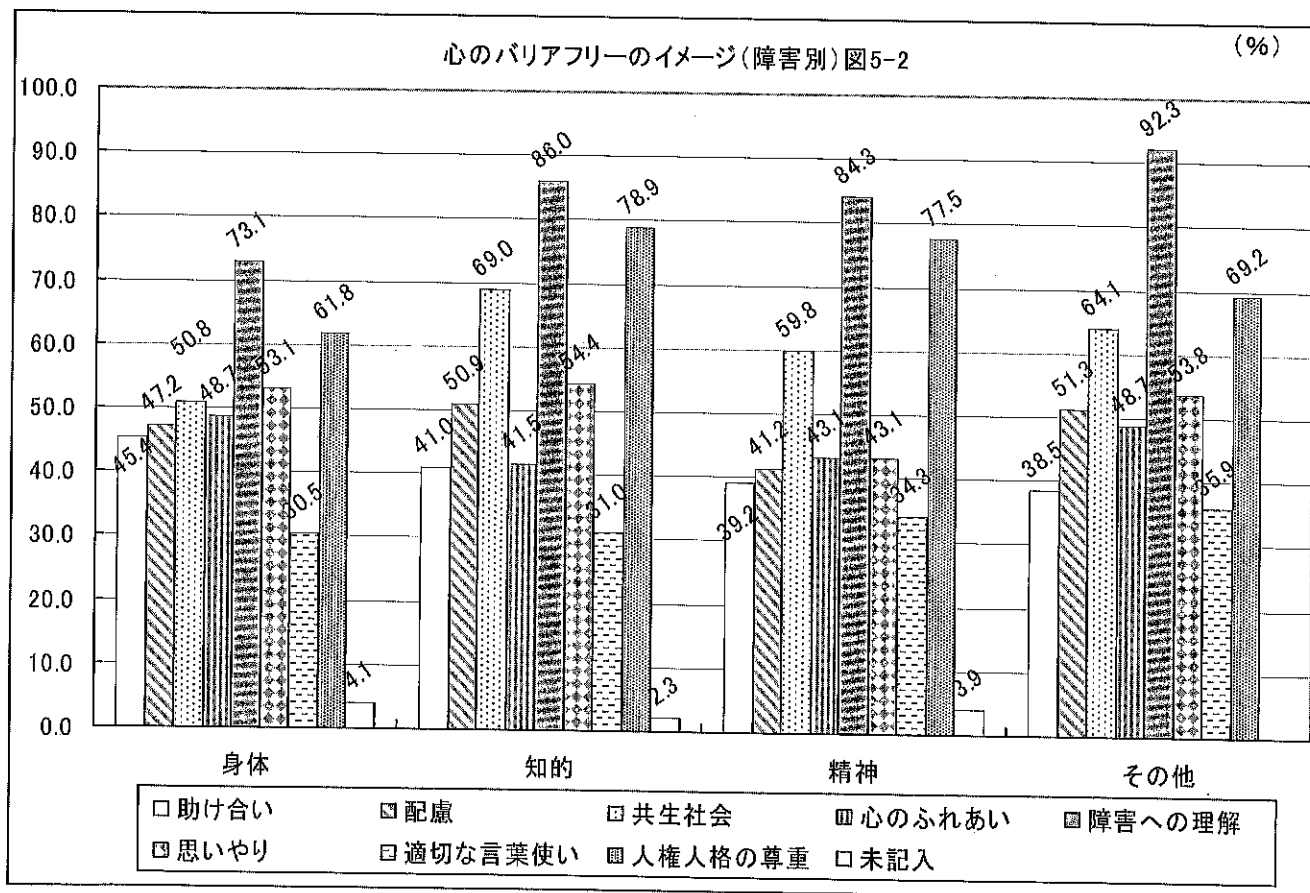
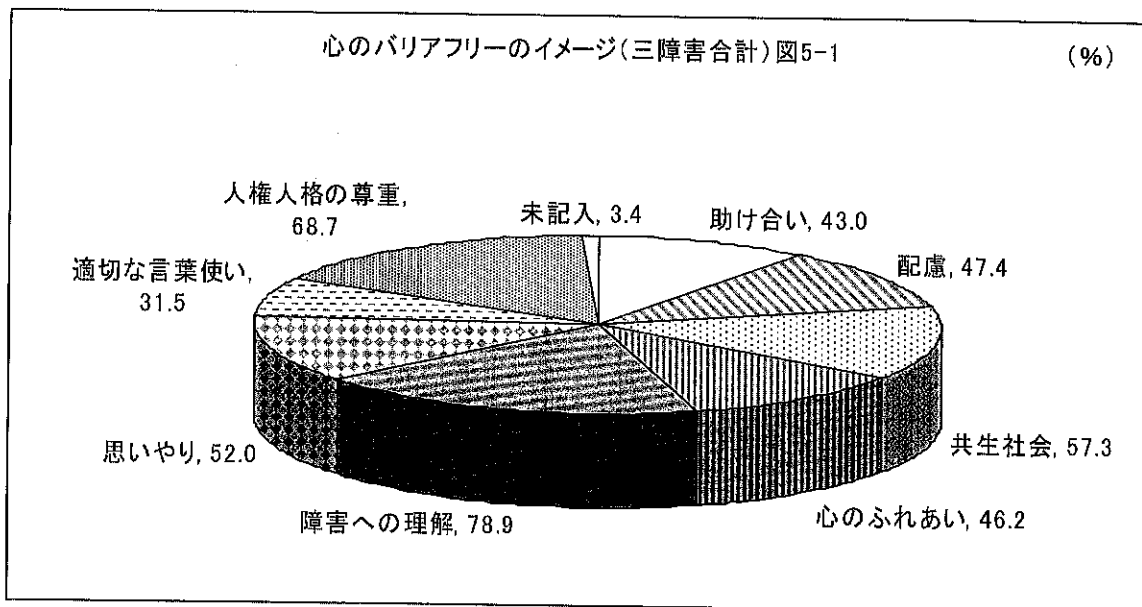
心のバリアフリーのイメージ（表5）

単位:件

区分	身体 総数 390	知的 総数 170	精神 総数 102	その他 総数 39	合計 総数 702
助け合い	177 (45.4)	70 (41.0)	40 (39.2)	15 (38.5)	302 (43.0)
配慮	184 (47.2)	87 (50.9)	42 (41.2)	20 (51.3)	333 (47.4)
共生社会	198 (50.8)	118 (69.0)	61 (59.8)	25 (64.1)	402 (57.3)
心のふれあい	190 (48.7)	71 (41.5)	44 (43.1)	19 (48.7)	324 (46.2)
障害への理解	285 (73.1)	147 (86.0)	86 (84.3)	36 (92.3)	554 (78.9)
思いやり	207 (53.1)	93 (54.4)	44 (43.1)	21 (53.8)	365 (52.0)
適切な言葉使い	119 (30.5)	53 (31.0)	35 (34.3)	14 (35.9)	221 (31.5)
人権人格の尊重	241 (61.8)	135 (78.9)	79 (77.5)	27 (69.2)	482 (68.7)
未記入	16 (4.1)	4 (2.3)	4 (3.9)	0 (0.0)	24 (3.4)

※その他は、身体・知的障害者相談員または精神障害者相談員・家族会相談員以外の相談従事者及び不明

※()内は障害別回答総数に対する割合(%)



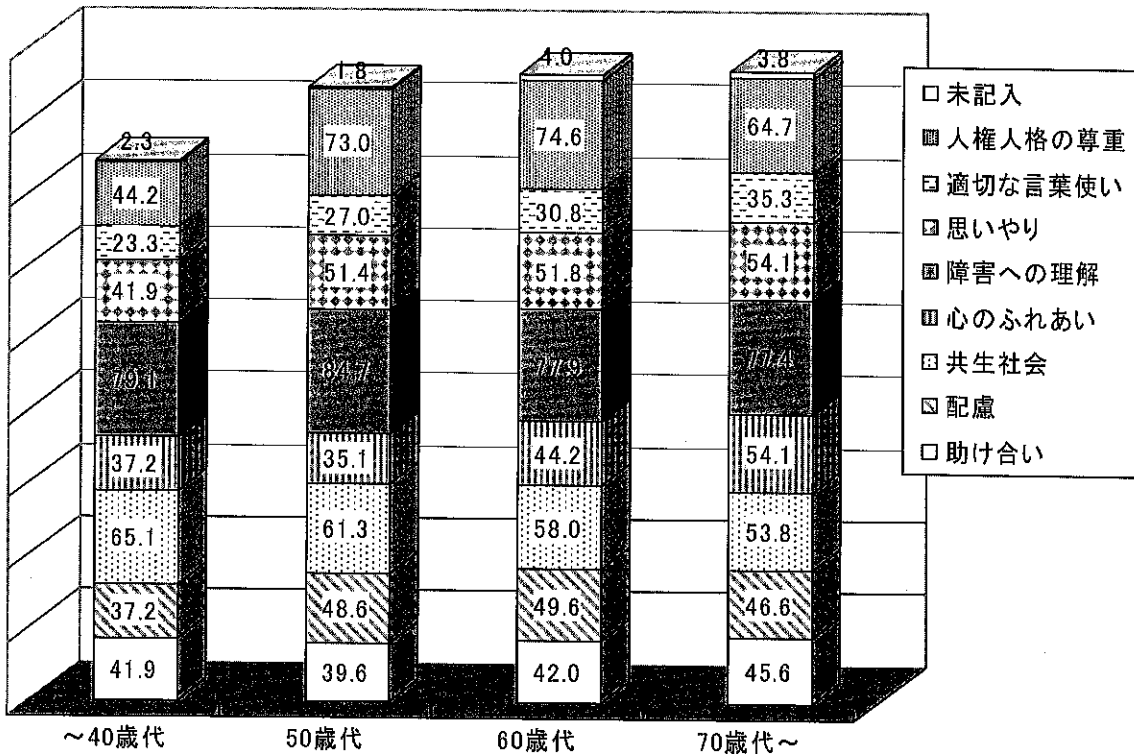
心のバリアフリーのイメージ(年齢別)表6

区分	～40歳代					50歳代				
	身体 総数 11	知的 総数 20	精神 総数 3	合計 総数 43	身体 総数 34	知的 総数 60	精神 総数 9	合計 総数 111		
助け合い	8 (72.7)	7 (35.0)	2 (66.7)	18 (41.9)	18 (52.9)	20 (33.3)	4 (44.4)	44 (39.6)		
配慮	4 (36.4)	8 (40.0)	1 (33.3)	16 (37.2)	19 (55.9)	29 (48.3)	2 (22.2)	54 (48.6)		
共生社会	5 (45.5)	15 (75.0)	2 (66.7)	28 (65.1)	17 (50.0)	42 (70.0)	5 (55.6)	68 (61.3)		
心のふれあい	5 (45.5)	8 (40.0)	1 (33.3)	16 (37.2)	12 (35.3)	20 (33.3)	4 (44.4)	39 (35.1)		
障害への理解	8 (72.7)	17 (85.0)	1 (33.3)	34 (79.1)	26 (76.5)	52 (86.7)	8 (88.9)	94 (84.7)		
思いやり	4 (36.4)	10 (50.0)	1 (33.3)	18 (41.9)	18 (52.9)	31 (51.7)	4 (44.4)	57 (51.4)		
適切な言葉使い	4 (36.4)	5 (25.0)	1 (33.3)	10 (23.3)	7 (20.6)	18 (30.0)	3 (33.3)	30 (27.0)		
人権人格の尊重	2 (18.2)	10 (50.0)	1 (33.3)	19 (44.2)	20 (58.8)	49 (81.7)	6 (66.7)	81 (73.0)		
未記入	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	1 (2.3)	1 (2.9)	1 (1.7)	0 (0.0)	2 (1.8)		

区分	60歳代				70歳代～				合計	
	身体 総数 156	知的 総数 64	精神 総数 46	合計 総数 276	身体 総数 186	知的 総数 26	精神 総数 43	合計 総数 266	総数 702	
助け合い	63 (40.4)	31 (48.4)	17 (37.0)	116 (42.0)	87 (46.8)	12 (46.2)	16 (37.2)	121 (45.6)	299 (42.6)	
配慮	73 (46.8)	35 (54.7)	21 (45.7)	137 (49.6)	86 (46.2)	15 (57.7)	18 (41.9)	124 (46.6)	331 (47.2)	
共生社会	82 (52.6)	43 (67.2)	28 (60.9)	160 (58.0)	92 (49.4)	17 (65.4)	26 (60.5)	143 (53.8)	399 (56.8)	
心のふれあい	68 (43.6)	29 (45.3)	19 (41.3)	122 (44.2)	103 (55.4)	14 (53.8)	19 (44.2)	144 (54.1)	321 (45.7)	
障害への理解	109 (69.9)	55 (85.9)	42 (91.3)	215 (77.9)	139 (74.7)	23 (88.5)	34 (79.1)	206 (77.4)	549 (78.2)	
思いやり	80 (51.3)	37 (57.8)	20 (43.5)	143 (51.8)	102 (54.8)	15 (57.7)	19 (44.2)	144 (54.1)	362 (51.6)	
適切な言葉使い	44 (28.2)	22 (34.4)	14 (30.4)	85 (30.8)	62 (33.3)	8 (30.8)	17 (39.5)	94 (35.3)	219 (31.2)	
人権人格の尊重	105 (67.3)	54 (84.4)	40 (87.0)	206 (74.6)	111 (59.7)	22 (84.6)	31 (72.1)	172 (64.7)	478 (68.1)	
未記入	7 (4.5)	2 (3.1)	2 (4.3)	11 (4.0)	8 (4.3)	0 (0.0)	2 (4.7)	10 (3.8)	24 (3.4)	

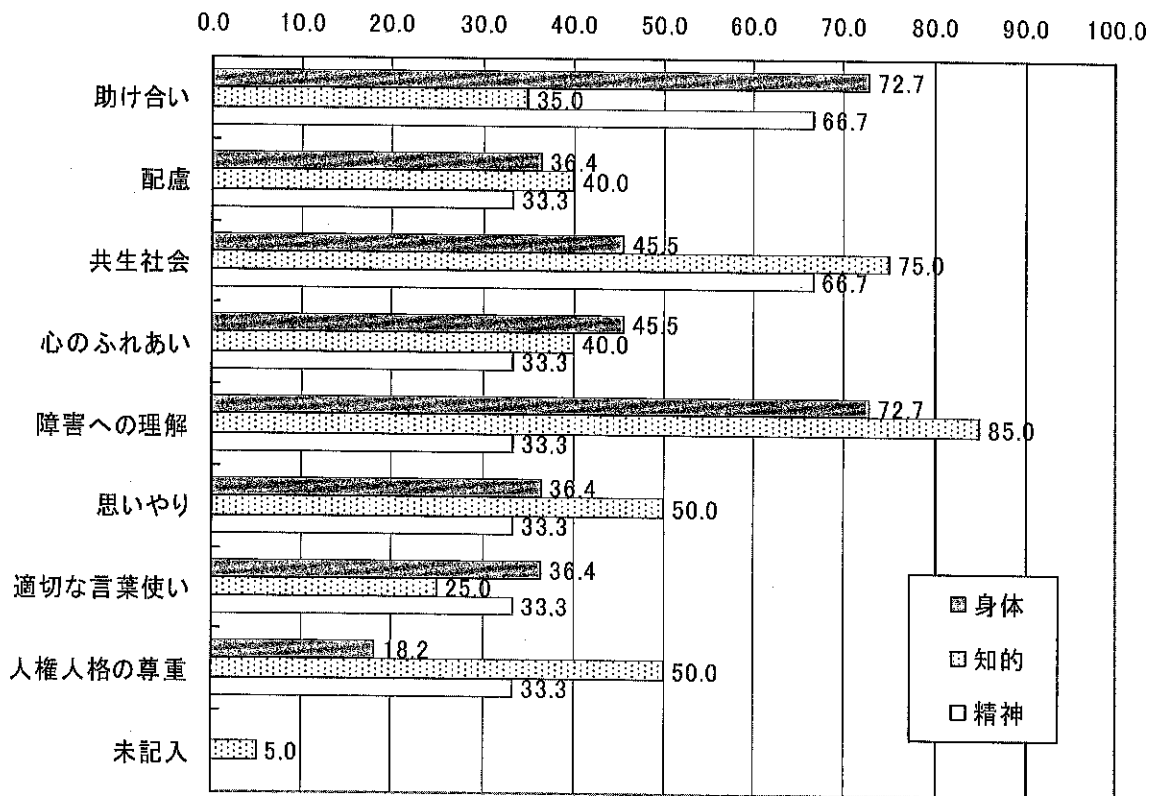
心のバリアフリーのイメージ(年齢別)図6

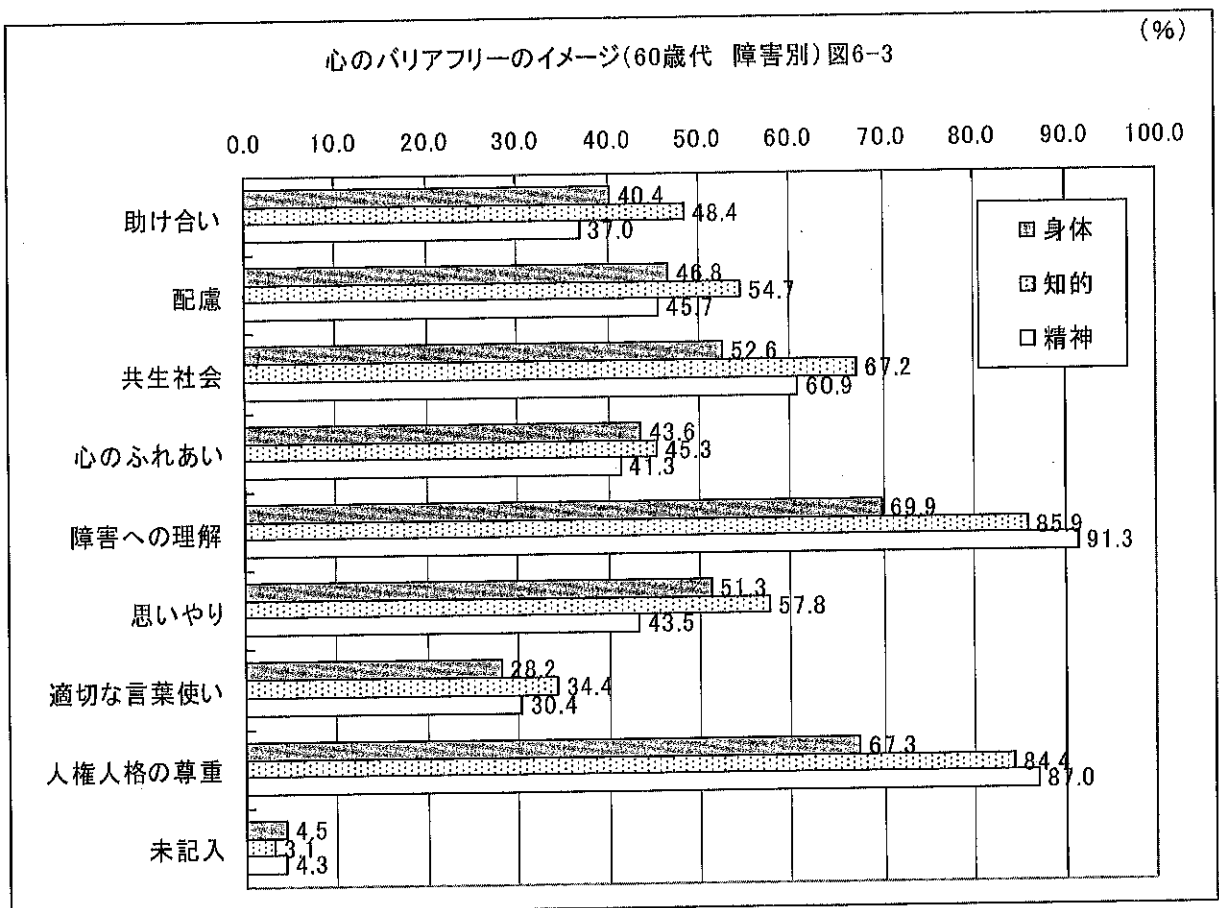
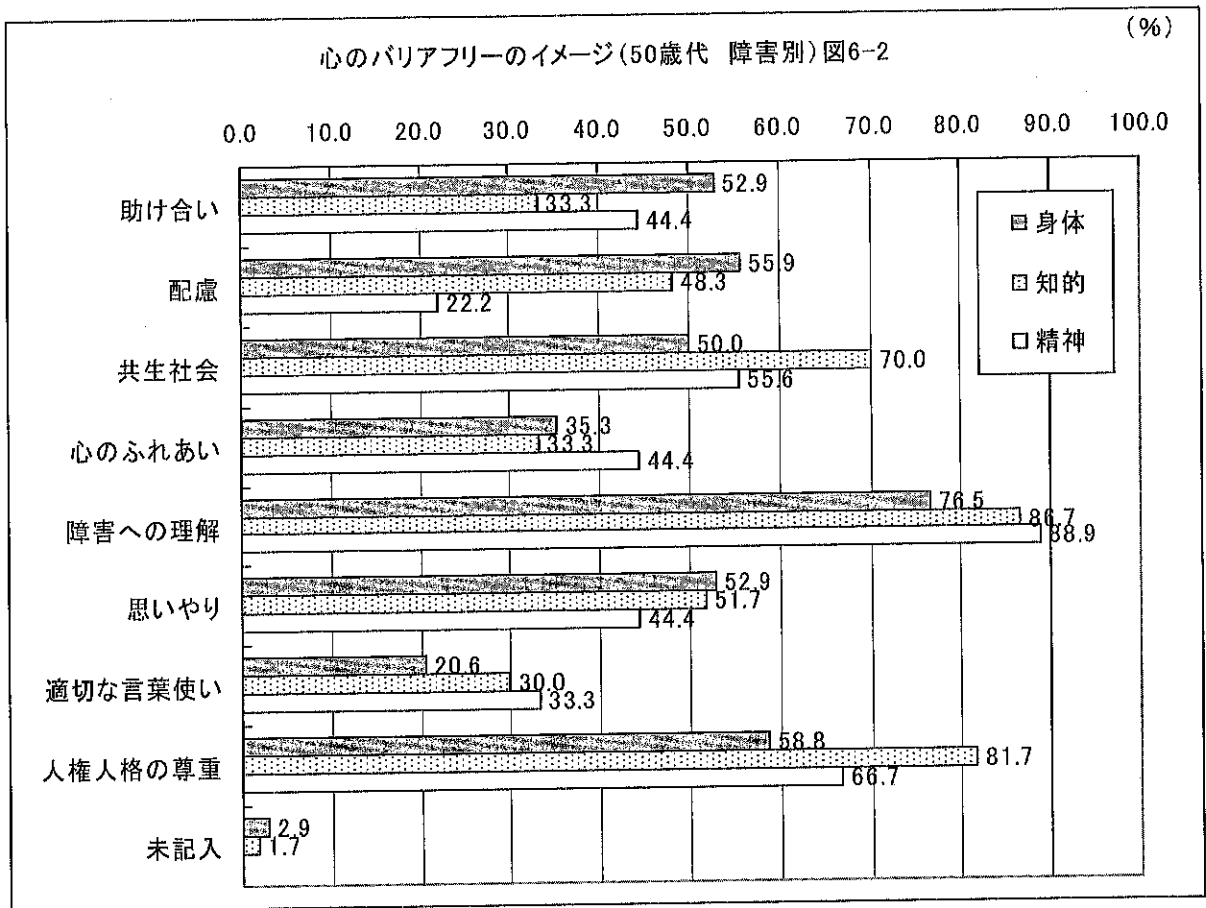
(%)



心のバリアフリーのイメージ(~40歳代 障害別)図6-1

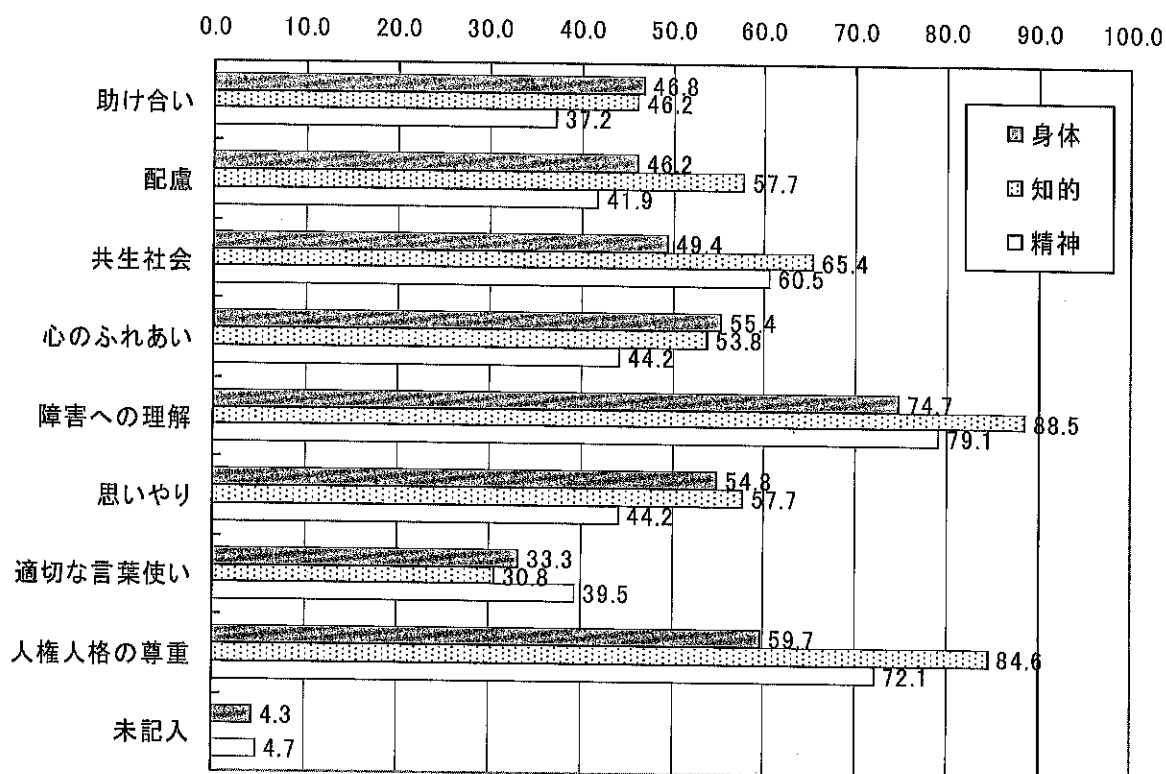
(%)





心のバリアフリーのイメージ(70歳代～ 障害別) 図6-4

(%)



(3) 心のバリアフリーだと感じた体験や事例などありますか。

この問いに対し、日常生活、社会生活の場や福祉施設・制度上などにおける障害者に対する「心のバリアフリー」に関する体験や事例を求めたところ、220件（31%）の回答が寄せられた。そこで、以下のとおり、身体、知的、精神ごとに区分しとりまとめ、併せて、典型的な事例を記載した。なお、事例紹介については、個人や地域が特定されないよう内容を修正した。

● 身体障害分野

身体障害の分野では、90件（23%）の記載があった。身体障害者相談員によってあげられた「心のバリアと感じた体験・事例」が200件以上あったのに対して、「心のバリアフリーだと感じた体験・事例」は事例数的には半数以下の90件しかなかった。まだまだ、「心のバリア」すなわち「意識上の障壁」の存在が大きいと考えられる。

「助け合い」、「共生社会」、「適切な言葉づかい・声がけ」、「配慮」、「思いやり」に関して体験・事例があげられているので、そのうちのいくつかを掲載した。

また、身体障害者相談員は心のバリアフリー化のためには「当事者による相談支援やボランティア活動、当事者団体活動の重要性」について指摘している。

いくつかの事例については表現を少し変えているものもある。

<事例>

- ① 快く手助けしてくれたり、よき理解者が周りにたくさんいたりして、職場で差別なく、健常者と同じ仕事をするができる。
- ② 車いすを使用してお店に行ったときに手動のドアを開けてくれたり、困っている時に何気なくそっと手をさしのべてくれたりする。また、車から乗り降りする時、通りがかりの人が手を貸してくれる。その時は断らず「お願いします」と言って「ありがとう」と言う。
- ③ バスなど乗り物に乗降するとき、たとえ時間がかかっても嫌な顔ひとつせず、当たり前のように接し視線を感じない。市バスに乗る機会が多いが、バスの乗降の際、運転手が障害者や高齢者が着席してから発車させるようになった。
- ④ 一般の人達と一緒に行動し、共に喜びを分かち合える。
- ⑤ エレベーターに乗ろうとして離れたところを歩いていても「ゆっくりでいいですよ」と待ってくれる。

- ⑥ 電車やバスに乗ってみて、最近の若い人も以前に比べると積極的に席を空けてくれたり、声をかけてくれたりするようになった。心ある市民は、着実に増えていると感じる。公共交通での座席の譲り合いやボランティアに関心のある人の増加など、嬉しく感じる。
- ⑦ 心のバリアフリーとは障害者の特性を知ることによって自然に態度に出てくるものである。
- ⑧ 政府官房長官の記者会見などでは、毎回、手話通訳も登壇して障害者へ情報を送っている。また、講演会などで要約筆記・手話通訳がついていると内容がわかり、安心する。
- ⑨ 今回の大震災は、日本を揺るがす大災害だったが、これを契機にして福祉に関心のある人がたくさんいることがわかり、これからの将来に期待出来ることと思う。また、全国に先駆けてできた「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」も県民として誇りに思う。この条例が絵に描いた餅になりつつあるのが気にかかる。
- ⑩ 障害者自身が積極的に社会活動に参加することが、障害者への理解につながり、お互いの心のバリアを取り除くことになる。
- ⑪ 私たちの地区では身体障害者の会員の見守り台帳作成に取り組んでいる。災害が発生した場合、身障者の障害状態、連絡状況等を把握しており、個別の心のこもったきめ細やかな救急対応をするためである。
- ⑫ 地域住民による総会でも障害者の新制度や制度改正等、積極的に発言してきた。災害時の避難所として機能を果たす公民館の立替中だが、設計段階に呼ばれ、多目的トイレ、避難場所としての機能、車椅子使用者の非常用脱出口などいろいろ発言し、要望どおりの設計となった。障害者自らが意見を発信していくことが大事ではないかと思う。
- ⑬ 障害者の悩みを先取りし、ピアカウンセリングで心のバリアを解消した事例が多数ある。

● 知的障害分野

知的障害分野では、76件の記載があり、アンケート回答数の45%の方が書かれており、心のバリアの自由記載の65%には及ばないものの、ここでも関心の高さが伺えた。

内容的には、「共生社会」を筆頭に、「配慮」「心のふれあい」、そして「障害への理解」「人権人格の尊重」が続いたものの、全般的に、心のバリア事例に比べて、特化した傾向は見られなかった。おそらく、心のバリアに比べて、心のバリアフリーへの認識が未だ成熟していないことも一因ではないかと思われる。それが、バリア事例に比べて記載数が少ないことにも、如実に現れたのであろう。

ここでも、典型的とも思える事例をいくつか紹介することで、具体的に「心のバリアフリー」について理解していただくこととした。ここでも、内容を多少アレンジし、あるいはいくつかの事例をまとめた。

<事例>

- ① 「うちの子はこういう障害があるので、このように接してもらえるとありがたい」というように、積極的に説明していったら、理解してもらえた。パニックになった時、騒がず、じっと見守ってくれたり、周りの人がそっと配慮してくれた。
- ② 将来、地域で生活しやすい環境を作りたくて、子どもを地元の小学校へ入れた。幸い、理解ある担任や同級生に恵まれた。社会人となった今、地元で活躍している同級生に、スーパーなどで声を掛けられると、嬉しい。
- ③ 学童保育で、障害児のできなかつたなわとびや竹馬を、健常の子ども達が根気強く励ましてくれて、できるようになった。卒所の会で、他のお母さんから、「おたくのお子さんがいてくれて、他の子ども達にもとても良かった」と言われた。
- ④ 障害者施設と小学校が交流している。子どもの時から知的障害者を身近に見て接することで、変な目で見ることなくなる。
- ⑤ いろいろなサービスが使えるようになり、社会参加も増えてきて、少しずつ理解が進んでいると感じる。契約制度で、利用者と位置づけられるようになって、福祉現場では丁寧な声かけがされるようになった。職員も利用者も全員、「さん」付けになった。
- ⑥ 生活介護の通所施設で喫茶体験を行っているが、受け入れてくれる喫茶店やレストランが増えてきている。
- ⑦ 駅や病院などで、表示がわかりやすくなった。病院で検査や治療の説明を絵カードや写真でしてくれて、障害者も安心して治療を受けられた。公共交通やデパートでは、コミュニケーション支援ボードの設置が進んだ。
- ⑧ 高速バスを利用する時、運転手が「何か困ったことがあったらすぐに言って下さ

い」と声をかけてくれた。

- ⑨ レストランの入り口で固まってしまった子どもに対して、ホテル側はすぐに個室の落ち着ける場を用意してくれ、「どうぞごゆっくりお食事を」と声がけしてくれた。
- ⑩ 一緒にもものづくりをしている時、時間がかかったが、ゆっくり待っていてくれた。
- ⑪ 上着を着ようとした時、裏なのに気づいて、そっと教えてくれた。
- ⑫ 自販機の使い方が分からずうろろうろしていたら、そっと声かけして、教えてくれた。
- ⑬ スーパーで、障害の子がふざけておじいさんのお尻を叩いた。隣りにいたおばあさんが「コラ、うちのおじいさんを叩いたな」。(すぐに謝った)。次ににっこり笑って「おじいさんの仕返しだあ」と子どもを軽くポンと叩かれた。年配の方の配慮と優しさに感謝した。
- ⑭ 人と人とのつながりは「挨拶」。作業所では、自分から挨拶するようと言っている。笑顔でこんにちは！と言われて、無視する人はいない。顔見知りになれば、どこかで会った時に、手を振ってくれるようになる。
- ⑮ 地域の中で、近所の人たちが障害者に気軽に声をかけてくれたり、地域の活動に参加するよう、誘ってくれる。
- ⑯ 震災の避難所では、お互いが助け合うことが当たり前である。知的障害の人の雰囲気、周りが優しくなった。無心に折り紙に没頭する障害児の周りにたくさんの人が集まり、笑顔に囲まれた。

● 精神障害分野

記述は40件(39%)で、他の障害に比べて少ない。心のバリアフリーだと感じた体験が少ないのかとも思われる。その中でも心のふれあい、人同士の交流を重視する意見が多かった。まず自分の心を開くことが重要という意見もあった。その他に支援や配慮が嬉しかったという記述もあった。

<事例>

- ① 福祉施設のスポーツ大会や講演会などで、横になれる場があった。疲れがコント

ロールしにくいので、休憩室がいつも用意されると助かる。

- ② 統合失調症の娘の子どもが保育園に入る時、病院などの施設や行政、保育園の園長さんに助けられた。小学校入学の時も教頭先生や校長先生に面談してもらい、現在、安心して子供が通学している。
- ③ 障害者のみの地域活動ではなく、地域の人々と共に参加するものであることが大切だと思う。
- ④ にっこり笑ってもらえたり、声をかけてもらえるだけでずいぶんと気持ちが楽になるようだ。特に精神障害の場合対人関係の緊張が強いので。どの障害でも同じことがいえると思うが、「やさしさ」に接すると誰でも嬉しいものである。
- ⑤ 障害のある子どもに対し、地域でどう生きていくか前向きに一生懸命本人と向き合う支援者に、心が解き放された思いをしたことがある。
- ⑥ 市内の小学校との交流事業や授業などを行っている。その交流活動を通して地域に対しての理解が広がり、ごく普通で当たり前のコミュニケーションが図られている。
- ⑦ 喫茶店を運営している。市民の方たちと自然なかたちで触れ合うことができ、「統合失調症の人はこんなにやさしい人たちなんだ」ということを理解してもらい、場になることを望んでいる。心のバリアフリー推進の場であると思っている。
- ⑧ 自分が「バリア」になっているのではと悩み、病気や社会資源について学び、さまざまな支援があることを知った。バリアを少しでもなくすには、まず自分の心の扉を開くことからだと思う。
- ⑨ 地域の人たちと常日頃つき合っていると分かってくれる。福祉施設の避難所で、町内会の炊き出しに積極的に参加した。一緒に参加していることが理解してもらえることだと思う。
- ⑩ 障害者の講座を開き、一般の方々と次第に障害の理解を深めていき、ボランティア団体が生まれ、当市ではすごく協力的な方が増えている。病院の職員も、昔は「薬さえ与え、寝かせていたらよい」といった風潮だったが、リハビリも工夫され、デイケアとか行事も増え、交流の機会も多くなり、全般的に昔とは比べ物にならないくらい良くなっている。

(4) 心のバリアフリーを広げるためには、どうしたらいいと思いますか。

この問いに対し、学校教育・地域交流・施設・障害者-団体・マスメディアの中から回答（複数回答）してもらったところ、三障害合計では、全ての回答が50%を超え、その中で学校教育が77.9%で最も高く、最も低かったのは施設の53.1%だった。（表7・図7-1）

障害別でみると、身体は、突出して高い回答はみられず、最も高かったのが学校教育の72.3%で、障害者-団体、地域、マスメディアが50%を超えたが、施設は45.9%で三障害合計より低い割合となった。知的は、学校教育と地域が80%を上回っただけでなく全ての回答が64%以上となり、三障害合計を上回る割合となった。精神は、学校教育が80.4%で最も高く、マスメディアや地域も70%を超えた一方で、障害者-団体や施設は50%を若干上回った程度で、特に、障害者-団体は、三障害合計の割合を下回る割合となった。障害の種別によって、それぞれの意識の違いが顕著にみられる結果となった。（表7・図7-2）

	◇割合の最も高かった回答；	◇割合の最も低かった回答；
三障害	学校教育 77.9%	施設 53.1%
身体	学校教育 72.3%	施設 45.9%
知的	学校教育 89.5%	障害者団体 64.9%
精神	学校教育 80.4%	施設 52.9%

年齢別では、40歳代までは、学校教育が88.4%で最も高く、他を大きく上回った一方、最も低かった46.5%の障害者-団体と施設は50%を下回る結果となった。（備考：40歳代までは回答人数が合計人数の6%にすぎなかったため、参考的集計として取り扱う。）

50歳代は、どの回答も64%以上で際立って低い回答はなく、学校教育が80.2%で最も高く、施設は64%で最も低かった。そのうちの身体は、全ての回答が55%以上だったが、最も高かったのは学校教育と障害者-団体の76.5%で、続く地域交流も殆ど割合に差がなく、最も低かったのはマスメディアの55.9%だった。知的は、学校教育が86.7%で最も高く、地域交流とマスメディアも80%を超え、全ての回答の割合が三障害合計を超えた。精神は、障害者-団体が44.4%と最も低く、学校教育とマスメディアがともに77.8%で最も高い割合となった。

60歳代は、全ての回答が50%を超え、学校教育は80.4%で他の回答より際立って高く、最も低かったのは施設の52.9%だった。そのうちの身体は、施設以外は50%を超え、学

学校教育が74.4%で最も高かった。知的は、学校教育が89.1%で最も高く、地域交流も80%を超え、最も低かった障害者-団体も65.6%と全体的に割合の高い傾向となった。精神も学校教育が89.1%と最も高く、次のマスメディアも84.8%で、最も低かった施設も50%を超えた。

70歳代以上は、全ての回答が50%以上となり、最も高かった学校教育は72.6%で、他の回答との差はあまりなく、最も低かった施設は50%だった。そのうちの身体は、最も高かったのが学校教育の69.4%で、次の障害者-団体や地域交流との差もあまりなく、最も低い施設は45.7%だった。知的は、全ての回答が57%を超え、学校教育が88.5%で最も多く、次の地域交流も80%を上回り、最も低かった障害者-団体は57.7%だった。精神も、全ての回答が50%を超えたが、最も高かった学校教育は72.1%で、最も低かった障害者-団体と、施設がそれぞれ50%を若干超えた程度の割合となった。(表8・図8、8-1~8-4)

	◇割合の最も高かった回答；	◇割合の最も低かった回答；
～40歳代	学校教育 88.4%	施設 48.8%
身体	学校教育 81.8%	施設、障害者団体 36.4%
知的	学校教育 100%	マスメディア 65.0%
精神	学校教育 66.7%	障害者団体 0%
50歳代	学校教育 80.2%	施設 64.0%
身体	学校教育、障害者-団体 76.5%	マスメディア 55.9%
知的	学校教育 86.7%	障害者団体 66.7%
精神	学校教育、マスメディア 77.8%	障害者団体 44.4%
60歳代	学校教育 80.4%	施設 52.9%
身体	学校教育 74.4%	施設 44.2%
知的	学校教育 89.1%	障害者団体 65.6%
精神	学校教育 89.1%	施設 52.2%
70歳代～	学校教育 72.6%	施設 50.0%
身体	学校教育 69.4%	施設 45.7%
知的	学校教育 88.5%	障害者団体 57.7%
精神	学校教育 72.1%	障害者団体 51.2%

なお、その他の回答（自由記述）として、全体で94件の回答があった。そのうちの

身体は、31件の回答があり、障害者相談員や障害者-団体の活動の活性化や行政の役割や障害者の積極的な社会参加に関する意見が多かった。知的は、38件の回答があり、障害者自身や支援者が積極的に街に出ていく、地域との関わり、交流をあげる意見が多かった。精神は17件の回答があり、精神に対する理解や正しい知識の周知に関する意見が多かった。

選択項目の補足説明:

学校教育……障害者の体験談や車いすや視覚障害等の疑似体験、ボランティア活動等、学校教育の場で積極的に取り入れていく。

地 域……町内会や市民グループ等のイベントを利用し障害者等と交流の場をもつ。

施 設……福祉施設での年間行事や避難訓練等を利用して、定期的に地域住民との交流の場をもつ。

障害者-団体…障害者-団体が、ボランティアや民間団体等と一緒に活動を行う。

マスメディア…テレビ、新聞等を通じて正しい障害者理解を広める。

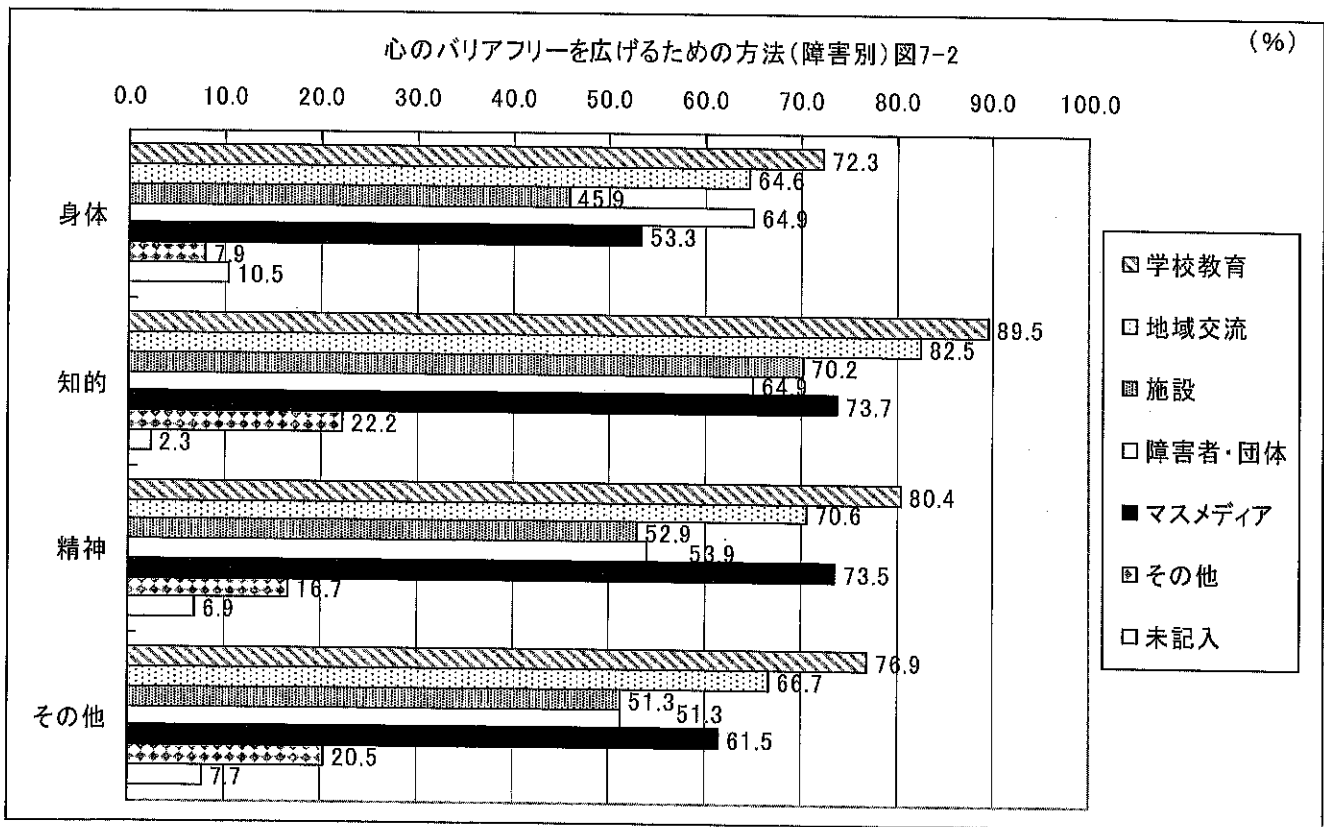
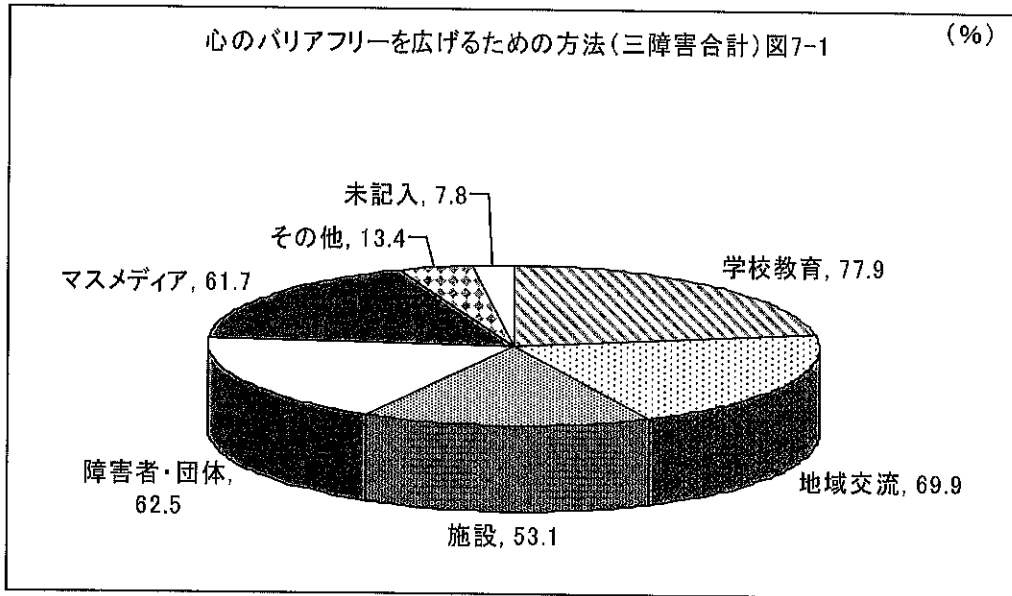
心のバリアフリーを広げるための方法（表7）

単位:件

区分	身体 総数 390	知的 総数 170	精神 総数 102	その他 総数 39	合計 総数 702
学校教育	282 (72.3)	153 (89.5)	82 (80.4)	30 (76.9)	547 (77.9)
地域交流	252 (64.6)	141 (82.5)	72 (70.6)	26 (66.7)	491 (69.9)
施設	179 (45.9)	120 (70.2)	54 (52.9)	20 (51.3)	373 (53.1)
障害者・団体	253 (64.9)	111 (64.9)	55 (53.9)	20 (51.3)	439 (62.5)
マスメディア	208 (53.3)	126 (73.7)	75 (73.5)	24 (61.5)	433 (61.7)
その他	31 (7.9)	38 (22.2)	17 (16.7)	8 (20.5)	94 (13.4)
未記入	41 (10.5)	4 (2.3)	7 (6.9)	3 (7.7)	55 (7.8)

※その他は、身体・知的障害者相談員または精神障害者相談員・家族会相談員以外の相談従事者及び不明

※()内は障害別回答総数に対する割合(%)



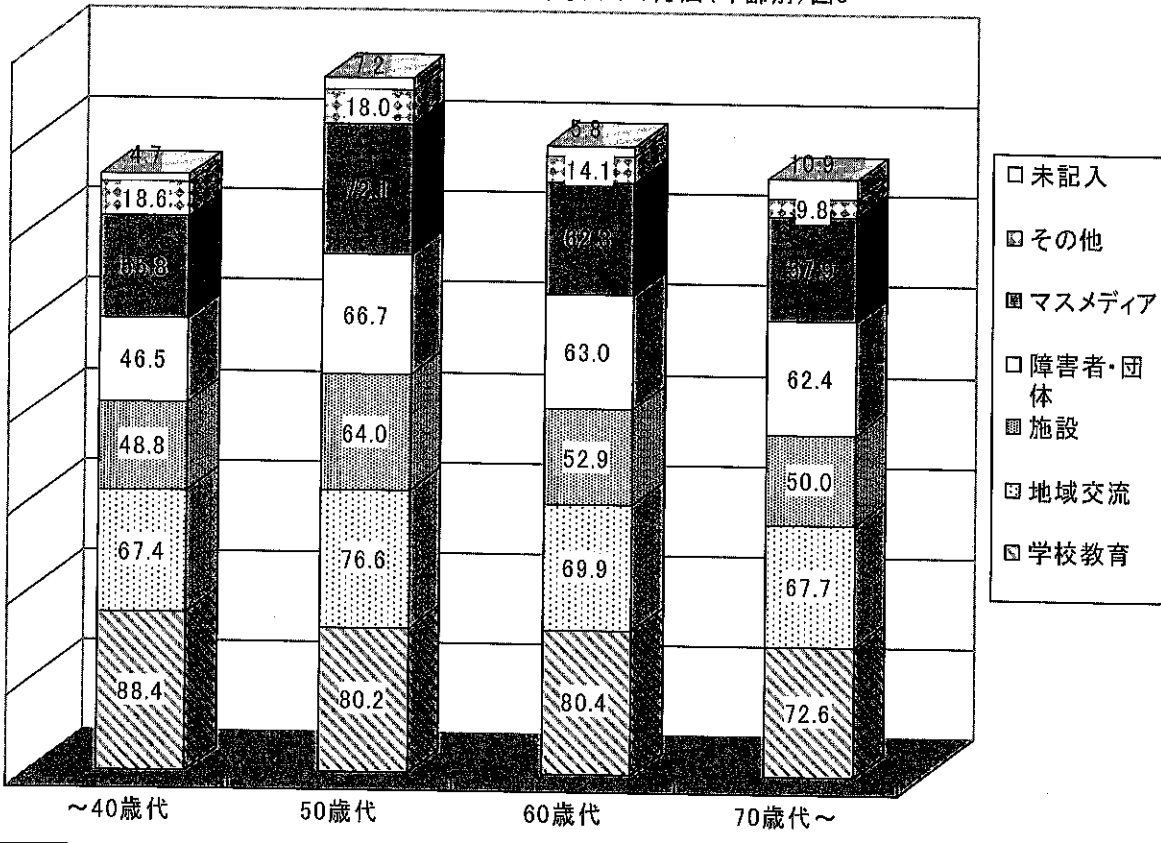
心のバリアフリーを広げるための方法(表8)

区分	～40歳代					50歳代				
	身体 総数 11	知的 総数 20	精神 総数 3	合計 総数 43	身体 総数 34	知的 総数 60	精神 総数 9	合計 総数 111		
	(81.8)	(100.0)	(66.7)	(88.4)	(76.5)	(86.7)	(77.8)	(80.2)		
学校教育	9	20	2	38	26	52	7	89		
地域交流	6	17	1	29	25	50	6	85		
施設	4	14	1	21	20	42	5	71		
障害者・団体	4	14	0	20	26	40	4	74		
マスメディア	5	13	1	24	19	50	7	80		
その他	1	5	1	8	3	12	2	20		
未記入	1	0	0	2	4	2	0	8		

区分	60歳代					70歳代～					合計 総数 702
	身体 総数 156	知的 総数 64	精神 総数 46	合計 総数 276	身体 総数 186	知的 総数 26	精神 総数 43	合計 総数 266			
	(74.4)	(89.1)	(89.1)	(80.4)	(69.4)	(88.5)	(72.1)	(72.6)			
学校教育	116	57	41	222	129	23	31	193			
地域交流	98	52	34	193	121	21	30	180			
施設	69	46	24	146	85	18	23	133			
障害者・団体	97	42	28	174	123	15	22	166			
マスメディア	83	43	39	172	99	19	28	154			
その他	13	14	10	39	13	7	4	26			
未記入	12	2	2	16	24	0	5	29			

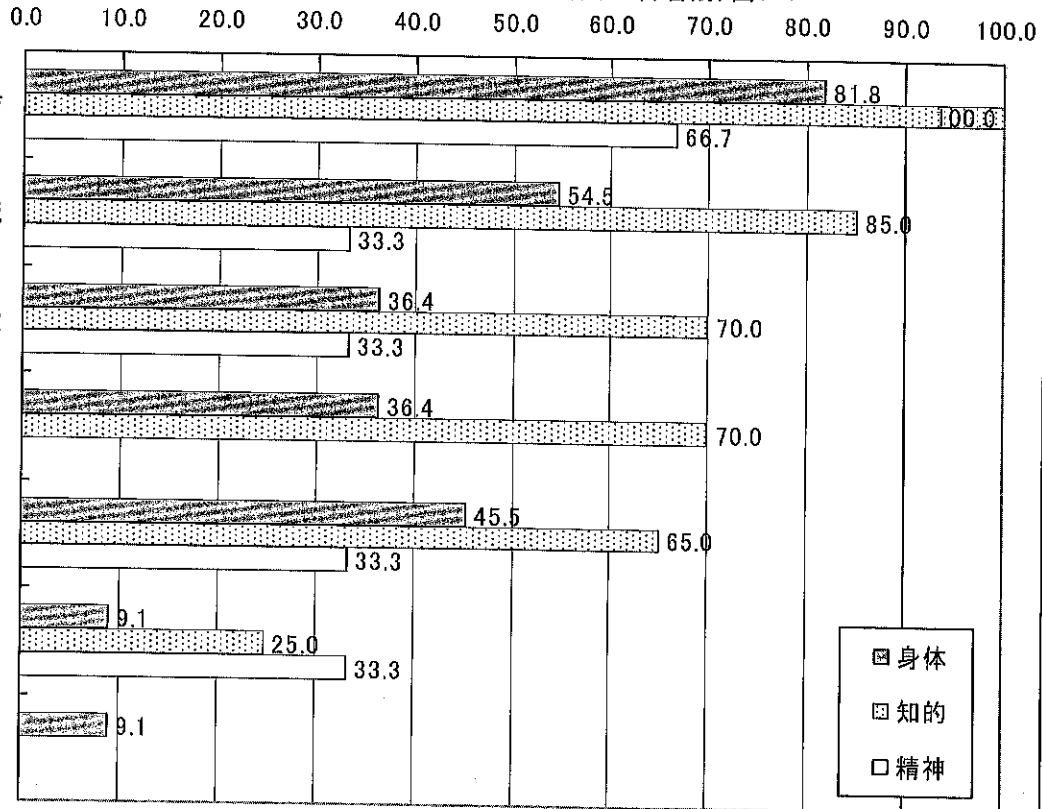
心のバリアフリーを広げるための方法(年齢別)図8

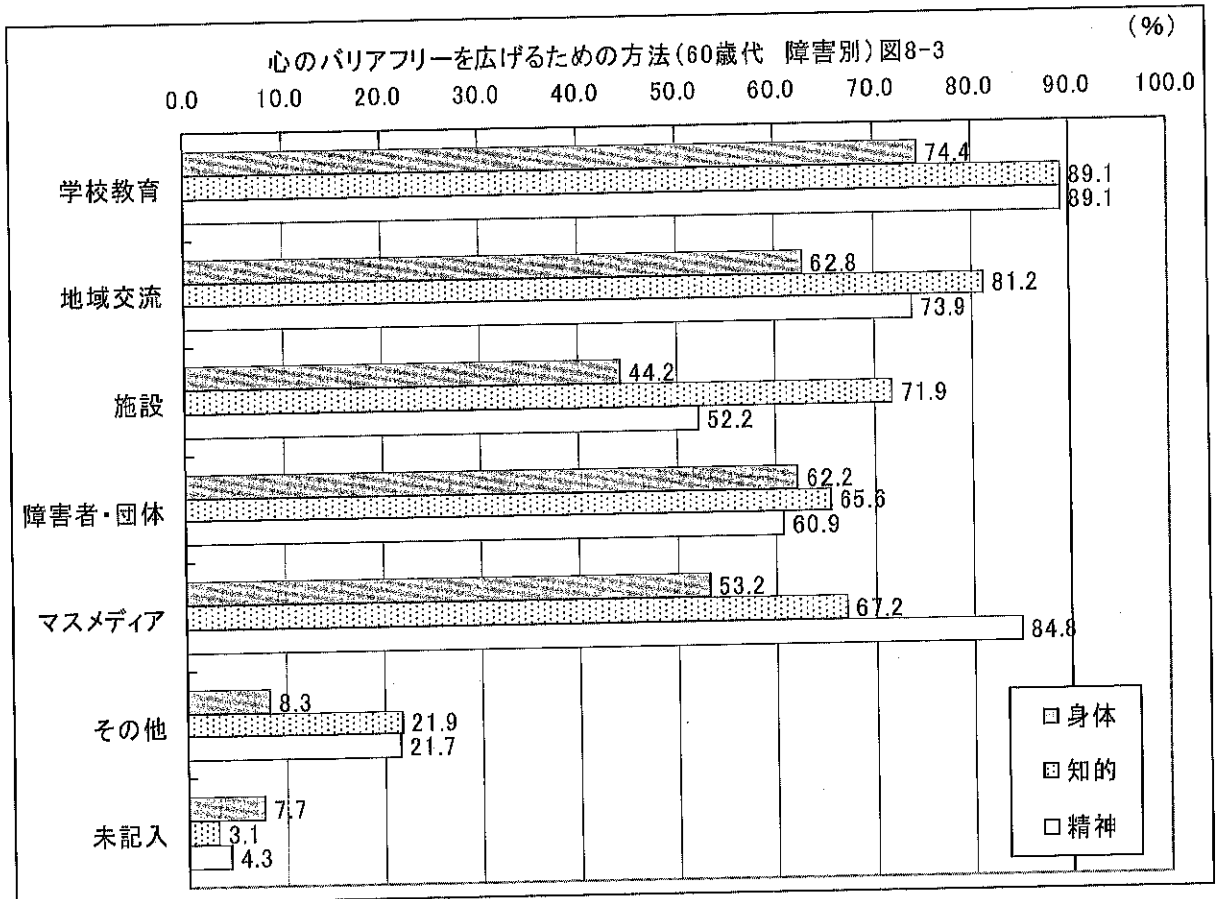
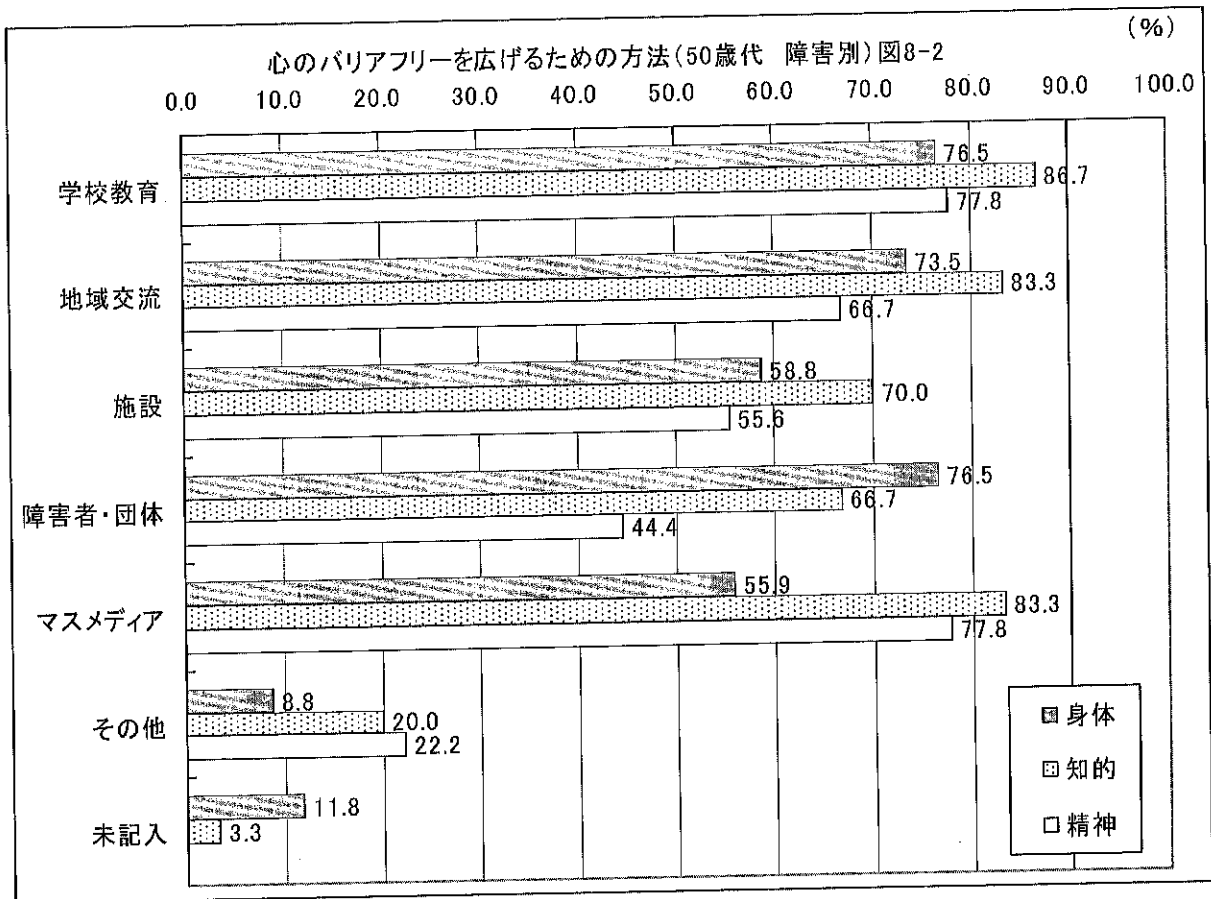
(%)

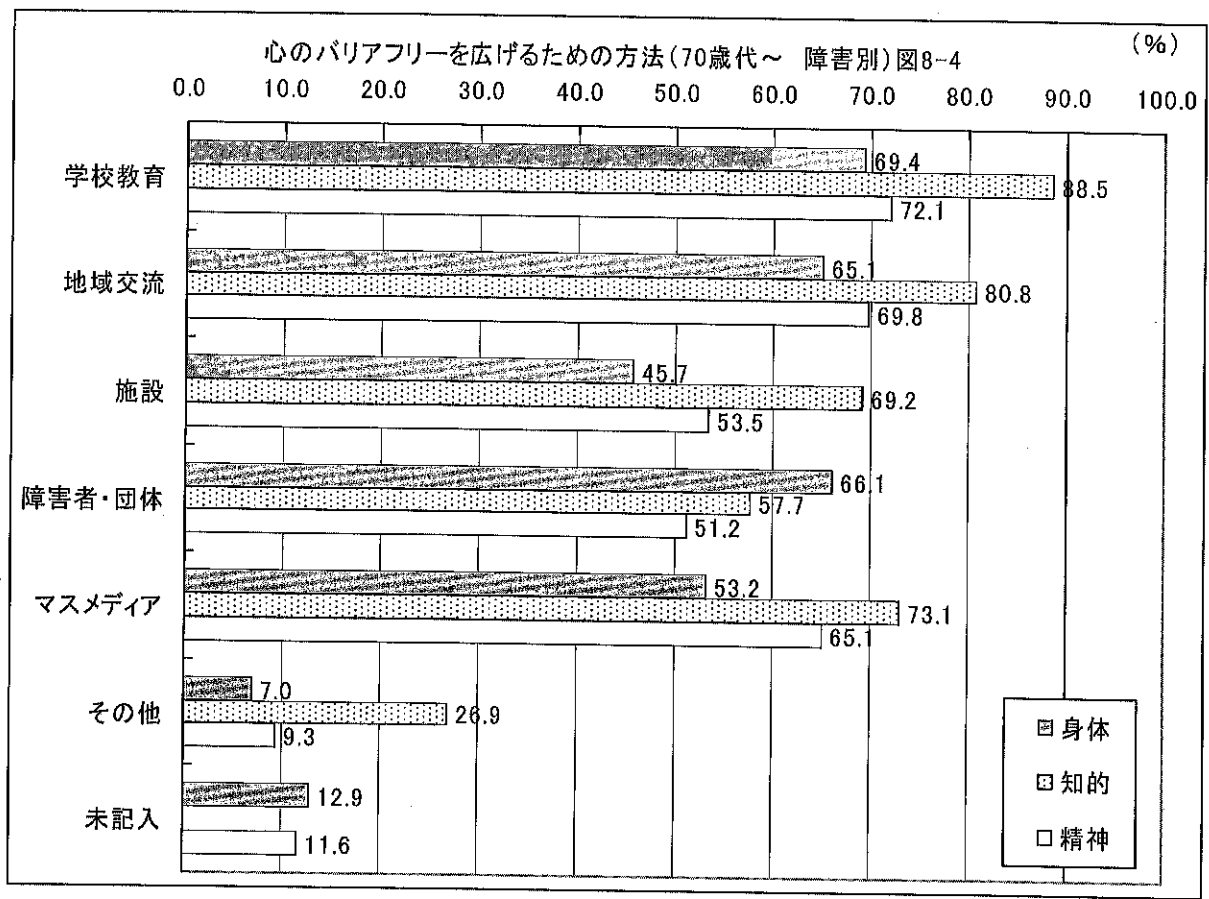


心のバリアフリーを広げるための方法(~40歳代 障害別)図8-1

(%)







(5) 心のバリアフリー啓発のために、国や地方自治体に行ってもらいたいことは何ですか。

この問いに対し、学校教育の場・理解促進-接遇改善・周知事業の展開・協働啓発の中から回答（複数回答）してもらったところ、三障害合計では、全ての回答が50%を超え、理解促進-接遇改善と協働啓発がそれぞれ70%弱で、周知事業の展開が51.1%で最も低かった。（表9・図9-1）

障害別でみると、身体は、全体的にあまり差がなく、協働啓発が67.2%で最も高く、周知事業の展開が52.6%で最も低かった。知的は、最も高かったのが理解促進-接遇改善の78.4%で、最も低かった周知事業の展開の43.3%以外は全て70%を超えた。精神は、協働啓発と理解促進-接遇改善がそれぞれ70%弱であったのに比べ、周知事業の展開と学校教育の場は50%台であり、全体的にあまり差がみられなかった。どの障害も、理解促進-接遇改善と協働啓発については関心が高く、周知事業の展開は関心の低い傾向がみられた。また、学校教育の場については、身体と知的では比較的関心が高かったのに比べ、精神は50%にとどまり違う傾向がみられた。（表9・図9-2）

	◇割合の最も高かった回答；	◇割合の最も低かった回答；
三障害	理解接遇 69.4%	周知 51.1%
身体	協働啓発 67.2%	周知 52.6%
知的	理解接遇 接遇改善 78.4%	周知 43.3%
精神	協働啓発 68.6%	学校教育の場 50.0%

年齢別では、40歳代までは、最も高かったのが理解促進-接遇改善の67.4%で、次の学校教育の場もともに60%を超えた一方、周知事業の展開と協働啓発はともに39.5%で、二分した結果となった。（備考：40歳代までは回答人数が合計人数の6%にすぎなかったため、参考的集計として取り扱う。）

50歳代は、理解促進-接遇改善が73.9%で最も高く、協働啓発と学校教育の場も60%を超え、最も低い周知事業の展開の45%と大きな差がみられた。そのうちの身体は、協働啓発が79.4%で最も高く、学校教育の場と理解促進-接遇改善も70%を超え、最も低かったのは周知事業の展開の58.8%だった。知的は、理解促進接遇改善が75%で最も高く、周知事業の展開の38.3%の他は60%を上回った。精神は、理解促進-接遇改善が88.9%で際立って高く、学校教育の場は44%にとどまり最も低かった周知事業の展開は22.2%だった。

60歳代は、あまり差はなかったものの協働啓発が71.4%で最も高く、最も低かった周知事業の展開は49.6%だった。そのうちの身体は、周知事業の展開が44.2%で最も低く、そのほかは60%を超え、最も高かった協働啓発は69.2%だった。知的も、周知事業の展開が46.9%で最も低かったほかは全て70%を超え、理解促進-接遇改善と協働啓発がともに76.6%で最も高かった。精神は、全ての回答が50%以上となり、身体と同じく突出した回答はなかったが、周知事業の展開と協働啓発がともに67.4%で最も高く、学校教育の場が50%で最も低かった。

70歳代以上は、特に突出したものがなく全体的に同じような割合となり、最も高かったのが協働啓発の69.2%で、最も低かったのが周知事業の展開の56.8%だった。そのうちの身体は、全ての回答が60%前後でほぼ同じ割合となり、協働啓発が65.6%で最も高く、周知事業の展開が59.1%で最も低かった。知的は、周知事業の展開の46.2%以外は全て80%を超え、理解促進-接遇改善が88.5%で最も高かった。精神は、協働啓発が72.1%で最も高く、理解促進-接遇改善も約70%となったが、最も低かった学校教育の場の46.5%や周知事業の展開の51.2%とは大きな差がみられた。(表10・図10、10-1~10-4)

	◇割合の最も高かった回答；	◇割合の最も低かった回答；
~40歳代	理解接遇 67.4%	周知・協働啓発 39.5%
身体	理解接遇 72.7%	協働啓発 28.3%
知的	理解接遇 80.0%	協働啓発 5.0%
精神	学校教育 100%	理解接遇・周知・協働 33.3%
50歳代	理解接遇 73.9%	周知 45.0%
身体	協働啓発 79.4%	周知 58.8%
知的	理解接遇 75.0%	周知 38.3%
精神	理解接遇 88.9%	周知 22.2%
60歳代	協働啓発 71.4%	周知 49.6%
身体	協働啓発 69.2%	周知 44.2%
知的	理解接遇、協働啓発 76.6%	周知 46.9%
精神	周知、協働啓発 67.4%	学校教育 50.0%
70歳代~	協働啓発 69.2%	周知 56.8%
身体	協働啓発 65.6%	周知 59.1%
知的	理解接遇 88.5%	周知 46.2%
精神	協働啓発 72.1%	学校教育 46.5%

また、その他（自由記述）については、全体で 66 件の回答があった。そのうち身体は 24 件の回答があり、特に目立った傾向はみられなかったものの、障害者団体の活動や育成、情報開示等に対する支援を求める意見が多かった。知的は 25 件の回答があり、雇用の拡充や労働環境の改善による社会参加の促進の他、差別禁止条例の制定を求める意見が多かった。精神は 10 件の回答があった。前出設問の「心のバリアフリーを広げるための手段・方法」のその他の回答と同様に、精神に対する正しい知識と理解に関する意見が多かった。

選択項目の補足説明：

学校教育……障害のある子どももいない子どもと一緒に学べる学校教育の場を実現する。

理解促進 接遇改善

……障害者に係わる業務に携わる人(公務員含む)への障害者への理解促進と接遇の改善を図っていく。

周知……障害者週間等を利用し、心のバリアフリー周知の事業を積極的に行う。

協働啓発……地域住民、障害者団体、民間企業等と協働して啓発運動を進める。

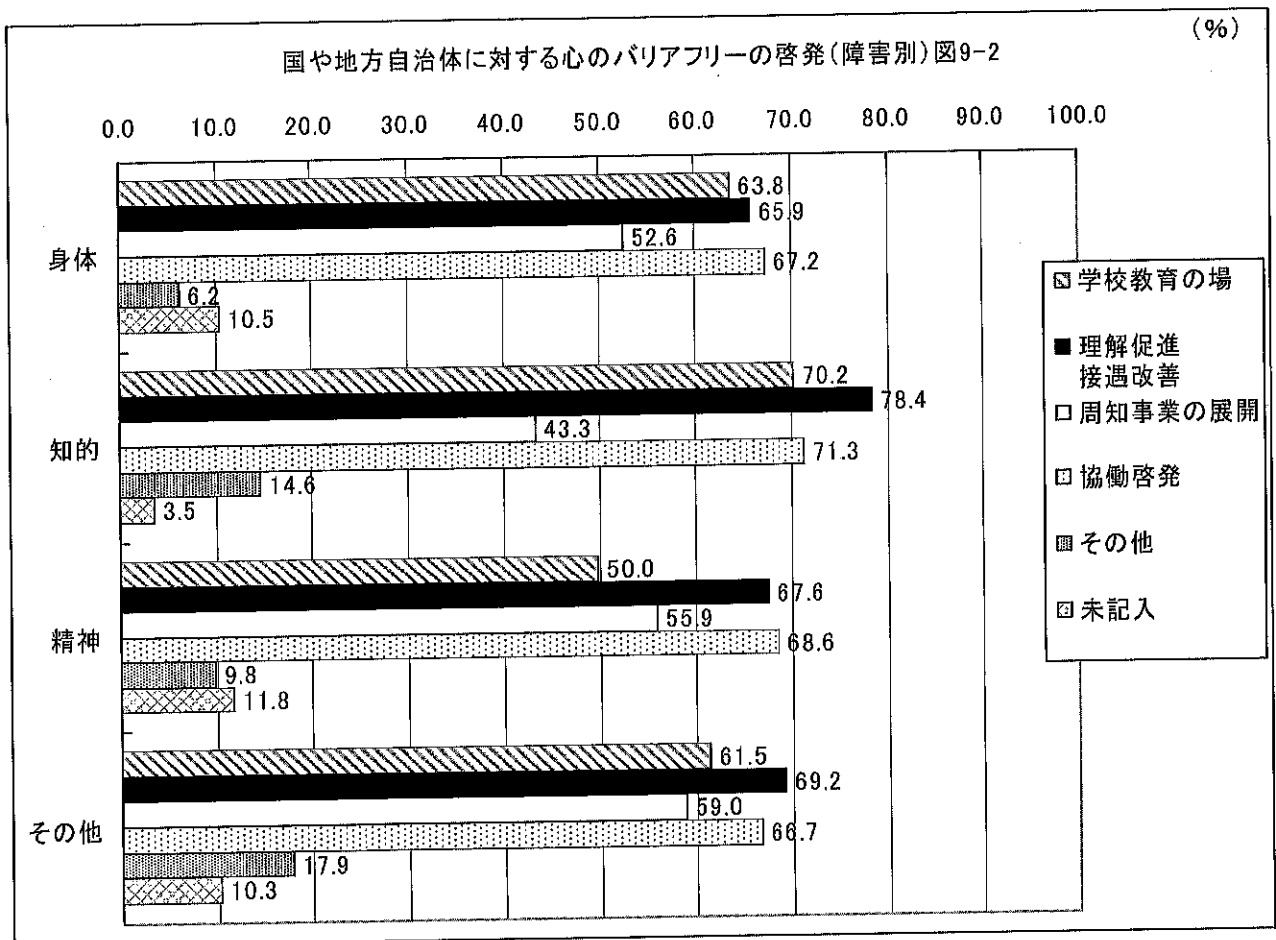
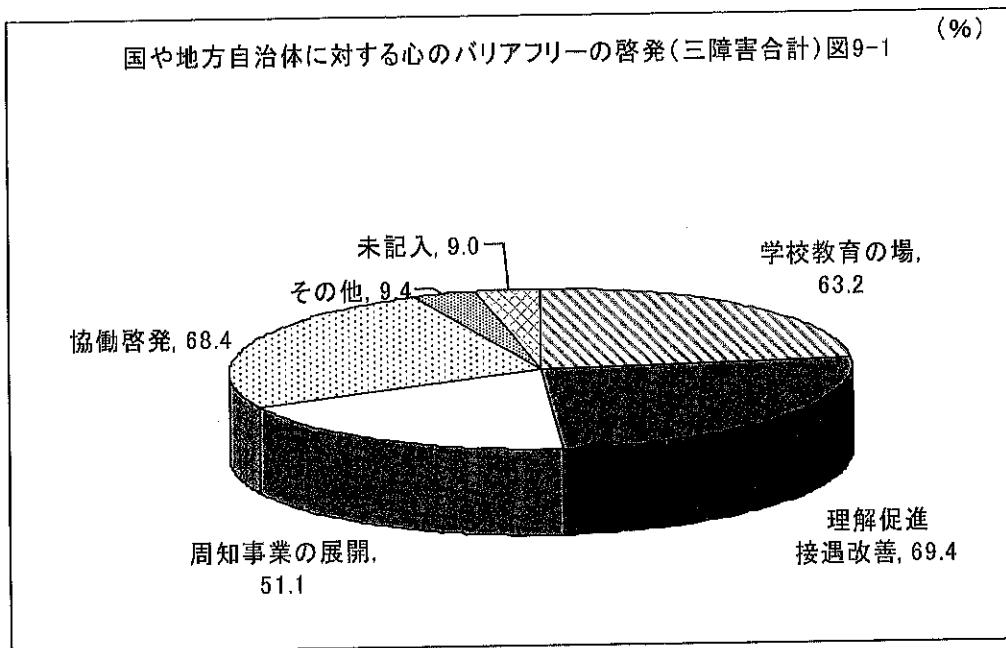
国や地方自治体に対する心のバリアフリーの啓発（表9）

単位:件

区分	身体 総数 390	知的 総数 170	精神 総数 102	その他 総数 39	合計 総数 702
学校教育の場	249 (63.8)	120 (70.2)	51 (50.0)	24 (61.5)	444 (63.2)
理解促進 接遇改善	257 (65.9)	134 (78.4)	69 (67.6)	27 (69.2)	487 (69.4)
周知事業の展開	205 (52.6)	74 (43.3)	57 (55.9)	23 (59.0)	359 (51.1)
協働啓発	262 (67.2)	122 (71.3)	70 (68.6)	26 (66.7)	480 (68.4)
その他	24 (6.2)	25 (14.6)	10 (9.8)	7 (17.9)	66 (9.4)
未記入	41 (10.5)	6 (3.5)	12 (11.8)	4 (10.3)	63 (9.0)

※その他は、身体・知的障害者相談員または精神障害者相談員・家族会相談員以外の相談
従事者及び不明

※()内は障害別回答総数に対する割合(%)



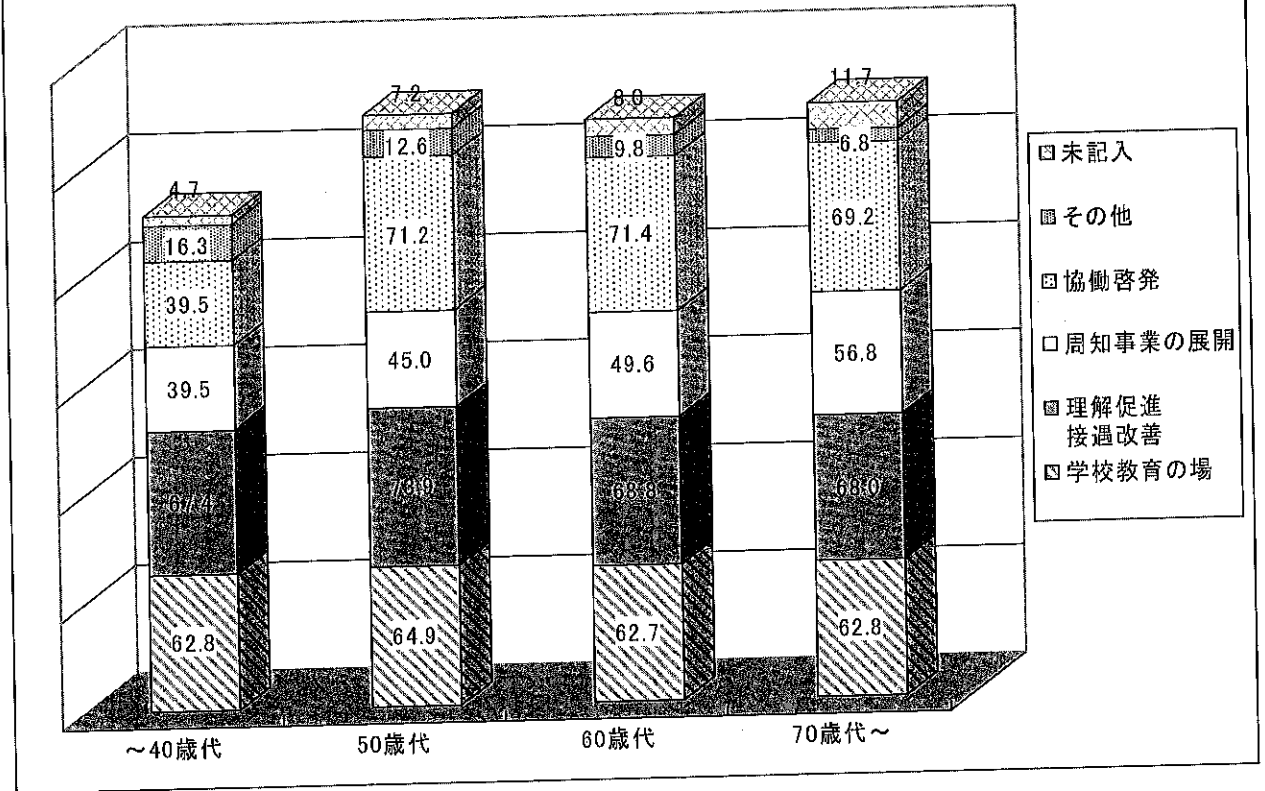
国や地方自治体に対する心のバリアフリーの啓発(年齢別)表10

区分	～40歳代				50歳代			
	身体 総数 11	知的 総数 20	精神 総数 3	合計 総数 43	身体 総数 34	知的 総数 60	精神 総数 9	合計 総数 111
学校教育の場	7 (63.6)	11 (55.0)	3 (100.0)	27 (62.8)	24 (70.6)	40 (66.7)	4 (44.0)	72 (64.9)
理解促進・接遇改善	8 (72.7)	16 (80.0)	1 (33.3)	29 (67.4)	24 (70.6)	45 (75.0)	8 (88.9)	82 (73.9)
周知事業の展開	4 (36.4)	8 (40.0)	1 (33.3)	17 (39.5)	20 (58.8)	23 (38.3)	2 (22.2)	50 (45.0)
協働啓発	3 (28.3)	1 (5.0)	1 (33.3)	17 (39.5)	27 (79.4)	41 (68.3)	6 (66.7)	79 (71.2)
その他	2 (18.2)	4 (20.0)	1 (33.3)	7 (16.3)	1 (2.9)	9 (15.0)	2 (22.2)	14 (12.6)
未記入	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	2 (4.7)	4 (11.8)	1 (1.7)	0 (0.0)	8 (7.2)

区分	60歳代				70歳代～				合計 総数 702
	身体 総数 156	知的 総数 64	精神 総数 46	合計 総数 276	身体 総数 186	知的 総数 26	精神 総数 43	合計 総数 266	
学校教育の場	97 (62.2)	47 (73.4)	23 (50.0)	173 (62.7)	119 (64.0)	21 (80.8)	20 (46.5)	167 (62.8)	439 (62.5)
理解促進・接遇改善	103 (66.0)	49 (76.6)	30 (65.2)	190 (68.8)	119 (64.0)	23 (88.5)	30 (69.8)	181 (68.0)	482 (68.7)
周知事業の展開	69 (44.2)	30 (46.9)	31 (67.4)	137 (49.6)	110 (59.1)	12 (46.2)	22 (51.2)	151 (56.8)	355 (50.6)
協働啓発	108 (69.2)	49 (76.6)	31 (67.4)	197 (71.4)	122 (65.6)	21 (80.8)	31 (72.1)	184 (69.2)	477 (67.9)
その他	10 (6.4)	8 (12.5)	6 (13.0)	27 (9.8)	11 (5.9)	4 (15.4)	1 (2.3)	18 (6.8)	66 (9.4)
未記入	13 (8.3)	3 (4.7)	6 (13.0)	22 (8.0)	24 (12.9)	1 (3.8)	6 (14.0)	31 (11.7)	63 (9.0)

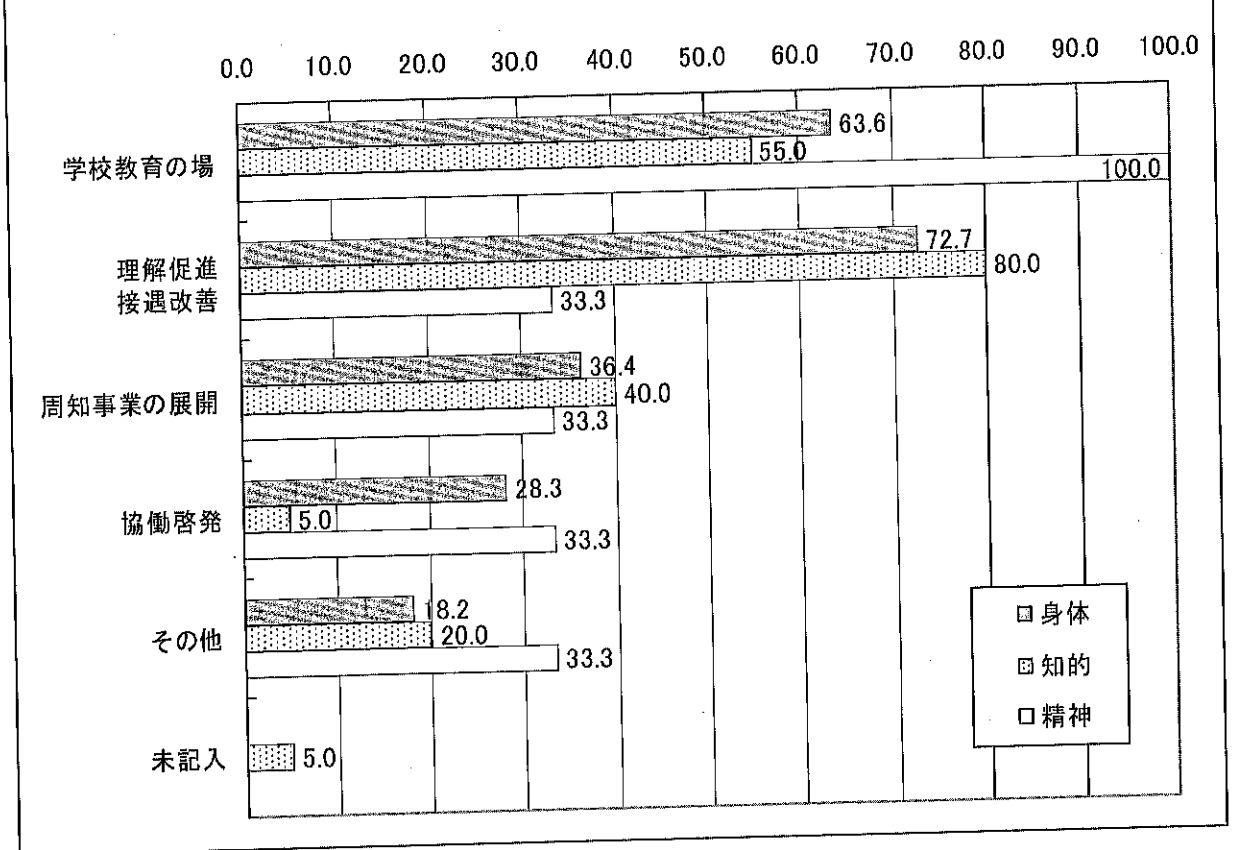
(%)

国や地方自治体に対する心のバリアフリーの啓発(年代別)図10

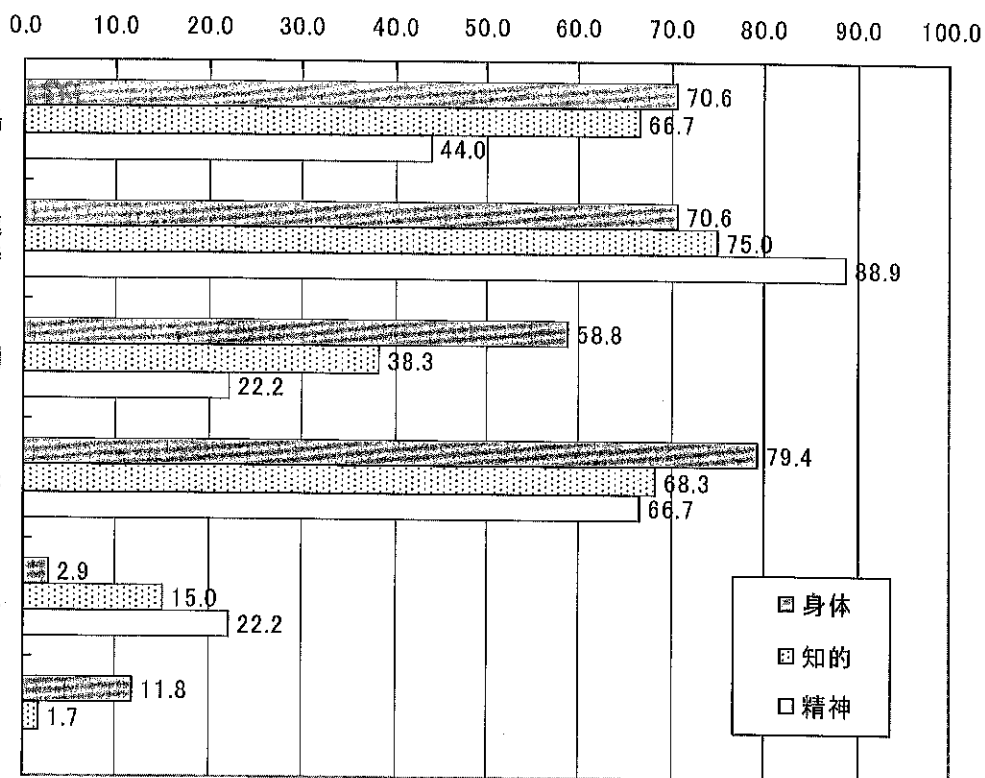


(%)

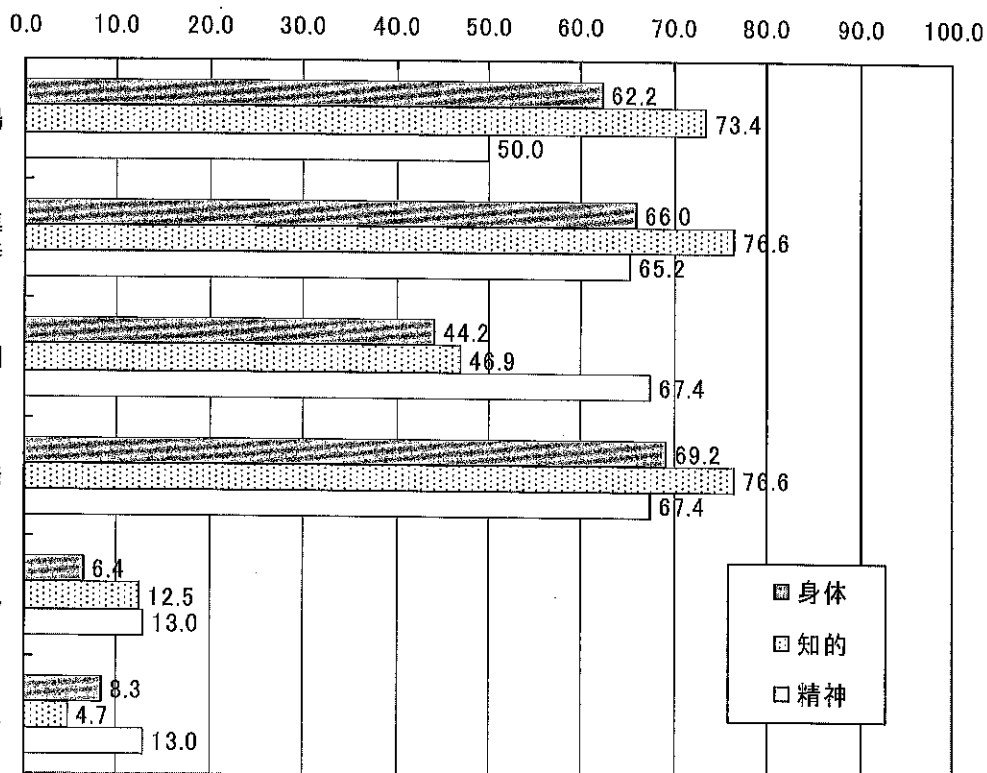
国や地方自治体に対する心のバリアフリーの啓発(~40歳代 障害別)図10-1



国や地方自治体に対する心のバリアフリーの啓発(50歳代 障害別) 図10-2 (%)

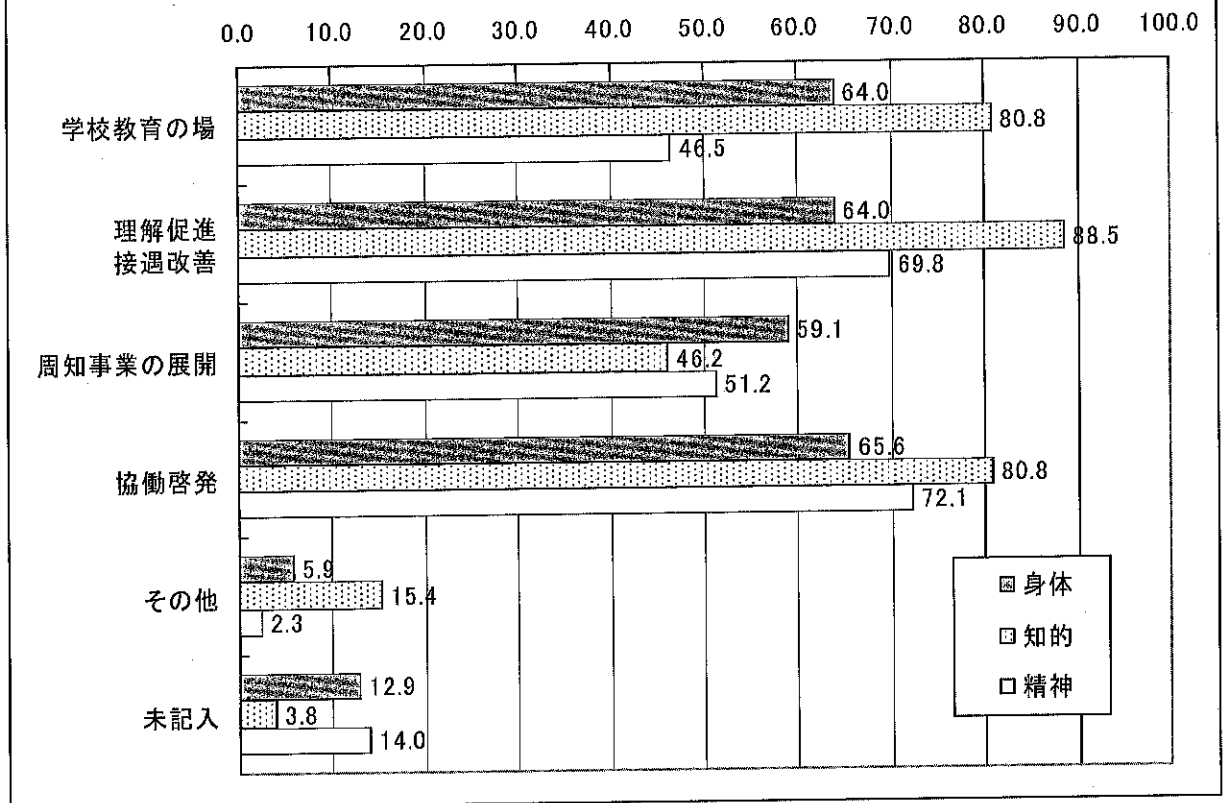


国や地方自治体に対する心のバリアフリーの啓発(60歳代 障害別) 図10-3 (%)



国や地方自治体に対する心のバリアフリーの啓発(70歳代 障害別)図10-4

(%)



(6) 心のバリアフリーに関する意見、感想はありますか。

この問いについては、自由記述による回答を求め、全体で 256 件 (36.5%) の回答が寄せられた。

身体は 124 件の回答があり、積極的な交流や社会参加といった地域との結びつき (関係性) を指摘する意見が多かった。また、障害への理解を求めるための工夫等といった意見があったほか、心のバリアフリーという言葉が曖昧、言葉先行ではないかといった少数意見があった。

知的は 74 件の回答があり、子供の頃からの地域や教育の場で心の育成や障害者自身が積極的に社会参加していくことの必要性に対する意見が多かった。また、少数だが、社会が障害者をどう捉えているのかといったことや、障害が個性として尊重される社会への期待といった意見があった。

精神は 44 件の回答があり、根強い偏見と差別を解消するための理解啓発に関する意見が多かった。特に、行政機関の偏見や差別意識を指摘した意見がみられた。また、マスコミの影響力に関する意見等も少数だがあった。

○ 主な内容については、以下のとおり、整理、記述した。

- 障害者同士でもお互いの障害に対する理解不足がある。
- 問題を話し合える場を作り、社会に理解してもらう。
- 幼児期からの教育が大切。本人だけでなく、家族への教育も重視されなければならないのではないかな。
- 東日本大震災を教訓に、地域の防災訓練を障害者や家族にも呼びかけ、障害への理解や支援を知ってもらいたい。
- 障害者も健常者に対する考え方を変え、自身から出て啓発を進めることも大事。啓発運動の方法を考えることが必要。
- 地域での行事等に参加し、一緒に何かをする、一緒に考える等の機会を障害者自ら作ることが大切。
- 自己主張ばかりしては、バリアはなくなる。
- 障害者に対する考え方、また本人の思いを理解するピアカウンセラーの活用が必要。
- 啓発運動を進めたい。障害による社会生活における不便さや気持ちの在り方等、自分が障害をもつたらと思える気持ちを育んでいきたい。
- 見かけで差別をする人がいる中で、啓発は必要だが、社会一般並みの生活水準を確保できる仕事や福祉サービスが、まず必要だと思う。
- 障害者が社会に出て発信していくこと。障害を恥じることなく、意識の改革も必要。
- 他人を思いやる気持ちが大切。

- 小さい頃から障害者と交流することが大切ではないか。大人の偏見が子どもを同じようにさせてしまう原因だと思う。実際、小さい時から一緒に行動すれば、自然と思いやりも生まれ、お互いをありのまま受け入れられる。
- 障害者と接する社協や行政機関の人は、障害者に対する勉強（理解）をしてほしい。障害者自身が心を開き、外に出ることがバリアフリーの第一歩。交流を深め、家族や友人が枝葉になって理解を得る。心こそ大切、勇気をもって努力。
- 障害者への理解が一番大切だと思うが、とても難しい。子どもたちが障害者とのふれ合いがあったら、もっと理解が深まり、それが社会に広がっていくのではないか。
- 障害者があたりまえに社会に溶け込める環境の実現を目指すことが重要だと思う。
- 心を傷つける言葉を言わないように、相手の心を理解するように心がければ、心のバリアフリーはできると思う。人権人格の尊重と心の理解が一番だと思う。
- 昔と比べ、重度の障害を持つ親の表情が明るくなっている場面をみると、心のバリアフリーが進んだのだと感じる。
- 啓発活動のための予算確保が必要。
- 社会参加のための制度の不備や課題を解消することが必要ではないか。
- ボランティアの協力を得ながら、障害者支援に積極的に取り組んでもらいたい。
- 医科歯科系の学校や警察学校、交通機関等でも、障害の理解や接遇対応の研修に取り組んでもらいたい。
- 相談支援を推進したくても行政の協力がなければ行動に制限がある。情報開示の必要性を感じる。
- 合理的配慮を具体的に実現できるような条例制定や予算措置等。物理的な面が進めば心理面での効果も期待できると思う。
- 障害者が社会の一員として存在することを誰もが認識できれば、バリアフリーという言葉も必要ないのでは。インクルーシブな社会の実現こそが望まれる。
- 自身や家族が地域へ出て理解をしてもらう、自治体との協働（会議や事業）をしていく、学校や行政が進んで啓発していく。この自助、共助、公助が必要だと思う。
- 障害を克服しようがんばっている人だけが受け入れられるのは違っている。障害をもち暮らすことに努力が必要なことを理解してもらいたい。その人のままを受け入れ、周囲が変わっていくというところからバリアは取り去られると思う。
- 学校や地域と福祉施設の交流はとても大切なことだと思う。
- 心のバリアフリーという言葉が、死語になるような世の中になってほしい。
- 障害者週間のようなものがなくても、人として理解され対等な立場で生活できる社会が近い将来に来てほしい。
- 学校教育でのバリアフリーの啓発も大事だが、親への啓発が第一番と考える。

- 施設等の職員が、利用者への不自然な言葉使い（子ども扱いや丁寧すぎ）をすることがあるが、もっと自然な言葉使いがよいのではないか。
- 身体障害者に比べ、知的障害者や精神障害者、発達障害者は、見た目で判断できないところもある。もっと一般市民への理解と啓発が進めばいいと思う。
- 一時的ではなく、常にふれあうことで障害者、健常者お互いの心が感じ取れるのではないかと思う。
- 社会全体で、障害者の学習や交流を通して、みんなと一緒に（障害は個性）だと理解深め、障害児の保護者や本人が障壁を持たない～持つことがない世の中にしてほしい。
- 障害児に対する福祉が、障害に応じて障害者自身や家族の障害への差別、偏見をなくしていくことも一つの原点かと思う。
- 障害があっても必要な人と感じられる社会作りができればよいと思う。
- 生まれ育った地域社会に住める体制を作り、障害者本人にできる範囲で地域貢献をすること。
- 行政機関や学校関係で障害者の雇用が少ない。雇用を助け一緒に働くことが、真の教育になると思う。
- 地方自治体が、率先して障害者を雇用し、ともに働く場を助け、そのことが当たり前だということをアピールする。
- 子どもの時から一緒に育つ環境こそ、心のバリアフリーが身についていくのだと思う。教育の仕組みを考えることが大切。身近にいるから当たり前にならない限り、教育、啓発をしても身につかない。障害者も社会に参加していく勇氣と努力が必要。
- 精神障害に対する心のバリアは、日本の障害者施策、医療制度の歴史が関わっている。新しい政策を打ち出し、精神科医療を改革しなければ、精神障害者に対する心のバリアフリーは実現しない。
- 精神障害は、誰でもなりうる病気、そのことを理解できるよう啓発する。
- 障害者に優しい社会のあり方は、すべての人にとっても生きやすい社会であると思う。障害者の問題を通して、社会のあり方に関心を持ち、変えていかなければならないと思う。
- 障害者に対する差別や偏見は、今日でもいまだ強く、正しく理解されていない。治療方法も発達し、薬とリハビリで完治する人も多くなった。精神疾患が治る病気だと理解していただきたい。
- 家族や本人が偏見を持っていては前進はない。
- 差別と偏見は、障害に対する無知から引き起こされる。早期発見、早期治療のためにも学校教育に組み込まれ、みんなに理解してもらえることが大切。
- マスコミの影響を考えれば、事件の原因が障害ではないにも関わらず、報道のあり方によっては偏見につながる。
- 地域でできることを少しずつやっていくべきだと思う。それぞれ、生活しにく

い人が生活しやすいようにしていけばいいだけのことで、表向きだけバリアフリーといってほしくない。誰もが生きやすい世の中になってもらいたい。

- テレビ等で障害者が出演し、その実態や障害になったきっかけ、回復の様子等が紹介されることがある。こういったことを利用して、障害への理解を深めることも大切だと考える。
- 障害者の議員等が増えるような人材育成のための環境がもっと整うと、心のバリアフリーが広がる一因になるのではないかと思う。
- 幼稚園に入園できずに大変困った。受け入れてもらえる体制作りがほしい。
- 国、都道府県、市町村が温度差なしに一体となって、心のバリアフリーの周知促進が必要。特別のこととしてではなく、日常の当たり前のこととして行われる社会の構築が不可欠なのではないか。
- 障害のわくを越え、お互いに理解、協力して、障害者の制度改革ができればうれしい。

第2章

座 談 会

座談会 心のバリアフリーに関するアンケート調査をめぐって

期 日 平成23年11月4日(金) 13:30~16:00

場 所 東京ステーションコンファレンス

出席者:

◇心のバリアフリー化に関する促進・啓発事業企画実行委員会:

委員長

坂巻 熙 (さかまき ひろむ)

淑徳大学名誉教授、元毎日新聞社論説委員、潤沢会理事長

委員

阿部 一彦 (あべ かずひこ)

(財)仙台市障害者福祉協会会長、東北福祉大学総合福祉学部教授

細川 瑞子 (ほそかわ みずこ)

(福)全日本手をつなぐ育成会中央相談室長

良田 かおり (よしだ かおり)

(公社)全国精神保健福祉会連合会事務局長

森 祐司 (もり ゆうじ)

(福)日本身体障害者団体連合会常務理事・事務局長

◇学識経験者:

末田 統 (すえだ おさむ)

兵庫県立福祉のまちづくり研究所長、徳島大学名誉教授

茨木 尚子 (いばらき なおこ)

明治学院大学社会福祉学科教授

藤井 克徳 (ふじい かつのり)

日本障害フォーラム幹事会議長、日本障害者協議会常務理事

◇進 行:

小野 隆 (おの たかし)

(福)日本身体障害者団体連合会事務局

(順不同・敬称略)

備 考: 一部発言の中にある用語については、アンケート調査で記述された単語を使用、
記載する。

事業の経緯と概要について

小野：

進行役の小野です。本日は、お忙しい中、「心のバリアフリー化に関する促進・啓発事業」の座談会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今回の座談会は、後に概要説明をしていただきますが、本年6月に行った『心のバリアフリーに関するアンケート調査』の結果の分析ということで、障害者団体あるいは学識経験者の皆さんにお集まりいただきました。

非常に膨大な資料ですので、お読みいただくのも大変でございましたが、改めて読んでみると、なかなか興味深いものだなということを感じられたのではと思っております。皆さんの、アンケート結果を読んだ感想と、自分のアンケート結果に対するコメント等を含めまして、自由に発言していただいて、あまり形にとらわれないで進めていきたいと思いますが、その前に、今回のアンケート調査について、若干補足説明させていただきます。

まず、今回の事業を行うに当たっては、身体、知的、精神、この三つの分野の相談員の方々を中心に、約2カ月かけてアンケート票による調査をしました。合計1,080人を対象にして、回答を得たのが65%の702人です。調査項目の内容は、心のバリア並びにバリアフリーに対する意識調査を主な内容としています。非常に精粗取り混ぜていろいろな意見をいただきました。それを参考にして、これからの話を進めていきたいと思っております。

まず、皆さんとの意見交換に入る前に、私どもの事業を行います日身連の委員として出席しています森さんから、概略説明をお願いします。

森：

それでは、この事業を実施する経緯と言いますか、目的、動機をご説明したいと思います。

私が、昭和47(1972)年に東京都の心身障害者福祉部の企画係長を拝命した当時、東京都では、障害者の人たちが地域での自立生活を求め、1年9ヶ月の間、都庁の前でテントを張られたという闘争がありました。また、仙台では生活圏拡張運動が起こった、そういう時代がありました。その時の運動の中核的な存在だったのが、電動車いすを利用している人たちでした。

その当時、昭和48(1973)年頃は、いわゆる東京都の心身障害者対策協議会という機関があり、そこの議題の一つとして、まちづくりという問題が出てきました。その当時は、今言うところの物的な環境だと思います。道路の段差解消や点字ブロック、トイレの問題、それからコンサート等での車いすを利用する人たちの観劇する場所、そのようなことを一斉にやるようになった始まりの時だったと思います。私は、その

頃から、そういったバリアフリーについて、大変興味を持っていたといえますか、問題視しておりました。

現在、障害者権利条約が国連で採択され、第 19 条では障害者の生活権が定められています。これは、権利条約の一つのポイントであると考えているのですが、いわゆる地域での生活の主体の問題です。今までの障害者行政というのは、あるいは対策は、障害者対応というかたちになっていましたが、それはもちろん必要なことではありませんが、それ以上に、インクルーシブな社会をどう構築していくかという点に尽きるだろうと考えるわけです。そうすると、やはりまちづくりということを踏まえれば、バリアの解消という問題に取り組まざるを得ないということを考えておりました。

2 年前に、日身連では、歩道橋についての実態と意識調査事業をバリアフリーという視点で捉え実施いたしました。関係者の方からも好評という声をいただきました。今回の心のバリアフリーは、その第二段として企画したわけです。

そこで、私なりにバリアフリーの歴史を少し簡単にお話しさせていただきます。この背景があるのは、間違いなくノーマライゼーションの考えだと思います。昭和 25 年（1950）の後半頃、北欧で誕生した理念が、どっと日本に入ってきました。

では、バリアフリーという言葉はどのように普及したのかといろいろと調べましたら、昭和 49（1974）年 6 月の国連障害者生活環境専門家会議の報告というのがありまして、そこで、「バリアフリーデザイン」という言葉が出たようです。ここから、このバリアフリーという言葉が、各国でも普及したという、このような記事を読みました。

こういう中で、日本にノーマライゼーションという言葉が浸透していったのは、国際障害者年を迎えた日本の対応にあります。それは間違いなく、平成 5（1993）年の障害者対策に関する新長期計画だったと思います。その中に、バリアに関して、4 つのバリアがあると提言されているということです。

一つは、言うまでもありませんけど、いわゆる物理的なバリアです。交通機関や建物等におけるバリアです。二番目は、制度、資格に関するバリア。三番目が文化情報に関するバリア。四番目が、心のバリアです。こういう 4 つのバリアの問題が出てきたわけです。

最初の 3 つは、それぞれ着実に進んできたわけです。物理的なバリアについては、今は、バリアフリー新法まで出来ているというかたちがあります。2 番目の制度上のバリアについても、全部整ったというわけではありませんが、見直しが図られてきています。3 番目の情報のバリアについても、間違いなく相当進んできています。障がい者制度改革推進会議等でも、ご存知のように、情報確保のための配慮が行われています。そして、4 番目の心のバリアフリーということについては、やはり相当に遅れている、社会への理解啓発が進んでいません。以前、内閣府が調査をした時、「ノーマライゼーションという意味を知っていますか？」という設問があり、これについては 21% 程しか知らないという結果がでて、必要性があるということは分かっているようなのですが、言葉そのものは分かっていない。そうすると、バリアフリーとはどうい

うことなのかと、そういうことを考えながら、普及啓発をする必要があるのだろうと思うわけです。

そして、その一方において、まちづくりを考える上で、昭和42(1967)年から発足している身体障害者、知的障害者相談員制度が非常に重要なポイントを握っていると考えられるわけです。日身連では、この同じ障害をもつ立場の障害者相談員の方たちが、日頃から活動している相談員活動を通して、また、自身の体験を通して、この問題をどう捉えているのだろうか、そういった実態調査を行うことの必要性を考え、今回の事業を行ったわけです。

アンケート調査では、バリアやバリアフリーに関する事例や体験について、このように数多く書いていただけたとは、正直思っていませんでした。バリアフリーを考える上で、貴重な点を示されたという気がいたします。ですから、この調査結果を有効に利用しなくてはならないという思いがあります。雑ぱくですが、経緯と動機についてお話をさせていただきました。

小野：

バリアフリーに関する経緯と動機をお話していただきましたが、では、今回の事業の概要について、少しご説明いただけますか。

森：

それでは、この事業の全体像を、まずご説明いたします。中央共同募金会と全国労働者共済生活協同組合連合会の助成金で、今回、心のバリアフリー化に関する促進啓発事業として一年間かけて行いました。事業実施にあたっては、企画実行委員会でアンケート調査やシンポジウムの内容を検討していただきました。委員長には、本日、ご出席いただいている坂巻熙先生にお願いして、委員会のとりまとめをしていただきました。委員会は、都合、4回開催いたしました。本日の座談会は、アンケート調査結果の傾向ですとか、具体的な内容の分析等をしていただくため、皆さまにお集まりいただきました。

また、本日の座談会を踏まえて、来年1月12日に東京で、2日後の14日には九州の熊本でシンポジウムを開催することにいたしました。シンポジウムでは、心のバリアフリーを考えましょうということをやテーマにしましたが、差別ということも考えとして触れるだろうというかたちで、東京は、エイズ問題のために大変なご努力をされてきたみんなの党の川田龍平議員に特別講演をしていただき、熊本は、東俊裕推進会議担当室長の特別講演と、さらにシンポジウムには熊本という地元の特色に鑑み、ハンセン氏病の当事者の方にご参加いただいてディスカッションをしたいと考えているところです。アンケートの実態調査とシンポジウムを通して、バリアフリーの促進啓発を図りたいと思っています。

予断ですが、この2日前に読売新聞の記者が私の所にちょうど来て、この話をしま

したら大変興味を持たれて、「資料ちょうだいよ」と言われました。

本日は、皆さま方には、お忙しいところを無理やりお願いしてお集まりいただきましたが、是非、実りあるお話を伺うことができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

小野：

ありがとうございました。一昨年度は、物理的なバリアということを中心に事業を行いました。今回は、心のバリアフリーについて考えていこうということで話を進めたいということにしたいと思えます。

ただ、問題になるのは、心のバリアというものが、かたちのあるものに対してのバリアだけではないということです。今日、ここで、皆さんが触れられると思うのですが、いろんなものの考え方とか、意識とか、偏見とかがバリアになるわけですから、そういうものをどういうふうに考えていくかということも、併せて考えていかなきゃいけないのではないかなと思うのです。

比較的、目に見えるものに対することは分かるのですが、目に見えないものは分かりにくい。また、専門家というのも、目に見えるバリアに対する専門家は、末田先生もそういう方のお一人だと思うのですが、割とそういった専門家の方はいらっしゃるのですが、心のバリアの専門家といえますと、一体誰なんだろうと、なかなか居ないのではないのでしょうか。

今回、実態と意識のアンケートということで、このような調査を行って、いろいろな意見が出てきたことを基にしまして、ここで、心のバリアって一体何なんだろうかということも、もう少し後半に議論していただいたらよいのかなというのを、まず、お話しさせていただいて、始めたいと思えます。

坂巻さんは、心のバリアという言葉についてうんぬんと言う時に、以前にもいろいろなことの議論がありましたが、短くて結構ですので、少しお話していただけますか。お願いします。

坂巻：

私は、日本の障害者政策の急激な展開は、国際障害者年にあると思うんです。それまでは、障害者とか高齢者福祉の対象、要するに、保護を要する人とか、自分たちの世界とは違う人たちを助けてあげるといような視点で行われてきたものが、いわゆる障害者年を契機にして、障害者の権利とか人権とか、そういった完全参加と平等というテーマで人権問題をクローズアップした。そこから日本の障害者福祉政策が 180 度変わったというふうに、個人的に思っているわけです。

この壁のテーマですが、障害者年の前に、国連の国際障害者年担当の事務局次長のエスコ・コスーネンという人が、日本に来たんですね。その時に、私は新聞記者としてインタビューしまして、「3つの壁」というのを彼が言ったわけです。それをひと欄

にコラムで書いて、3つの壁を、「物理的な壁、制度の壁、心の壁」というのが、初めて活字になったんです。その時に仲介してくれたのが、亡くなった日本女子大の小島蓉子先生でした。それ以来、この3つの壁がずっと出てきておりまして。最近、それに情報の壁と、今は「4つの壁」になっているわけです。

一番の問題は、物理的な壁、制度的な壁はかなり改善されてきたけども、心の壁は人間性の本質に根差すものであって、これをなくすことは難しいということ。一つは歴史的な経緯があって、障害者を自分たちより劣るものというような認識で、ずっと保護と隔離のようなかたちで国が政策で行ってきた。あるいは、福祉の考え方も、人権という視点はほとんどなくて、保護されるべき人というようなかたちで、上から下への恩恵的なものとして行われてきたということが根っこにあるんだろうと思うんです。

同時に、人間の一人一人の中に、差別意識と言っているのか、やはり人より違うんだという意識が、これは誰にでも根っこのところではあるんじゃないか。やはり人間性の本質に根差す議論になってくるんじゃないかと、個人的に思っているわけです。

そんなこともありまして、障害者が国際障害者年以来、非常に権利意識が高まってきた。自分たちも同じ市民であると。同時に、市民の間でも、この間、中国で交通事故に遭った女の子を、みんなが見て見ないふりをして逃げたって問題になりましたけど、やはり助け合っていこうという心が、広がってきつつあるということ。そんなこともあって、心の壁がクローズアップされてくるわけです。

この調査は、大変貴重な調査です。事務局が大変ご苦労されたんだと思いますし、今考えると、もう少し質問を入れれば良かったかなと思うのですが。いわゆる知的、精神、身体という三障害、違った障害を持った人たちの相談員が、同じテーマで調査をし、意見を言ったというのは、全国で初めてのケースだと思います。これだけ生の声が出てきているのは、評価の問題は別として、非常に貴重な資料です。

これを読ませていただくと、多岐に渡っておりまして、簡単に心の壁というものを言えるものではないんですが。藤井さんからは、1対1の関係ではだめで、制度とか政策とか、そういうものに移していかなければ無くならないと伺ったことがありますけれども。千葉県や熊本県とか、県レベルでは、差別禁止の条例が制定され、だんだん広がってきております。

そういう意味では、一番のネックの心の壁を、どう具体的になくしていくか、なくしていくのは不可能にしても、どうそれにアプローチしていくかという議論というのは、とても大事だろうと思っております。

具体的には問題が出てきております。公務員の資質だとか、障害者同士で差別しているんじゃないかとか、家族の中で差別をしているんじゃないかとか、教育の場とか、施設をつくれば、必ず建設を反対されて、総論賛成各論反対の社会が現実にまだあるわけです。そういったもの一つ一つの実例を通して、心の壁とは何だろうかということをも明らかにできたら、素晴らしい展開になるんじゃないかと思って期待をして

おります。

心のバリアについて ~どのようなことから生まれるか~

小野：

どうもありがとうございました。今、今回の調査について、かなり貴重なものであるということでした。これを基にしながら、まずはあまり話を広げないで、一人3分程で。短くて申し訳ないのですが、初めは、心のバリアについて、アンケート調査票の設問2の(1)「バリアが生まれる要因」は何なのか、それから(2)バリアという言葉に、どのようなものを感じるかという自由記述について、コンパクトにお話をお願いしたいと思います。

では初めに、阿部さんからお話をお願いしたいと思います。受けたご感想等について、いかがですか。

阿部：

設問2(1)「どのようなことから心のバリアが生まれるか」についてですが、一番多いのは“無理解”です。「心のバリアが生まれる要因」として、“無理解”、“偏見”、“差別”、“心ない言葉”と挙げられます。知的障害の分析、精神障害の分析が行われると思うのですが。身体障害者の場合には、“誤解”というのが少ないこと、知的障害の方、精神障害の方の相談員さんよりも“誤解”という指摘が少ない傾向にあります。身体障害の場合には見て分かる、外見でわかるということもあるのかなと思っています。また、身体障害の場合には“排除”を挙げた人の数も少ないようです。すぐ見て分かるっていうものもあるのかなと思っています。

設問2(2)では、(1)の選択肢以外の心のバリアと思う言葉として、“同情”とか“かわいそう”という言葉が挙げられています。そのほか、機能障害そのものを指す言葉、具体的には、“片輪者、びっこ、つんぼ、おし”とか、私にも分からない“あっぱ”という言葉とか、“手んぼ”という言葉とか、そういう言葉、すなわち、今はもうほとんど聞くことはなくなってきたような言葉も挙げられています。きっと、かつてはそのような言葉で、さまざまな差別とか偏見を受けて来られた方々、障害のある当事者でもある障害者相談員の年齢から言ってもそのような方々が多いのかなと思います。

身体障害の場合、子どものときからの障害の方と中途障害の方がいらっしゃると思います。いわゆる子どもの時期にさまざまな体験をして社会性を身に付けると言えます。近所でけんかをしたり、学校で子供どうし一緒にいたずらしたりして、その結果、

叱られて、反省した体験等を通して社会的ルールを身に付けてくるのです。そのような大切な時期に、障害がありますと、無理解とか、先ほどのお話にもありましたけれども、保護とか庇護ということで、いろいろな活動の場にかかわれなかったため、つまり、社会的なルール、社会的なしくみを身に付けるときに障害があるために大きな制限をもたざるを得なかったのではないのでしょうか。

先程の坂巻先生のお話にもありましたけれども、障害者同士での差別があるという背景には、やっぱりそういうような社会的ルールを身に付ける時に、“無理解”とか“差別”とか、“保護”とか“庇護”ということで経験できなかったことが表れているのかなと思っています。それについては、設問2(3)でも話したいと思います。

小野：

どうもありがとうございました。特に身体の障害の、特徴的なこともちょっとお話しされたと思います。コメントを見ますと、全般的に同じような傾向があるというものの、今最後に言われたようなことが見られると思います。

では、細川さんから、知的の障害を持つ方についてのお話をお願いします。

細川：

他の障害でも同じだと思いますが、知的の場合、特に強調しなければならないのは、やはり「障害への無理解」が多いということかだと思います。先ほど、見える障害、見えない障害というお話がありましたが、知的障害の場合は、見えないと言うよりは、理解しにくい障害という点が問題だろうと思います。何をするか分からない、身近に触れた経験もない、一人一人の障害特性も違う、となれば、どう接していいか分からないというのは当然ですし、知らないものというのは怖いのです。そうなると触れなくなるといって、ますます理解が進まない、という悪循環に陥っているような気がします。そのへんを、どこでどう断ち切るかという問題を、この後考えてみたいと思っています。

同じように、理解しにくい障害という点では、今回は対象になっておりませんが、新しい障害と言うのでしょうか、自閉症ですとか発達障害、このあたりの方も同じような問題にぶつかって行かれるのではないかと、ということも思っています。以上です。

小野：

どうもありがとうございました。目に見えないと言うのは、ちょっと極論かもしれませんが、見えにくいという、なかなか難しい問題があると思います。どういう問題を抱えているか、問題点を持っておられるか、精神の方も似たような点、さらにもっと深刻な点があると思うのですが、ご意見をいただきたいと思います。良田さん、よろしくお願いします。

良田：

調査の結果を見ますと、精神の中では、やはり格段に“無理解”というのが多くて、その次が“偏見”、無理解が偏見を生むわけですから、切っても切れない関係だと思っ
たんですけども。“差別”ということに関して、他障害に比べて多いですし、全体的
に、非常に心のバリアに対して敏感になっているという感じがいたしました。

精神障害の場合は、心の問題というところで、非常にデリケートな部分があるわけ
ですけれども、実際に外からは分かりにくい。歴史的な点を見ても、精神病院という
のは、山の奥のほうにあって、その人たちの姿も見えない。何をするか分からないよ
うな人たちがそこにいて、ずっと子どものころから「あそこにはね、頭がおかしくな
った人があるんだ。」というようなことを、親から言われながら育ってきた人たちが
いるわけです。

そういう中で、何かよく分からないものに対する恐れみたいなものを、ずっと培っ
てきたという言い方はおかしいんですけども、だんだん膨れ上がってきたようなと
ころがあるんじゃないかと思うんです。その上に、まだよく分かっていない疾病であ
り、障害であるということが、もう一つあって、そうしたことを背負わなきゃなら
ない問題なのかなと思っています。

心のバリアと思う言葉というなかで非常に面白い言葉がありました。“批判”とか“無
関心”、“劣等意識”というようなことのほかに、“親への批判”というのもあるん
です。大体、「こういう子になったのは、親の育て方が悪かったからこうなったんだ。」
というようなのが、昔からずっと言われてきて。最近だだいぶ減ってきましたけれど
も、それでもあまり変わってきていない、そういう批判をしたりとか。あるいは、一
見元気そうに見えるのに働いていないというような批判を本人たちにする。そうい
うような、見えないだけに、障害者としてよりも、何か非常に劣等な人間として蔑
視するというような歴史的なものがあるんじゃないかなと、私は思います。

精神障害というのは、基本的に病気と障害を併せ持っているわけなんですけれど
も、このことが分かったのは昭和60年代なんですね。分かったというか政府が明ら
かにしたのは、1980年代ですから、本当に歴史が浅い。だから、病気の症状とい
うものと、病気を負ったことによって、いろんな生活のしづらさができてくる障
害というものが、まだまだ理解されていないという現実があると思います。そう
いうものに対する無理解という現実にあせりに近いような気持ちがあるんじゃない
かなと、そんな感じが私はしています。

今、精神疾患は、五疾病、五事業の中にやっところ入ったわけです。こんなにた
くさん、4人に一人と言われる方々が精神疾患にかかる可能性があるにもかかわらず
、国の政策にやっとなったというのは、極めてこの国が、精神疾患、精神障害に
対して関心が低かったということの表れだとも思います。今後、これがどうい
うふうに展開していくかなということを、非常に注目しているというところで
す。また、後のところで触れていきたいと思っています。

心のバリアについて ～寄せられた事例から～

小野：

今、総論的な話があったわけですが、前に戻りまして、「心のバリアと感じた体験事例」というのも調査したわけです。一つは、先程から総論でもお話しになっているように、“無理解”とか“理解不足”、そういう事例がかなり多い。それからさらには、“心ない言葉”に関する事例が多い等が挙げられています。これは、非常に読むのが大変だったと思うのですが、かなり生々しく、こういうのがあるのかなど、読ませていただきました。

先程と同じ順番で申し訳ありませんが、阿部さんから、この自由記述的の部分について、特に感じたことというのがあれば、1、2例ずつ皆さんとお話をしたいと思いません。

阿部：

身体障害の方の相談員さんの事例というのは数が結構多くあるので、それを類型化しようと試み、細かく見ていったのですが、十分に整理することはできませんでした。

大きく分けて見ると、“無理解”というのが44件、それから“差別”というのが49件、それから、いくつかに渡っているのを“偏見”というくくりで分けると37件、“心ない言葉”が33件というように大きく分けられました。

細かく見ていくと、これは切りがないのですが、その前に、心のバリアと感じた体験や事例というところに、実はハード面のバリアということとか、バリアを感じないというご意見も含めて、質問と合致していない回答もあるように思いました。しかし、よく考えて見ますと、ハード面のバリアも心のバリアの延長上にあるのかも知れません。

先ほどからお話がありますけれども、それぞれの事例をひとつの分類に入れるのには大きな困難がありました。例えば、無理解、偏見、差別は、互いに関連しているように思います。良田さんの話にもありましたように、なかなか分けがたいところもありますよねという言葉通りですね。

そして、やはり身体障害者相談員の方々は、資料にもありますように高年齢の方が多いので、これまでのいろんな経験ということを踏まえた言葉になっているのではないかと思います。

考えてみると、これらのバリア、意識上のバリア、心のバリアというのも大きな問題ですし、物理的なバリアとか制度的なバリア、文化・情報面でのバリアもそうなので、それらは皆、とても大きい影響を私たちに与えていると思います。障害者基本法の改正、それから総合福祉法の骨格提言の中でも障害者の定義というのは、

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害も含む、その他の心身の機能の障害があるものであって、障害および社会的障壁、この中身が事物、制度、慣行、関連とされていて、それにより継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものという定義になっています。

これまでの私たちの人生上の体験・経験というのが、さらに暮らしにくさに影響を与えている。その暮らしにくさについて、意識上のバリアというのも結構大きいんじゃないかというのが伺えましたし、そのへんのことをしっかり押さえていくことが、これから先の議論になるんだと思いますが、当事者団体、家族者団体の大きな課題だと思います。

そのように、大きなことも読み取れるような内容なのかなと思いつつも、それぞれの方々が思っている心のバリアと感じた体験や事例が、多岐、多様にわたっていると感じています。一応はまとめることができるかも知れませんが、簡単にまとめていいものかどうかという迷いもあります。以上、まとまりがないのですけれども、まず、最初の話とさせていただきたいと思います。

もう一つ。障害者本人がバリアを持っているかもしれないと読み取れるような事例が17あるということについても、少し付け加えさせてください。

小野：

どうもありがとうございました。それでは、細川さんらも同様に、相談事例等も別紙にあると思いますが、いかがでしょうか。

細川：

自由記載欄にたくさん書いていただけたのが、まずとても良かったと思っています。この中からいくつか絞ってお話ししますと、一つは、知的障害者の場合、地域生活への移行と言われてもう随分年月が経ちますが、いまだにグループホームを作ろうというご近所から反対される、という記載がたくさんありました。これが、今の一般社会の現実なのかなと思います。

また問題になるのは、警察とか医師、交通機関とか、障害者に触れる機会の多いはずの人たちの意識がまだまだ、という状況が窺えて、大変気になるところです。

もっと残念に思ったのは、障害者に身近な人たちの無理解が少なくないことです。身近な人たちというのは、福祉施設の職員や学校の教員の方たちのことです。

ご存じのように、今年、障害者虐待防止法が成立しました。法では施設、職場、家庭での虐待が対象になっています。いずれにしても、虐待する人とされる人には上下関係がある、力の差がある、一方には保護する責任がある、そういう立場の人たちです。責任ある人たちが障害者を虐待することが多い現実があるので、そういう人たちの意識をまず変えていかなければならないということを、今回改めて感じました。

それ以外には、社会にはまだまだ残っている、上から目線だとか、視線が痛いとか、

心ない言葉に傷ついたりとか、そういう言葉が目立ったように思いました。

小野：

どうもありがとうございました。やはり、難しい問題がだいぶあって、いろんな事例を読まれた感想だと思いますけども。良田さんのほうからは、この事例を読まれて、どうでしょうか。

良田：

分類すればという感じですが、“偏見”と“無理解”とかが多くあります。それから、“心ない言葉”というのが三番目に多かったんですけども、とにかくいろいろなことを抱えていますね。多分、お母さんの立場の方が相談員をやられている場合が多いんだと思うんですけど、子どもさんのことでいろいろ体験し、非常に腹が立ったり、子どもさんが傷つけられたってことがたくさん書かれているんですけど、やはり、簡単な気持ちで書いてくれているものではないかと、ものすごい根の深さと言いますか、根本的な深さを感じたんです。

以前、私はアメリカのNAMI(ナミ)という家族会の活動を聞いたとき、先ほど細川さんがおっしゃったように、この社会で力を握っている人たち、政治家だとか、医者だとか、弁護士だとか、教師だとか、警察官だとか、そういう人たちに対する啓発というのを重点的にやったと聞きました。「この病気は、親の育て方であるのではない。」という、そのひと言、それをずっとキャンペーンでやっていったそうです。それから、親御さんに対する批判だとか、育て方に対する批判だとかっていうものが随分なくなっただけというように聞かれました。

そういうことをしていかなないと、これだけいろんなことをたくさん書いていただいているんですけど、何か一つの方針を持っていかなきゃいけないなということ、私は団体の一人として思いました。

それと、やっぱり教育ですね。これは後でもいっぱい出てくるんですけども、教育の問題に期待するっていう中身が非常に多い。教育の問題は、自分自身、当事者や家族の中にもバリアはいっぱいあって、そのバリアをどう乗り越えていくかということも、課題だということも言っているんです。

だから、そういう社会全体が変わっていくために、教育の問題というのはとても大きいということも感じています。その問題も、このバリアフリーのところでもう一度お話ししたいと思います。

小野：

ありがとうございました。今、お三方からお話が出たわけですが、茨木さん、どうですか、今のお話を聞きながら。さらに、自分で読まれた感想から、何かありましたらいただけますか。

茨木：

具体的なというか、露骨なというか、言葉による事例では、これは差別というよりも、それこそ本当に法律に触れるような公務員のかかわり方の差別事例が挙がっていました。それは、心のバリアという言葉では語れない、より権利侵害にかかわる事例だなと思って読ませていただきました。方、身障の相談員の方だと、もう半分以上が60歳以上の方なので、これまでの長い歴史の中で受けてこられた偏見とか差別の言葉が、そこにあふれている感じがしたんですけれども。それが、きっと今でも解消していない、続いているからこそ、出てきたんだと思って読ませていただきました。それが一つです。

それから、3つの障害を分けて、外からの障害のわかりづらさについて、今、お話しされていたんですけど、多分共通している問題もあると思いました。もちろん身障の方には見える障害をお持ちの方もいます。しかし障害のはざまにいらっしゃる方で、身体障害は確かにあるのだが、外から見えない内部障害の方等が、「自分は身体障害者だ」と言ってもそうは思われない、周りの人の配慮がない。慢性疲労症候群の方とか、1型糖尿病の方なんかで、誤解や偏見を受けているというようなことも聞きます。

また、障害が見えないということだけではなく、障害の理解しづらさというか、なぜそういう状況になっているのかということが、暮らしの中の生のかかわりで、小さいころから確認できていない人たちが大人になって、いきなり知的、精神障害の人たちを理解しろと言われることが非常に困難であるという状況が、相談員さんから出された事例に見受けられました。これはかなり根深い問題なんだなと思います。心のバリアフリーだけじゃなくて、さっき言われた複数のバリアが密接に絡み合っ、こういう事象になっているんだなというのを非常に感じました。

小野：

どうもありがとうございました。今、お三方から、一応かたちの上では障害別ということでお話を簡単に伺ったわけですが、お話を伺った後で、もうちょっと付け加えたいってことがあればどうぞ。

阿部：

まず、ジロジロみる視線についてです。日本障害フォーラム（JDF）の支援センターの支援員が一般避難所に行ったところ、障害がある人はほとんどいませんでした。結局は物理的なバリアというのもしっかりあるのですが、心のバリア、意識上のバリアのために一般避難所を自主退去せざるを得なかった障害者の方々が数多くいたと思います。まだまだ障害の理解が進んでいない。そして、意識上のバリアがあるということを実に物語っていると思っています。震災に関することでは、そのようなことが言えると思います。

もう一つ、これからのことなのですけれども、今、仮設住宅に住まわれている方が

多い状況があります。仮設住宅は、例えば、仙台市ではプレハブで造った仮設住宅が1,500戸、8,000戸以上は、実はみなし仮設と言いまして、民間住宅の借り上げ、すなわち家賃補助をうけて仮設に住んでいます。先ほどお話した一般避難所に暮らしにくさを感じて、自主退去した方々はアパートを借りた方々です。そのアパートが、みなし仮設として家賃補助になったというのはとてもいいことなのですが、特に仙台市の場合、一般のアパートに住んでいるとつながりようがない。その結果として、心のバリア、意識上のバリアを感じて孤立してしまう、閉じこもりになってしまうことが、とても心配になります。

阪神淡路大震災では、合わせて900人ぐらいの方々が孤独死しているそうなので、今まさに心のバリア、意識上のバリアの問題をきちんと踏まえながら、被災地における支援活動を行う必要があると思います。具体的にどうするかは、また後からお話したいと思いますが、心のバリアの関連で追加させていただきました。

小野：

どうもありがとうございました。ほかにありますか。今、阿部さんから3月11日の震災で非常に大きな問題を提起してくれて、反省の材料になったということでは、やっぱりこれは捨てるはおけないということ、国民的に考えなきゃいけないということ、いろんな障害、高齢者も含めてですが与えたのではないかと思いました。今後、こういうことを糧にしながら考えていかなければいけない問題がたくさんあるんだなということを感じた次第だと思います。

坂巻：

ちょっと質問してもいいですか。今の避難所に入れなかった、自主退去したとおっしゃったけど、自主退去してアパートに個別に入る場合、障害者団体が口を利いたり斡旋したりはしないで、自分で見つけたのですか、みんな？

阿部：

自分で見つけた方が多いと思います。ただ、障害者団体ということで言えば、私たちの団体は、バリアフリーの所が見つからないからということで、車いすを利用していらっしゃる方々の一部の方のために市役所との話し合いを行いました。

坂巻：

ほとんどの方は自分でアパートを見つけて、避難所から自主的に退去されたんですね。

阿部：

そうです。その他に、津波で一階部分が浸水し、その後、乾燥してヘドロがある状

態でも、被災している自宅に戻らざるを得なかった方も多くありました。そして、仙台も被災地でありますけれども、その仙台市に約 2,000 戸、市外から来ている方々がいらっしゃるといような状況です。

そのような状況を考えますと、やっぱりつながるといことは大事ですし、そのためにも、この意識上のバリア、心のバリアの問題といのは大きい問題だと思います。

坂巻：

ありがとうございました。

阿部：

でも、借りにくかった人たちもたくさんいらっしゃると思います。障害があるゆえに借りるのが大変困難だったという方もいらっしゃいます。みなし仮設が多いのは仙台市の特徴です。正確に言いますと、宮城県全体では、プレハブ仮設が 22,000 戸、アパートを借りた人たちが 25,000 戸と言われていています。県全体では同じくらいの数になりますが、仙台市には借りることができる民間住宅、民間アパートがあったのです。そして、プレハブ住宅は不便で、病院に行くのも大変ですし、買い物にも行けないから、結局多くの皆さんは民間住宅を借りている。それで、それぞれの地域にない場合には、仙台市に移ってこられている方々がいますし、だからこそ、孤立しないように、つながりが心配だと思います。

心のバリアフリーについて ~そのイメージするもの~

小野：

今のことは、われわれに、もう一回反省を迫られたといのか、そういうことで貴重な体験であり、ご意見だったと思います。

次の話題に移ります。「心のバリアフリーを知っていますか？」という設問で、概略を言いますと、ほとんどの方が「知っている」と回答され、言葉としては皆さん知っているのだらうと思うのです。身体、知的、精神に分けても、だいたい 7 割から 8 割ぐらいの方は知っているということですから、ほとんどの方が知っているのだらうと思われます。

ただ、問題は「知らない」という人もあるわけですが、それより、どこまで知っているかなという問題が、次に多分あるのだと思います。でも、言葉を知ってもらうことが理解の第一歩ですから、かなりの方が知っていてくれるといことは必要でありますし、さらにこの数字を 100% に持っていくことが望まれるのではないのでしょうか。

これは例えば、教育と言いますと広い意味だと思いますが。学校教育と普通考えてしまいますけれど、教育は家庭でも行われるわけですから、家の中での話し合いの中でこういう言葉を知ってもらい、話題にするというようなことも必要ではないか。これは私のちょっとした考えですけど、述べさせてもらいました。

それでは、また、ご意見をお伺いします。次の設問3で「心のバリアフリーのイメージとしては、どのようなものを持っていますか。」ということを知り、回答としては、“障害への理解”が約8割で一番多く、あとは“人権・人格の尊重”が7割、“共生社会”については6割近い。“思いやり”は5割と、このような結果がでました。

この結果を基に、相談員の方がバリアフリーのイメージを持っていらっしゃるのかについて、お話ししていただきたいと思っております。

今度は順序を変えまして、不意打ちのようで申し訳ありません。良田さんから、お話をいただけますか。

良田：

ちょっと心の準備ができない、すみません（笑）。

心のバリアフリーのイメージは、この調査を見れば、またここに“障害への理解”という、何回も何回も“障害への理解”というのが、いつもトップだということに残念な気がいたします。

障害を理解するっていうのは、いろんなかたちで解決できることじゃないかなと、解決しやすいということは言えないですけど、出来ることじゃないか。というよりしていかなければならない。その思いを強くしました。

そして、次に“人権・人格の尊重”です。障害を理解すると、当然人権や人格の尊重や、同じ目線で考えるということも生まれてくるんだと思うんですけども。まさにそれが現実に極めて少なく、この障害の理解に対する思いというのは、もう実に切実感があふれているというふうに思いました。

“心のふれあい”とか“思いやり”とか、精神障害者にとっては重要なバリアフリーです。あるいは“対等”ということとか、“同じ目線”という記入は、裏返せば非常に不平等感を感じたりとか、対等でない扱いをされたとか。精神障害だと言ったら、相手の顔色が変わったとか、言葉使いがすっかり変わったとか、そういうような体験を日々されているんじゃないかなということを思いました。いわゆる“差別感”とか、こういうものは、これを完全に払拭しようとするのは難しいでしょうが、もっと国全体の取り組みが必要なんだと思います。

イギリスでは、いろいろな精神障害者、家族に対するサービスが、日本より格段に進んでいますけれども、やっぱりこの偏見の問題っていうのは一番遅れているというふうに調査で分かって、それに改めて取り組むという国の方針を出したみたいなのを前に聞きました。外国でも、結構精神障害者へのこの差別・人権の問題は大きいんだと思います。日本は、それにしても、もう少し障害の理解というところを何とかで

きないかなというふうに思いました。

小野：

どうもありがとうございました。それでは阿部さん、いかがでしょうか。

阿部：

身体の方も、この傾向というのは、知的の相談員さん、精神の相談員さんと同じような傾向にあると思いつつも、ただ、身体の方が特に多く回答しているのは、“助け合い”と“心のふれあい”です。身体の方の特徴的なのかなって思います。

そして、今回「震災のこと」も含めて話すというのが私の役わりということもありますので、お話しますが、日ごろから地域の方々と付き合いのあった人々は、やはり、地域の方々から支えられたという体験を話されます。助け合い、心のふれあい等が日ごろから実践がされていることはすごく大事だなということ、今回の震災のさまざまな報告を伺うとともに、この心のバリアフリーのイメージということで、私は考えることができました。

それからもう一つ、設問の選択肢として示してある以外の言葉ということでは、“対等”とか“平等”とか“気遣い”、“気配り”、“心遣い”というのが挙げられる傾向にありました。

小野：

細川さん、いかがでしょうか。

細川：

心のバリアが、障害への無理解から生まれるとしたら、その裏返しで、障害への理解が重要とされるのは当然ですが、実は、意見は両極端に分かれるのです。一方には、知らんぷりしてほしいという方がおられ、他方には、もっとしっかり分かってほしいという方に、分かれています。

前者の方は「ジロジロ見るな、同情は嫌なんだ。」というふうにおっしゃいます。しかしながら、“見てこそ分かる”、“同情 (sympathy) から共感 (empathy) が生まれる”ということも事実だと思います。

「どうぞジロジロ見てください。」、この言葉は、障害の子どもさんを持っておられる大江健三郎さんが、全日本育成会の40周年の全国大会の講演でおっしゃった言葉です。今年は、全日本育成会は60周年で、明日あさって東京で全国大会を行います。状況は20年前からほとんど変わっていないのではないかという感じがします。

私は、やはり同じ親としまして、「どうぞ、ジロジロ見てください。」ということから始まると思っています。但し、ただ見ただけで理解したことにはなりません。知識があつて、理解して、それを了解と言うのでしょうか、本当の意味で分かるということ

ころまで行かなければならないと思います。了解というのは、障害自体の理解、総論としての理解にプラスして、その障害者の理解という各論と、両方が必要だと思っています。

言い換えると、障害の科学的知識だけではなくて、個々の障害者の心理的受容、その人を心の中で受け入れる。そこまで行かない限り、“障害への理解”という簡単な言葉では表せないのではないかなと思っています。以上です。

心のバリアフリーについて ～寄せられた事例から～

小野：

ありがとうございました。それでは次に、自由記述について触れたいのですが、バリアフリーとはこういうものだと思うということが出ています。これについて、心のバリアフリーだと本人がどう感じたか、そういう体験事例についていろいろと体験が語られております。これについて、良田さん、ご発言をお願いします。

良田：

精神の場合には、“心のふれあい”というのが11件で非常に多かったです。その次は“配慮”という中身のものが、分類してみれば多かったですけれども。全体的に、ほかの障害の方の自由記述を見ると、極めてバリアフリーだと感じた、いきいきとした体験を書いている方が結構いらっちゃって。なるほどなって、こういうところを思っているんだなというのが沢山あったんですが。精神の方の自由記述は割と少ないんです。ですから、あまりバリアフリーと感じた体験や事例が、自分自身や周囲にあまりないんじゃないかなというふうに感じました。

それが、現実的なんじゃないか。まだまだ、精神障害という言葉も、福祉的な分野で出てきたのは最近の話ですから、社会の中に、さほど受け入れられていないという部分がある。その中で、皆さんの言っていることは、やっぱりふれあうことの大切さというのを言っておられるんじゃないかなと思うんです。

精神障害の場合は、いろいろなパンフレットだとか、読み物だとか、説明書だとか、いろんなものを用意して、「あーだ、こーだ。」というふうに説明しても、聞いたほうはちっともピンと来ていないということが、私の体験では随分ありまして。一体、これはどうやって伝えたらいいかなというふうに思うよりも、実際に一緒に何かをしていただくとか、どこかに遊びに行くとか、何か作業をするとか、あるいは何かをしている場面でご一緒するとかということになると、一気に理解が進むと言いますか、実感があるというようなことを体験しているんです。

それを、この相談員の方々も、まさにいろんなイベントや何かでもいいから、とにかくいろんなところでふれあって、いわゆる障害理解、そういうものを深めてほしいという思いがあるのではないかと思います。

それから、自分たちのほうにもバリアがあって、そして自分たちも、そういう所に思い切って出ていくことによって、バリアフリーになっていくんじゃないかっていう。自分たちの課題としても、バリアフリーという問題を、自分たちの心の問題として捉えているということもあると思います。

小野：

どうもありがとうございます。それでは、次に阿部さん、いかがでしょうか。

阿部：

まずは、全体的な数的なことを言いますと、例えば、心のバリアと感じた体験や事例が200件以上ありましたが、心のバリアフリーだと感じた体験となると90件しかないっていうのが、まずは驚くことでした。しかし、知的障害の相談員さんの回答では、そんな差はありません。

心のバリアフリーだと感じた体験ということでは、“気軽な声掛け”とか、“助け合い”、“地域の人との交流”というようなことを、心のバリアフリーと挙げている人が多い傾向にありました。

さて、心のバリアフリーだと感じた体験・事例の中では、「当事者団体の役割が大きい。」というような指摘をしている方も随分いらっしゃいます。バリアフリーという指摘を挙げることになっているんですけども、「障害者自身がバリアをつくっている事例もある。」という指摘も含めて、ここにはさまざまな回答がありました。

繰り返しになりますが、一番の驚きは、心のバリアと感じた体験が200件以上あるのに、バリアフリーの体験は半分以下しか述べられていないということです。これをどう考えたらいいのでしょうか。大事なことだと思います。

小野：

そうですね。ちょっと難しい問題というか。細川さんのほうはいかがですか。

細川：

いろいろな所でバリアフリー教室等が行われるようになりましたが、例えば車いすだとかアイマスクのような体験できる障害ではないのが、知的障害者の難しいところだと思います。

結局、一番重要なのは、今、良田さんがおっしゃったように直接に触れてもらうしかないと思います。触れてもらって、慣れてもらうことが非常に重要で、それによって次第に分かるようになると思います。

その意味では、“交流が重要”というようなことを挙げられた方が非常に多かったです。特に教育段階、子どもの段階からの交流ですね。また、最近非常に活発になっている、知的障害のある“本人の会の活動”等も重要、という指摘がありました。

親の方からも、子どものことを説明する、「この子はこういう問題があるから、こう接してもらおうとありがたい。」というように、積極的に知ってもらおうようにしている、という意見も多くありました。その意味では、外出や社会参加が確実に増えてきている実態があり、大変喜ばしいことだと思います。

また、「地域で勉強会をしている。」とか、実践を重ねていらっしゃる相談員の方が多いことも分かり、素晴らしいことです。その他、町の中の表示やコミュニケーションボード等、いろいろなツールが広がることによって、社会のバリアフリー化が進展している、という意見もあり、これも大変うれしいことだと思います。

そのような積み重ねの結果として、例えば、震災の例が一つあったのですが、避難所に障害の子どもが受け入れられて、そのおかげで周りの気持ちも優しくなったと書かれていました。そういうこととか、さりげない声掛けとか、見守りとか、必要な支援について聞いてくれる人が増えてきて大変ありがたい、という意見が増えてきたことは、私もとてもうれしく思っています。

一方で、ちょっと気になったのですが、これまでご苦労されてきた相談員さんの実感として、「若い親御さんたちはどうなのだろうか？ 自分たちが一生懸命やってきたような社会に対する働き掛けが、今は弱くなっているのではないだろうか。若い親の無理解が気になる。」というような意見がありました。こういう“啓発”という問題については、常に絶えず継続していかなければいけない、という印象を受けました。

小野：

どうもありがとうございました。今までのお話しいただいた以外で、こういうような感想があるとか、こういうようなこともあるんじゃないかということがあれば、発言いただけますか。どうでしょうか。

阿部：

先程、一般避難所には障害がある人は少なかったと言いました。一般避難所を退去して、被災している自宅に戻ってみると、食べ物等を買うことができなかつたんです。私の関係している人たちが言っていましたけども、障害があつて、食べ物を買に行ったり、水をくみに行ったりすることはできなかつたけれども、隣近所の方が持ってきてくれた、買ってきてくれたってお話される方々がありました。随分、これは多くありました。ですから、知っている人が周りにいるということが大事なのだと思います。

一般避難所の中では、必ずしも知っている人がいるとは限らなかつたと思います。知り合いの人がいても、知らない方がいたりして、やっぱり意識上のバリアのために、

居づらくなって退去せざるを得なかったというようなことを先ほど指摘しました。もう一方についてもきちんと指摘しておかなければいけないと思いますが、日ごろから障害があつて生活している場合、今まではあまり近所の人との関係性を考えたこともなかったんだけど、震災直後には、「いろいろ、周りの人は気を配ってくれているんだな」という気持ちを持った人たちが多くいました。

そして今は、また当たり前になったので、特に食料等を買ってくれる必要はないのですけれども、そういうふうには何かのときは、いろいろ心遣い、気遣いがあるっていうことを実感したっていう人も結構ありました。

小野：

どうもありがとうございました。今の話は、今後の課題のほうに、地域の問題として出てくると思うのですが、個人的な印象ですと、今の社会で、自分で生きるとか、自己決定とか、深い議論が行われなまま、つながりとか、共同体っていうのはどこまで共同体かと言うかは別としましても、そういう必要なことが、あえて、そういう非常時にはワッと話題に出てくる。平常だと分からないものです。自分で自由に動けたりできますから。そういうような反省点を、被災地のほうからご報告があつたのではないかと思います。

細川：

小野さんの、その意見に関連して、口を挟んでよろしいですか？

小野：

はい、細川さん、どうぞ。

細川：

私は、知的障害のポイント、といいますか、バリアフリーのイメージの根本に、人権や人格の尊重を強調しておきたいと思っています。表面的になりがちな、適切な言葉だとか、心の触れ合いでは足りないと思っています。根本的な人間存在への畏敬の念、というのでしょうか、そういうものが重要だ、という大変大きな問題がそこにはあると思っています。

これは人間の価値の問題でもあろうかと思っています。現代のような、今おっしゃったような競争社会とか成果主義の社会というのは、能力による不平等を当然だとして受け入れています。そして、能力の格差がそのまま、人間としての価値の格差にも結び付いてしまいがちです。言い換えると、自己決定、自己責任の時代の弊害とも言えるかと思っています。

例えば、若い人が就職できないのは自分のせいなのか。自分に能力がないせい、と思っている人も多いと言います。また、非正規の雇用っていうのは、果たして本当に

自由な働き方なのか、自分で望んでいることなのか。そのあたりの根っこはすべて同じだろうと思います。

今回のアンケートでは、就労問題が出てこなかったのが残念でした。一方で、確かに障害者雇用は進んではいますが、他方で、首を切られる知的障害者も増えていると言われています。その理由の大きな一つが、外国人のほうが安く使えるから、ということだそうです。障害者や外国人等、人を使い捨てていく風潮が進んでいくと、今後これは大きな問題になってくると思います。

関連しまして、ちょっと先ほど触れましたが、私は成年後見制度の研究をしていますが、親亡き後、知的障害の人たちを社会で支援してもらいたい。そのツールとして成年後見制度を使えるようにしたいと願っています。

実は、成年後見制度の問題点の一つで「のどに引っかかった魚の骨みたいだ」と、私はよく表現していますが、後見類型という一番重い類型になると、選挙権が剥奪されるという問題があります。これは、選挙ができるかできないかの能力問題ではなくて、まさに人権問題だと思っています。

うちの子どもは言葉ありませんし、選挙なんかまったく無関係ですが、選挙できないから基本的人権である選挙権を奪う必要があるのか、奪ってもいいのか、という大きな問題があります。今回のアンケートの中でも、数名の方が、この問題を何とか解決したい、と書いて下さっており、大分この問題が認知されるようになったことを喜んでおります。

現在、全日本育成会では、この問題を解決したいということで、「100万人署名活動」をやっております。今日も署名用紙を持ってきておりますので、後でよろしく願いいたします。被後見人からの選挙権剥奪は憲法違反である、ということで、裁判も、実はこれで4カ所、全国で起きてきております。この問題につきましては、私たちの分野の問題だけではなくて、社会の認識、あるいは相談員の皆さま、いろんな方々、関係者の方々のご理解とかご協力を得て、解決していきたいと思っています。

選挙権というのは、20歳になれば、すべての人に認められる権利です。選挙権は、形式的であるとはいえ、一般社会の一員として認めるということだと思っています。これは社会参加の原点だと思っています。この問題の解決にも、よろしくどうぞお願いいたします。

小野：

今、細川さんが言われたのは非常に大きなテーマだと思います。一つは社会観というのでしょうか、そういうものが問われている。もう一つは、災害という大きな一つの契機で、死生観と言うのですか、その中で障害を持った人がどういうふう生きるか。そこまで触れていませんけれど、そういうものをやっぱり突き付けたことの一つの契機になっていると思います。

森：

ちょっとその前にいいですか。今、細川さんが言った成年後見人の問題については、私も推進会議で取り上げました。いわゆる、成年後見制度というのは、障害者のために、守るものであって、それによって選挙権を奪うということは、基本的人権の侵害だという話をやりました。だから、サインしますよ。(笑)

細川：

ありがとうございます。後ほど回しますのでよろしく願いいたします。(笑)

藤井：

一つお話しておきたいことがあります、よろしいですか。

小野：

はい、藤井さん、どうぞ。

藤井：

もう何十年前でしょうか、坂巻さんが毎日新聞社の論説委員の記者だった頃だったと思いますが、肢体不自由養護学校の教員を経て作業所に関わるわけですが、その頃から本格的に障害分野に入りました。作業所は、最終的には6,400カ所ぐらい出来上がったんですかね、日本中に。いわゆる無認可とか、地域作業所、共同作業所という名称として。これらの一カ所当たりの平均利用者数は約15人ですので、総利用者数は10万人を超えた時期もあります。作業所というのは、障害の重い人々にとっての現実的な働く場という意味もありますが、もう一つ大事な役割は、それ自体が地域において、住民に対して、教育力や啓発力を発揮するということです。精神科病院には塀があるけど、作業所には塀がない、全国には精神障害者を対象とした作業所が相当数に上りますが、心のバリアフリーという点で、かけがえのない役割を果たしてきたと思います。このことは私自身も地域で実感してきました。

もう一つお話ししたいことは、ご存知のように私は、現在は全盲の状態ですが、40代の後半から一気に見えなくなってきました。中野に事務所があるのですが、だんだん視力が落ちてきたころに、歩道に放置されていた自転車にけつまずくようになりました。ある時、転んで、頭にきたものですから、持ち主が来るまで待っていようと思い、一時間近く待っていました。結局は持ち主は現れなかったのですが。ある時、このことをイギリス人の友人に話す機会がありました。そうしましたら、あっさりこんな風に言われました。ミスター藤井、そうした対処は誤っている。持ち主が来たところで、藤井と持ち主との間では話ができ、持ち主は謝って、反省するかもしれない。しかし、持ち主との関係では決着がついたとしても、問題の根本は何も変わらない。問題の根本とは放置自転車をなくすこと。解決するためには、とことん政策に持って

いくという考え方が重要。駅前に十分な駐輪スペースがあるか、巡回警備員が制度化されているか、駐輪禁止の立て札があるか等と言われました。要するに、対個人のレベルで考えたり、ましてや意識のレベルで捉えるのでは何の解決にもつながらないというのです。目から鱗でした。ヨーロッパの障害分野が進んでいると言われますが、こうした考え方が底流にあるのでしょうか。

心のバリアフリーの問題もまさしくそうです。一見、人の心や意識の問題に見えますが、そうではないように思います。やはり政策のレベルで捉えて行くというのが大事な事ではないでしょうか。私はこうした視点から今日の懇談会や、来年1月に企画されている、このアンケート調査を踏まえたシンポジウムに関わっていきたいと思います。

小野：

今の藤井さんの話は大変貴重なことと思います。イギリスの方の云われた真意はノーマライゼーションをめざす本当の意味なのでしょう。もともと、ノーマライゼーションの内容には、規範化すること、言い換えれば、法制化することに要点があるといえます。藤井さんのご発言でいえば“政策レベルで捉えていくことが重要なことだと思います。意識の変革とか理解とか思いやり等、「心の持ち方」だけでは解決していかないのだということは、経験を顧みても確かなことだといえるのではないのでしょうか。

心のバリアフリーについて

～拡充のための手段と国や自治体の取り組むべきこと～

小野：

心のバリアフリーについて、寄せられた事例やご自身のご体験や感想、考え等をお話していただきましたが、やはりさまざまな課題があり、回答いただいた事例の数だけでは推し量れないものであり、また、それを究明することが求められるのだと思います。

それでは、次に設問3(5)「心のバリアフリーを広げるためにはどうしたらいいと思いますか」と、(6)「国や自治体に行ってもらいたいバリアフリーの啓発について何があるか」ということについて選択肢から回答してもらいました。これらについても、ご意見を伺いたいと思います。

細川：

先ほどから何度も申し上げていますが、知的障害は分かりにくい障害、見えにくい

障害、加えて体験できない障害ということで、やはり偏見が生まれる前の、子どもたちの教育段階でのふれあいの場が重要だということは、これは当然なことだと思います。

加えて、今後考えていかなければならない言葉として、私は、“配慮”を挙げておきたいと思います。障害の理解や受容は個別というか、形式的な扱いでは足りない、と言い換えてもいいかと思えます。例えば、イソップ童話には、客として来たツルに、自分が食べやすい平皿に入れたスープを出したキツネの話があります。どんなもてなしであっても、相手の特性に配慮しない限り意味がない、かえって意地悪になってしまうのです。このあたりを考えることが、今後の知的障害のバリアフリーで重要になるだろうと思えます。

その意味では、例えば、近年『バリアフリーからユニバーサルデザインへ』という言葉で使われていることについても、気になる点があります。障害者が使い勝手がいいものから、誰でもが使い勝手がいいものへ、その方がいいに決まっていると思いがちです。理念としては正しいようには見えますが、逆に、本当に必要としている人への個別の配慮を見えなくさせてしまう恐れもあろうかと思っています。総論は正しくても各論としては正しくないということになりますか。今後も、障害特性によって、それぞれ異なった配慮を必要とする人がいることを認識しながら、積極的に啓発活動を進めなければならないと思っています。

小野：

ありがとうございました。今、配慮の問題というのが非常に重要であってということが述べられたわけですが、ここは、良田さんのほうも同じようなことがあるかもしれませんが、どうでしょうか。

良田：

そうですね。そういうことも、もちろんあります。「バリアフリーを広げるための方向」というところで、やはりここ一番に言われているのは、学校教育の問題に対する、小さいころからの疾病障害の理解に期待するところが一番大きいということです。これは、私たちの団体においても、ほかの全国の県連さんたちの思いは、小学校、中学校ぐらいからの、精神疾患障害の教育を入れてほしいというのが、沢山言われるところですよ。

確かに、精神は中途障害で、精神の病気になったり障害を負ったりしたときにも、本人も家族も、それから周りもまったく精神障害についての知識を知らない、誰も知らないという状況の中からの始まりだということで、極めて不利な状況から始まります。驚きと恐ろしさみたいな、仰天してしまうようなところから始まって。それから、だんだん理解が進めばいいんですけども、障害、そういうものが分からないままに、学校なんかでは、学校をやめてくれれば一件落着、それで終わりというようなかたち

で終わっていくというような現実がありますから。

皆さんの学校教育に対する期待が本当に大きいなということと、それから、マスメディアに対する期待です。これは、事件報道は必ずといっていいほど精神科通院歴を載せる。別に、透析をしていたとか、糖尿病で内科に通院していたということは書かれないと思うんですけど、必ずそういうことだけは書かれる。何かそういうものが関係しているぞということ、におわせるようなことを書くために、非常に偏見に影響しているんじゃないかと、みんな思うわけです。

ですけど、一生懸命私たちがその都度抗議しても、さっきの藤井さんの自転車の話じゃありませんけれども、懸命に抗議すると、その人は「すみませんでした。」とか、「いけなかった。」と反省してくれる人もいるし、「今後はこういうことがないようにします。」とか言ってくれるところは多いんですけど、結局また指導者が変わったり、配置転換して担当者が変わったりするとまた同じことが起こって、何回言っても何回言ってももぐらたたきみたいに出てくるんです。

これも、もう少し報道関係者全体が、病気とか障害に対する理解を深めていたら、こんなふうにならないのではないかなというふうに思います。根本的なことをいじらないと、何か言ってきたから、その都度抗議するって言うんじゃない、もう解決できないなというところがあります。

ですので、精神障害に関しては、まさにこの学校の中で教育を、きちんと子どものころからしてほしいということ。それから、家庭や地域での障害教育の中でも精神障害についての知識をしっかり入れ込むとか、それから、いろいろな職業的な分野の中の人たち、学校の先生とか、警察官とか、報道関係者とかの教育の中にも、そういうものをしっかり入れ込んでいくとか、教育に期待する部分は非常に大きいんじゃないかなと思っております。

小野：

どうもありがとうございました。阿部さんはいかがでしょう。今、教育論が出て、「教育を通じて」というのが話題になっていますけれど、パーセンテージは多いですね、やはり。

阿部：

そうですね。このところというのは、設問3(5)の「心のバリアフリーを広げるためには」というところでも、やはり、学校教育の場を指摘している人が、身体障害の相談員の方でもとても多くありました。(6)の「国や自治体に行ってもらいたいこと」では、子どものときから一緒に育って、一緒に学ぶことの大切さが指摘されています。ここでも学校教育が大事だっていう指摘があります。

それから、(6)の「国や自治体に対して」では、地域。障害者相談員の方々は地域を意識しているということが、ここからも見えてくると思います。(5)のほうでは、

町内会や市民グループ等のイベントを通してということ。(6)では、地域住民、障害者団体、民間企業と共同してという指摘が、特に大きいと思います。

先ほどからお話ししてはいますが、孤立死、孤独死を防ぐためには、障害者団体だけの取り組みだけではなく、地域団体と連携しながら取り組むことの大事さが、今、私たちの地域でも話し合われています。

その他のところでも、当事者団体の役割の重要性という指摘があることを考えますと、これからは、これまで以上に障害当事者団体は地域の方々と連携した取り組みをしていく必要があります。被災地ということだけではなくて、現在は日本全体が右肩上がりの経済成長時代ではなくて、一人一人を大事にしなければいけない、支え合いの時代、心の豊かさに価値をおく社会にならなければいけないと思います。地域、それから障害団体の連携、やっぱりつながるっていうことの大切さってというのが、回答の中にあるのではないのでしょうか。

身体の方では、マスメディアを指摘した人が、ほかの障害の相談員さんよりも少なかったのはどうしてなのかなと考えながらも、ちょっとそのように思いました。

小野：

分かりました。若干は、障害の分野によって違いはありますが、やはり、教えることって言うのでしょうか、その大切さだと思うのです。

私は、個人的な感想ですが、学校教育だけではないだろうと思うのと、あと、どうやって学校でやるのか。ただ、知識として教えるのではなくて、小さいときから、やはり一緒に学ぶとか、そういうのも含めないと。ただ知識として教えればよいということになってしまうのはどうかと思いますが。

阿部：

そうですね。それがここの「国や自治体に行ってもらいたいこと」に指摘されていますし、その前に、学校の教員の意識上のバリアをなくすというのも大事だと思います。と、言いますのは、私の知っている人たち、障害当事者も、学校でお話しさせていただいたりしますが、話した後に教師が「かわいそうにね」と言ったりすることがあるそうです。学校教育の現場の中でこそ、大きく意識上のバリアをなくさなければならぬと思います。

小野：

私から、ちょっとお聞きしたいのですが、細川さんや良田さんの場合ですと、最近、発達障害の方がだいぶ問題になっているという話を聞くのですが、特に学校教育の場等で。そういう関係からいかがでしょう。最後にちょっとお聞きしたいのですが。

これから取り組むべき課題ですかね。今日の話とは違うのですが、そういう課題も入れておくことも必要かと思ひまして。先程、細川さんも、そのような問題もある

とお話しされましたので。ここで特に議論していただくというわけではありませんが。
良田さん、いかがでしょうか。

良田：

発達障害の人の場合は、精神と同じように非常にいろいろなタイプの方がいらして、
いろんな生きにくさも持っている方がいらっしゃるんですけど、私は、基本的には、そ
の人たちその人たちを全部理解するって難しいし、そういうことではないと思います。
それよりも、その違いがあることを、もっと認め合う社会じゃないといけないんじ
ゃないかなと思います。

子どもたちが学校に行っている時でも、ちょっと違う服だったり、違う個性だつたり
すると、もう即排除というような世相ですよ、今。みんな同じようであればだ
めみたいな、そういう社会では、なかなか受け入れられないんじゃないかなと思
うんです。

やっぱり社会全体が取り組むもので、基本的にこの調査全体を通して思うん
ですけども、国というか社会全体が取り組むべき問題になってしまうんじゃないかな
と、最終的には。そういう感じがいたしますけども、どうでしょう。知的のほうから
はどうですか？

細川：

今おっしゃったように、みんな同じでなきゃいけないって言いながら、能力だけ
ちゃんと序列をつけるというのが、今の世の中です。その意味では、私は先ほど
虐待防止法について、上下関係があることが虐待構造になる、というお話を
しました。

もう一点、ここで触れておきたいのは、次に問題となるであろう差別禁止
についてです。差別禁止法が目指すのは、機会均等です。イコール・オポ
チュニティです。入り口での平等、と言い替えてもいいかと思
います。これは男女平等、人種の平等等と同じですが、障害分野で
先行するADA (Americans with Disabilities Act/障害を持つ
アメリカ人法)もまさに同じです。「同じスタートラインにさえつ
かせてもらえば、その後は自分の能力で何でもできますよ。結果の
不平等は問いませんよ」というのが、今の流れの中にはあると思
います。これが果たして知的障害にとっては公平なのか、それ
でいいです、とは到底言えない問題があります。

障害者の権利条約の中にもある、合理的配慮について、今後、どのように考
えていくかが大きな問題になるかと思
います。合理的配慮と訳されているのは、実はリーズナブル・ア
コモデーションなんです。アコモデーションって、どちらかと言
えばハード的な面が中心ではないかと思
います。でも、日本語で“配慮”と言
うと、私は、アコモデーションではなくて、ケアなのではないかと思
うのです。ケアだと考えることができれば、人間性だとか、ソフト
面、あるいは心のバリアフリーにもつながってきます。配慮とは
ケアの充実と考えるべきではないかと思
っています。

“ケア”という言葉が大変重要になってきているのは、この福祉の分野だけではありません。例えば、平成11（1999）年に、OECDは「21世紀はケアリング・ワールド」という報告書を出しています。経済分野ですら、ケアの重要性について、言われているわけです。

実は、これに関連してちょっと引っ掛かるのが、近年、当事者の主張を極端に重視する傾向があることです。知的障害の人も自己決定しろとか、意思決定支援だとか、そういう言葉がいろいろ取り沙汰されています。しかし、どんなに手を尽くしても自己主張ができない人というのは、必ず世の中にいます。そういう人たちを排除する、新たな線引きがされないか、気にしているところです。

話が広がってしまいましたが、差別禁止に戻りますと、現在、条例が次々とできており、法律も近い将来できると思いますが、能力主義をどうするのか、自己責任とのからみを考えて行かざるを得ないと思っています。

その意味でも、いろいろな障害があること、障害者の特性についても、なかなか一人ひとりの障害特性までは無理としても、他障害の特性についてもお互いに学び合い、理解して、配慮して行かなければならない、と三障害の相談員の方にも期待したいところです。

心のバリアフリーについて

～その課題解消のために求められること～

小野：

だいたい、今までの議論で出されてきましたけども、いわゆるバリアの実態と云うのですか、そういうものについてはかなり語られてきて、それをどうするかということもかなり決められてきたのだと思います。

今日の締めくくりとしまして、これからの心のバリアフリーの課題はだいたい分かってきたのですが、これをどうやって啓発促進をしながら、解消していくことはなかなか難しいのですが、どのようにそういう方向へ持っていったらいいのかというのを、もう一回皆さんからひと言ずつでもいいから伺いたいと思います。先ほどご発言された三人の方にまず初めにお願いして、続いて、茨木さんと末田さんと、藤井さんから、そして一番最後には坂巻さんにまとめてもらう。そんな段取りで結論に持っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。良田さんから、ひと言でも結構です。「これが大事だ」ということでもよいですから。

良田：

精神の立場からしますと、私はほかの障害の方も同じだとは思いますが。専門家に言わせると5人に1人の精神疾患というこの時代になって、そして、さまざまな社会的な影響も出始めているわけです。うつ病の方がとても多くなってきたとか、認知症の方が多いとか、自殺者の約9割は何らかの精神疾患だと言われるようになっているんですね。だから、もうこれは国家的取り組み、大きなことを言うようですが、国家的取り組みをしなければいけないんじゃないかなと。

藤井：

5人に1人というのは、どういう意味ですか？

良田：

5人に1人というのはどういう意味って？

藤井：

今、1億2,800万人いて、2,500万近くって意味じゃないでしょう、障害者は。

良田：

それぐらいの人が、一生のうちに1回なり得る可能性を持っているってということなんですね。

藤井：

計算上5人に1人ってことになっています？

良田：

なっていますね。認知症なんかも入れれば。あ、認知症は含めてなかったかな。

藤井：

2,500万人も？

良田：

認知症も含めればということかも。ちょっとこのところは正確じゃないですけども、含めるか含まないかは。問題は、5人に1人ということになります。

藤井：

相当多いということ？

良田：

相当の数ですよ。ですから、やっぱり国家的な課題として取り組む。そして、この調査も、日身連がやった調査が、もしかしたらバリアフリーに対する初めての調査だとしたら、国がこういう調査をするような、やっぱりそのぐらいの心構えでやらないと、この問題というのはなかなか前に進まないんじゃないかなと思っています。

小野：

どうもありがとうございます。細川さん、いかがでしょうか。

細川：

私が最後にひと言っておきたいのは、情報についてです。これからの時代、今年改正された障害者基本法にもありますが、バリアあるいはバリアフリーの中で、情報とか選択がとても重要になると思います。高齢者や知的障害者は、情報に対するアクセスも弱いし、適切な情報の取捨選択も難しい。もうちょっとこれを問題にしたかったのですが、今回は問題提起だけしておきます。

一方で、若い人たちには情報がいっぱいあるはずですが、必ずしも、それを生かして、社会ときちんとつながっているのか、という点にも不安があります。情報が溢れているのに社会的に孤立すれば、児童虐待等につながりかねません。

このところで、私はやはり最後には、障害者相談員の方の新たなる役割と言いますか、明確に打ち出す方向を考えて行く必要があるかと思っています。というのは、個人情報保護法がネックになって、行政の方からは今、非常に個人情報が出にくくなっています。これからは、私たちは自分たちで必要な情報を自分たちで作って共有する、そういうネットワーク等を作っていかなざるを得ない時代になってきたと思っています。

その意味では、相談員の役割は、今までとはまた違った意味で、もっともっと重要になって行くだろうと考えていますが、これは機会を改めてまた考えてみたいと思います。以上です。

小野：

どうもありがとうございます。阿部さん、いかがですか。

阿部：

どのようにして心のバリアを解消していくのかについて考えることはとても大切です。設問3の中では、身体の方を見ますと、まず、“障害者自らが地域社会の中に出ていくことが大事”という指摘が結構多くあります。仙台市の生活圏拡張運動がまさにそうだったんです。車いすを利用する私たちの先輩たちが、まずまちに出た。“まちに慣れる、そうすれば、まちが慣れる”ということです。車いす利用者が、学生、市

民のボランティアの方々と一緒に活動をすすめ、まちの中に利用可能なトイレの設置、歩道の段差解消等を実現していきました。心のバリアフリーというのは、まずは障害がある人が何に困っているか、何の支援を必要としているのかについて気軽に話し掛けられるような雰囲気、社会の中につくっていくことだと思います。

その中で、細川さんもお指摘されたように相談員の役割は大きいと思います。総合福祉法の骨格提言の中でも、障害者の権利条約でもピアサポートの重要性が強く指摘されていますし、すべての市町村に相談員さんがいるわけだから、役割はとても大きいんじゃないかと思います。被災地での役割もちろん大きいけれども、やっぱり日本全体で、生活していく価値観が大きく変わるところですよ。かつては、豊かな税収の下で、お金で解決できたことも、今は支え合いで実現していくことが多くあります。それが本当の社会のあり方だと思うんですが、人々がお互いに支えあっていくためには、やっぱり障害者相談員が大事な役割を果たすことが期待されますし、障害当事者団体も各市町村に支部協会等があるわけだから、今まさに大きな役割として問いかけてられていると思います。

加えて、現在、地域主権改革ということで、自治体ごとの特性を生かして取り組むという方向に進んでいますが、このことによって、かえって自治体格差をつくらないように取り組む必要があります。被災地で言えば、被災地間格差、被災者間格差が生じないようにする必要があります。障害がある人が取り残されないように、高齢の人が取り残されないようにということで、ピアサポート、そして相談員の役割が大きい。相談員さんがすべての市町村にいるということをもまえて、その相談員さんたちの研修を総合的に行う必要を感じます。これは、社会参加推進センター、日身連がかかっていますので、育成会（全日本手をつなぐ育成会）さん、みんなねっと（全国精神保健福祉会）さんと一緒に、連携して、きちんとした研修を行っていくことが大切ではないかと思いました。

また、相談員の方々も、もっと研修をする必要があるというか、研修を受けたいと思っている人が多いことが伝わります。そうすると、さらにもっとしっかりした相談、ピアサポートができるのではないかと思います。

小野：

今、相談員の話が出てきましたので、森さんが、課題として非常に重きを置いて取り組んでいらっしゃると思います。今の話を通じて、やはり相談員の必要性ということを非常に多く感じられますが、今の取り組みの状況とか、将来のあり方について、森さん、いかがですか。

森：

難しい問題ですけどね。基本的に言うと、相談員を使ってこのアンケート調査ができたということは、私は、大変ベターだと思っているんです。しかも、赤裸々な回

答を出していただけたと思うんです。一般的にはこのように長い文は、あまり書いていただけないと思うんですよね。本当にいろいろなことが出てきていると思います。

相談員としての自覚を持った発言もあったし。それで、今、阿部先生がお話しになりましたが、地域主権の問題で、われわれに話を聞くわけでもなく、相談員の委嘱業務を市町村に持って行ってしまった、格差ができるということは、もう目に見えています。それについては、日身連では、早々に全国身体障害者全国連絡協議会の理事会を開催して、国へ要請行動を行う予定になっています。

また、今回のアンケートに協力していただいた相談員の方々、あるいは相談員制度について、われわれが何を答えたらいいのかということ、今、とても考えているところです。

今回のバリアという問題では、やはり私は目線だとか、言葉とか、態度、人権、身体機能、それと障害者同士の偏見や自分自身のバリア、こういうものがみんなあると思うのです、それが回答に出ていると思います。このようなことについて、解決する方法を考えていく必要があるのではないかという気がしているのです。単純にいかどうか分からないですが、しかし、それをただ言うだけではだめなんで。藤井さんが、常々言っているように、制度化でどこに結び付いていけるかということに結論を持っていかなくちゃいけないかなど。

皆さんご存知の通り、国では障害者の実態調査というのを5年ごとに実施していたんです。それが一時期できなくなった。それはなぜかと言ったら、「実態調査をやって何をしてくれるのだ、行政が」という疑問に、国からはその回答が出なかった。それで、板山賢治先生が、国の更生課長になって解決したんですが、それと同じこととして、大変申し訳ないのですが、この調査をやった以上は、先程から出ていますが、今回のアンケートで寄せられた回答や意見を、何かのかたちで返さないといけないと思うわけです。できれば、お金がなくてはだめなことですが、本でも作っておいたらどうかと、何かに形として残したらどうなのかな思っている次第です。おそらく、皆さんのお話がありましたけれども、こういう調査本はないと思うんです。

心のバリアの問題というのは相当出てくると思うし、障害者基本法の第2条でも、社会的障壁の規定の中に出ていますよね。だから、そういう面で、私たちの事業で一步出たかなと思うところなんです、その半面、責任は重いなとも感じるところです。

小野：

ありがとうございます。茨木さん、どうですか。具体的なこれからの施策についてお話されたわけですけど、違った立場でも結構ですし、今日の話し合いを聞いた総括的な感想等お話しただけですか。

茨木：

調査全体について、いろんな切り口から考えていかなきゃいけないところがたくさ

んあると思います。ひと言で心のバリアフリーと言っても、本当にそれは多様な要素が構造化されて出てきていると思います。

今日、お話を聞いていて、やはり、これは総合福祉法の新たな検討会議でも、一つの大きなキーワードだったのですけど。障害の社会モデルという考え方、つまり、障害というのには社会の側が作り出しているものが大きくて、障害当事者の保護的なかかわりだけでは解決しない問題である。そういう観点に立って、障害のない他の者との平等の下にどう障害のある人の支援体系をつくっていくかということがすごく大事だと思います。

他の者との平等という観点からみてそこに障害がある。いろんな障害のある人がいると思うのですけど、その人たちがどうふつうに暮らしていける社会をつくっていくか、そこが心のバリアフリーのキーポイントなのかなと、今日いろんな事例のお話を聞いてより一層感じたところです。

教育の問題が大事だというのはアンケートにも書かれていたし、今日のお話にも出てきたのですけれども、教育でどう理解を深めていくか。これは推進会議でも、インクルーシブ教育ということでもとても大きな課題になっていて、本当に大事だと思います。

さきほど出てきた合理的配慮、知的障害の人にしっかりとした配慮があつて、一緒の場で学んでいく教育の場づくりというのは、すごく大切だと思つているんです。最近大学では、障害のある人たちが、とくに私の所は社会福祉学科なので多く入ってくるようになりました。そのチャンスは広がってきています。しかしこの間、知的障害の当事者の方に「何で大学は知的障害の人は入れないんですか？」つて言われました。まさに大学という高等教育の場は、学力、能力主義なのですよね。

しかし一方で、他の国の中には、コミュニティー・カレッジというものがある中で開かれていて、幅広く知的障害、精神障害の人たちが学ぶ機会を提供しているわけですよね。大学に知的障害の人が入ってくるつていうことに対して、一番引つ掛かっているのは大学の教員自体だと思つているのですけれども、今、そういう当たり前だと思つている常識を変えて、私たちがつくつているバリアというのを見直していく必要があるんだと、今日の話聞いていても感じました。

もちろん、小さい頃からの教育も大事ですけれども、多くの人が高校や、専門学校、大学に進学して学ぶという、高等教育の機会がかなり開かれているのに、障害のある人たちは義務教育機関までしか保証されていない。また養護学校の高等部しかないという、ここはやっぱり不平等じゃないかなつていうことを、今日もさらに考えさせていただきました。私自身は大学に勤務するものとして、やっぱりそのあたりから、自分たちがつくつているバリアを考えることが必要だと思つました。

小野：

ありがとうございました。次に、末田先生は、工学系いわゆるハードの問題につい

て、一生懸命中心的にお仕事をしてこられたわけですが、今回のお話を聞いてどうでしょうか。

末田：

今回の心のバリアフリーは、非常に難しい課題です。心のバリアフリーというか、障害を受け入れるものの考え方というのは、障害当事者やその家族でないと、何も知らないままでは、一般市民には理解できないという気がします。知識のない者には、目の前の状況を理解できないのは当然であり、教育も含め、いろいろな経験を通して理解ができるようになるのだと思います。民生機器の開発の中に、ユニバーサルデザインの考え方が浸透しないのも、障害者の特性や実態を知らないためだと思っています。どのような多様な人々が居るのかをどう知らせることができるか、また、当事者に必要な情報をどのようにしてつたえるかが、課題であると思っています。よく悩みます。

今年の6月、福祉のまちづくりの国際会議がカナダでありました。そこで、われわれのところから「視覚障害者対応のインフラ整備」に関する発表をしたとき、「アイデアや提案はいい、しかし、どういうふうにインフラ整備したことを当事者に知らせ、検証・評価して役に立つインフラ整備だと言うつもりなのか」という質問がありました。この質問は、研究・提案の本質を突いていると思いました。われわれは、環境の変化を目では見えない視覚障害者にインフラ整備をこのようにしたということからさせる方法まで提案できているだろうか、これまでそうしてきただろうか、行政のインフラ整備の際に対応はできているだろうか。深く反省させられました。

最近「人間は経験の動物だ」と、私はあえて言っています。多くの方々が言うことですが、訓練以上の非常事態の対応はできないというそのことです。障害者理解についても、やはり、障害者と触れ合うことがあったか、なかったかによって、違うだろうということです。そのようなチャンスは、できるだけ若いときのほうがいいと思います。

お兄ちゃん、お姉ちゃんが障害で、後で生まれた子どもと、弟、妹が障害を持って生まれた場合の、その子どもの障害者を見る目が違うし、親とも違うという話を聞いたことがあります。やはり生まれたときから、障害を持った家族が当たり前で居て、当たり前前の生活をしているという場合の障害受容というのは、やっぱり違うんだなと思います。そういう意味からも、早い時期から、できれば幼児期から統合教育というのが必要だろうと思っています。

ただ、精神障害については、私もまだ不勉強でわからないことだらけです。私の所属していた大学でも何人か居りましたし、現在の職場でも何人か居り、その対応が求められています。後天的な精神障害については、幼児期からということではなく、適当な年齢の時に学校等で教える必要があるのではないか、おそらく、大学とか高等学校のレベルになればできるだろうと思っています。

現在、私は、徳島大学工学部で、「福祉工学概論」という講義をしています。工学部

ですから「工学」を付けていますが、障害概論と福祉用具や福祉制度、環境改善等いろいろなことを話しています。工学部全体の学生数は約 800 名ですが、この内の 450 名ぐらい希望者がありまして、部屋に入り切らないので毎年約 250 名に絞るんです。1 年生から 4 年生までどの学年からでも受けられるようにしています。現在、工学部全体の自由選択科目になっています。

この講義では、最初の 30 分間私が喋り、その後 30 分間障害者のビデオを見て、あとの 30 分は自分で考えた工夫や福祉機器について書くという、何かをつくる、何かを考えるということを課題にした授業です。そうすると最初の 2～3 回はろくでもないと言うと叱られますが、あまりいい答えはないですが、だんだんとそれなりの答えを書くようになってくるんですね。私は精神障害については講義できていないのですが、知的障害の話は不十分ながら話しています。

しかし、学校教育が全てでないことは明らかです。学校教育を受けない親御さんとか一般の成人については、イベント等を通じて肌で感じる必要があるのではないかと思っています。

昔、『碧いうさぎ』という聴覚障害者をヒロインにしたテレビドラマがありました。あのドラマによって随分世の中で聴覚障害の理解が増えたと思いますので、精神障害とか知的障害とかについても、もっと理解促進のための報道番組とかドラマ等、何か広報できる方法があるのではないかと思っています。

それから、ちょっと途中で出ていました、選挙権の話、私も非常に重要だと思っています。育成会さんのほうでずっとしておられる知的障害者に分かりやすい文書作成の手法で、地方自治体から広報されるすべてが知的障害者に分かりやすい文章になれば、あるいは、国が発行する書類・文書が知的障害者に分かりやすいものになればと願っています。特に選挙公報がスウェーデンのように知的障害者にわかりやすいものに翻訳されるようになれば、もうちょっとデモクラシーというか、人権の問題がサポートされるんじゃないだろうかと思っています。

2 年半前から、神戸の研究所に行くようになりましたので、この研究所で知的障害者の情報保障を少しでも進めることにしました。知的障害者に分かりやすい文章作成研修の教科書を作ろうということで、講師をお招きして試行的に研修を行いながらテキスト作りを始めました。今年は兵庫県の自治研修所で行特研修の一部に組み込み、8 月に 1 回研修をやりました。来年から、できれば県庁職員の初任者研修で知的障害者の概論みたいな研修を行う方向で話を進めています。これは、1、2 年毎に、行政の窓口担当者が変わる度に、やっと育った障害理解者がいなくなるという現実を少しでも解決できればという、私のささやかな提案です。

「少しでも知っていれば、障害者理解がちょっとは進むかな」というささやかな願いです。公務員あるいは公務員に近い方は、初任者研修で、全員が障害に対する概論でも受けられるよう、県単独事業として初め、できれば将来、国の事業として各県に下ろしていくようになればいいなあと思っています。

小野：

どうもありがとうございました。いろいろと実際的に経験された話、試みている話をしていただいて、大変参考になりました。

では、藤井さん、出番がなくて申し訳なかったのですが、オブザーバーというのではなくて、しゃべるオブザーバーとして、最後どうでしょうか。

藤井：

本日の話は、来年の1月12日の企画との関係があるかと思います。1月12日のシンポジウムの目標をどこに置くのか、今日の話聞いていて、非常に参考になったという点と、非常に難しいということの両方を感じました。

今日は身体障害と知的障害、それに精神障害のいわゆる三障害に焦点を当てながら、心のバリアフリーや差別、偏見等の問題を話し合ってきました。しかし、このテーマを本格的に深めようというのであれば、人種差別や民族差別、また国内で言うならば、アイヌの人への差別やいわゆる部落問題、男女差別の問題等、差別問題全体に重ねて論じることが重要かと思います。言い換えれば、障害分野の範囲のみで論じるのではなく、心理学や社会学、また歴史学や社会科学等、いろいろな分野や領域の中で論じることが求められます。とは言っても、差別の実態にしる、学問の側面にしる、今述べたように全体的で体系的に捉えるというのは、そう簡単な話ではないと思います。現実的には、障害のある人々への差別や偏見の問題に向き合うしかないと思いますが、それでも、「差別問題全体の中に、障害者の差別問題もある」こうした観点は持ち続けるべきだと思います。

もう一つ、別な角度からの感想となりますが、それは障害者の差別問題が、現代と言う時代性と深く関係があるのではないかと言うことです。先ほど細川さんも言うおられましたが、成果主義や競争原理的な考え方が蔓延すればするほど、障害者は生きにくくなってしまいます。社会の側からは適応性がよくない、速度が鈍い、成果が上がりにくい等のレッテルが貼られることになるでしょう。その同一線上に排他的な考え方がつながり、さらには差別や偏見等の観念が芽生えるのだと思います。たしかに差別を減らしたり無くしていくためには教育の力が大きいと思いますが、一方でそれほど単純な話でないことも事実かと思います。それは、今日の日本の教育現場がどうなっているかをみれば一目瞭然です。この10年間で特別支援学級に在籍する子どもの数が2倍以上に膨れ上がりました。決して障害児の絶対数が増えたわけではありません。要するに、普通学級での障害児を受け入れる力、許容力が極端に低下しているのです。教育現場だけではありません。1998年から連続13年間も自殺者が3万人を超えている問題も本質的には同じではないでしょうか。社会を、一つの教室に譬えるとわかりやすいと思います。競争やストレスが一気に増す中で教室に居づらくなって、時に排除されるようにして、自らが社会から押し出されてしまう、すなわち自ら命を絶つというのが、自殺の多発という現象なのではないでしょうか。自殺者の中の少な

くない者が鬱状態等の精神疾患、つまり精神障害の状態、それに近い状態とされています。自殺者の、あるいは自死者のすべてが差別や偏見を主因としているとは言えませんが、しかし、その多くが差別や偏見とも関係が深い「排除の論理」の被害者であることははっきりしているのではないのでしょうか。

こうしてみていくと、皮肉な事に、時代が進歩すればするほど、障害者が居づらくなる、成果が上がりにくい人が排除を受けやすくなるということになります。言い換えれば、時代の進歩そのものが差別や偏見、心のバリアの増幅の温床になりかねないということです。それでは、時代の進歩が悪いのかと言うと、そうではないように思います。そもそも時代の進歩や変化は止めることができないのです。問題は、時代の進歩に合わせて備えるべき仕組みや仕掛けがきちんと成されているかどうかです。残念ながら、現代と言うのはいびつな進歩の状態であり、多くの障害者はこの「いびつな進歩」の負の影響を被りやすいのです。心のバリアの解決についても、「いびつな進歩」とも関係付けていくことが重要ではないのでしょうか。私は差別や偏見の問題を、また今日のテーマである心のバリアフリーについてもそうですが、意識のレベルに矮小化してはならない、あくまでも政策面で捉えるべきと言ってきましたが、まさに「時代の進歩に合わせた仕組みや仕掛けづくり」こそが、それに当たるのです。先般、障害者基本法が改正されましたが、その中で初めて「社会的障壁」が4つの視点で例示されました。当然ながら、「社会的障壁」の除去は、第一義的には政策面からのアプローチとしているわけです。同じく、心のバリアの解消もそうした視点が求められます。

ここで一つ面白い話をしたいと思います。ところで、末田先生はお医者さんですか。

末田：

私は工学部なんです。

藤井：

そうですね。実は、人間の脳の構造と差別や偏見、心のバリアとの関係についてで、この話はもうだいぶ前になりますが、精神科医に聞いた話です。人間の脳と言うのは、進化の過程をすべて持ち続けているとのこと。脳の一番奥の部分に海馬という領域があり、ここには爬虫類時代の脳が残っている、つまり攻撃的で排他的な命令はここから発信されるのです。限度を超えるような区別も差別の感情もこの辺の領域が関係しているのでしょう。つぎに海馬を蔽っているのが大脳辺縁系という領域で、これは鳥類時代の脳とされています。鳥は卵を抱いたり、子どもにエサを口移しで与える等、そこには本能的な愛情がみられます。さらにそれを蔽っているのが大脳皮質で、思考や理性の中枢になっているのです。人間というのは、普段は理性や知能が優位に働いているのだと思いますが、ときどきは爬虫類次代の脳が活発になることがあるのです。つまり、人を攻撃したり、排他的な感情、差別的な態度に出してしまうのです。爬虫類の脳が興奮したり、優位になるのは、聖人であればいざ知らず、凡人の全てに

起こり得る話なのです。人間の宿命、性（さが）と言っていいでしょう。森さんも、茨木さんも、爬虫類の脳は持っているのです。このことを前提にして、社会の仕組みや仕掛けをつくっていかねばならないのです。所詮、それほど強くはない人間であり、個々の理性に委ねるだけでは不十分で、社会政策として、行き過ぎた排他的な言動や差別の感情を抑制したり、正していくことが求められるのです。

来年1月12日の「シンポジウム東京会場」では、今日出された問題や課題のすべてには触れることはできませんが、少なくとも心のバリアの解消に向けて、障害当事者団体が成すべきことは何か、当面できることは何か、少なくともこの点は深められればと思います。まだ時間がありますので、もう少し論点を考えてみましょう。

小野：

ありがとうございます。ちょっと補足で森さんから発言があるそうなので、森さん、どうぞお願いします。

森：

先程話が出ましたけれども、障害者基本法の基本原則は、結局、推進会議の第一次意見の中に5項目あったでしょう。医学モデルから社会モデルとか、あるいは権利の主体の問題だとか、差別のない社会だとか、地域生活を可能にする問題とか、共生社会の実現。こういう問題は、真剣に取り組まなければ出来っこないと、私は思っているんです。

そういう観点から言ったら、羅列してあるけれども、その解決のための進め方を誰も考えていないんですね。そういう面から言って難しいのですが、第一歩としてこれをやって、意義があると思っておるんです。

それで、第一次意見の基本的な考え方を理解、浸透させる勢いにしたいというのが、実はあるんです。そういうことですので、よろしくお願いします。

藤井：

今の森さんの話を受けて、また細川さんの話にもありましたが、もう一つ深めるべきはリーズナブル・アコモデーションについてです。日本では、これを「合理的配慮」と訳していますが、フランス語では「便宜的措置」と訳し、ハンゲルでは「正当な条件整備」等の意味で用いられているそうです。日本語の「配慮」というのは、慮るという意味で、訳語としては違和感を覚えます。訳し方の問題は別として、心のバリアを考えて行くうえで、このリーズナブル・アコモデーションという考え方は非常に重要になります。

例えば、機会均等と言う概念は非常に重要ですが、これも形だけの機会均等ではどうにもなりません。真の「合理的配慮」と機会均等が結び付いたときに、大きな意味を発揮するのだと思います。1月12日の東京でのシンポジウムでは、このへんも言及

できればいいのですが。

小野：

どうもありがとうございました。それでは、坂巻さんに、最後に申し訳ないのですが、だいたい俯瞰した感想を述べていただきたいと思っています。

坂巻：

私の能力では、とてもまとめられないのだけれど。突き詰めていくと、やはり人間の価値観をどこに置くか、社会の価値観をどこに置かかっていうところに帰結してくるだろうと思うんです。民主主義という社会ですよ。そうしますと、障害者は少数派なんですよ。民主主義の原理の一つは多数決なんです。そうすると、障害者と障害者じゃないと分けるのは差別だっていうのはそんなんだけど、多数派の共感を得なければ、少数派の言い分は通らない。

多数派の人たちを、いかに共感者として、あるいはサポーターとして、自分たちを支えてくれるかという視点が、僕は必要だろうと個人的には思っているんです。これは新聞報道でしか知らないんですけども、国の会議で、「障害者のことは障害者自身が決めるんだ」と。その原則は正しいんだけど、障害者だけで決めたって、これはだめなんですよ。やはり社会全体が「その通りだ」と納得して決めなければ、それは決まらないんです。

そういう視点で、バリアフリーを、あるいは心のバリアフリーを考えると、社会全体の価値観を、障害者という切り口で変えていく、一つのいいきっかけだろうと私は思っているんです。

そうしますと、一つは、能力主義とか効率主義とかという方向性に、今の社会が流されていく時に、それにブレーキをかけるのは何かというそのもの、それが今ははっきりしないんじゃないかと思うんです。福祉とか何とか言っただって、やはり財政問題で年金削ろうとか、福祉を削ろうとやってことになってしまう。

そうすると、そういった能力主義とか効率主義に抵抗するような理論というか根拠が、われわれの生活の中に、僕はないんじゃないかなと個人的には思っているわけです。また、日本の社会は異質なものを排除する。みんな並んでいけばいいという社会ですから、どうしても障害を持った人は排除されていってしまう。その人たちを、どう全体がサポートし共生していく社会をつくっていくかというのが、心のバリアフリーの一番大きなテーマだろうと思うんです。

この相談を見ますと、いろんな問題が出てくる。具体的に、やはり理念を掲げたって世の中変わらない。具体的な事実を突き詰めて、学園闘争じゃないけれども、一つ一つの不合理とか不条理を正して行って、追及して行って、変えていくしかないだろうと思うんです。そうするといっぱい問題があるんですね。一つは本人自身の問題がもちろんあるし、家族による心のバリアもあるし。あるいは、行政の体質、公務員の体

質、教師の体質っていうのもあるだろう。

11月12日の土曜日に、ボランティアの全国大会が両国で開かれるんです。東京で、僕は、車いすミニマラソンっていうのを企画したことがあるんです。皇居一周を車いすで、普通の車いすで、健常者も障害者もみんな乗っかって一緒に走ろうというもの。警視庁に交渉に行ったら、警視庁の人が、「何で、障害者が走らなきゃならないのか。障害者が公道を車いすで走るのはとんでもない話だ」って、門前払いをされるわけです。警察とか公務員とか、そういう視点が堅いという部分がある。やはり公務員教育とか、そういうものをしっかりとしていかなきゃいけないと思うんですけども。どうやってやったかと言うと、新聞記者でしたから、名刺を出して交通部長の所に行って、直談判で、トップダウンで許可を取ったわけですけども。

そういう意味では、公務員自身の中にも差別意識というか、特別視というものがあるわけで、そういうものを変えていかなきゃいけないだろうと思うし。この事例を見ますと、施設の建設反対というのもたくさん出てくるわけですね。

小野：

グループホームも大切ですね。

坂巻：

これも、障害者だけじゃないですね、老人ホームもそうなんですけれども、行政が、「必ず近隣の了解を取れ。」という行政指導をかけるわけ。渋谷で老人ホームを作るのにかかわったんですが、必ず反対が出てくるわけです。障害者の施設や老人施設は、誰もいない山の中につくればいいって、そういう人が出てくるときに、それを説得する理論というか、そういうものを障害者に、あるいは高齢者自身が持たなければいけないだろう。「作らせてちょうだい、お願いしますよ」ではなく、ここにあって当たり前なんだというような発想で説得するような力を、関係者は持たなければいけないのではないかなというふうに思うわけです。

選挙権の場合もそうですね。うちの施設は42人の知的障害者がいるんですが、選挙好きなんです。僕は、町会議員の選挙のときに候補者に「うちの施設に来て宣伝しなさい。」と言った。すると、みんな目じゃない、障害者40人ぐらいは票に関係ないと思っていた、ここに来たってしょうがないって。そこで、「一人の障害者には、親もいるし兄弟姉妹もいるんだし、一人3票も4票にもなる。200票ぐらいで当選するんだから。」と言ったら、みんな来て、ちらしをまいて、名刺をまき散らして「よろしくお願いします。」って。(笑)

やはりそのところから始まるんですね。今まで無視されていた障害者が、そういうところで存在を確認するということが一つある。そういう意味では、障害者の側からの働きかけが非常に弱かったんじゃないかなという気がします。

先程は、教育をどう変えるかっていうときに、ゆとり教育なんていうのをひと

出して、ボランティアとか何かやらせようとした。今はもう逆行していますね、学業優先とかたちでどんどん変わってしまっている。そういう意味では、日本の教育のシステムの問題まで、心のバリアフリーを議論しなきゃいけないんじゃないか。

それから、マスメディアの場合は、私も新聞記者をやっていて感じたんですけども。確かに障害者、特に精神の場合に通院歴があると、もうそこでストップしちゃうんです、報道を、やめちゃうんです。そこを突っ込まないわけです。これは、突っ込めないんですよ、書くほうにすれば。

逆に言えば、障害を持った人たちとマスコミがとことん本音を出して語り合わなかった。やはり、謝ったらそれでいいやというような、先ほど抗議をする、「間違えました、すみません。今度から気を付けます」で済んでしまう。そういうところで片付けるんじゃないなくて、徹底的に議論することが必要だろうということが一つ。

それから、障害者を美談化しすぎる。「知的障害者は純真無垢で悪いことはしない。純粋な天使みたいな人だ。」という人が殆どなんです。私は42人の障害者と付き合っていて、いい加減なやつはいっぱいいるんですよ、嘘をつくわ、借金はあるわで。そこは、天使じゃなく、普通の人と同じなんですよ。ところが、一般の人は、特に知的障害を持っている人は、「子どものまま大人になると、悪いことはしない、純真無垢」というイメージを持ちちゃっている。それを増幅させちゃうのもおかしいんで、僕は、普通の人と同じ人たちなんだと言う。そういう意味では、僕らにも責任があるのかもしれないけれども、そういった意識を、障害者自身も親も持たなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

世の中を変えていくのは、やはり障害者本人なんです。新聞記者時代の忘れられない人に、成瀬さんといって、ひと欄に書いたんですけども。重度の脳性まひの方なんですけど、毎週銀座に行くって言うんです。「俺は、人に迷惑を掛けに行くんだ。」って、こう言うんですよ。要するに、人に迷惑を掛けちゃいけないんじゃないかと、障害者がこの世で生きていく上には、迷惑を掛けないと生きていけないんだ。だから、わざわざ人に「お願いします。」と言って、車いすを押してもらって銀座に行って、段差の時は、「すみません、持ち上げてください。」と言えば、10人に1人ぐらいは声を掛けて手伝ってくれる人がいる。「それがおれの仕事なんだ。おれは年金で暮らしているけれども、ちゃんと仕事をしているんだ。」って言われて、「なるほど。」と、目が覚めたんですけども。

そういう意味では、障害者自身が、心のバリアフリーを変えていくための動きを、どうやって具体化していくかが、とても大事だろうというふうに思っております。具体的に相談員さんも、障害者の方が非常に多いわけで、そういう方が先頭に立って、世の中を変えていく。具体的にどういう活動をしたのかという実例を、どんどん出していただきたいなというふうに思うんです。

そういう時に、ただ理念で心のバリアフリーが必要だと言えば、皆さんは「それは賛成です、その通り。間違いありません、その通りです。」と言うけれど、それでは、

自分の隣に障害者施設が来たらどうするか、必ず反対に回る。放射能と同じですよ。廃棄物を処理する時に、自分の所に来たら困るって、みんなそう言うわけだけども。

そういう意味では、心のバリアフリーを言うならば、具体的な事実で各個撃破で行くしかないし、国や行政で欠けたところがあれば変えていく。例えば、政策課題とおっしゃったけど、千葉県の場合のように、やはり差別ということを禁止する条例を作って、それをどうやって県民に広げていくかということが必要で。それは国の差別禁止法の制定につながってくる。

やはり二方面から、制度と心の問題の両方面から突き詰めていかないと、心のバリアはなかなか無くならない。私たちの意識の中そのものにも、やはり社会の価値観として、健常の人が正しくて、障害者がお荷物だというような意識を持っている人はどこかにいるわけだし。小泉元首相のように、「努力した人間が報われるんだ、努力しない奴が悪いんだ。」と、努力をしたくてもできない人のことを無視するような政治家はたくさんいるわけですから。そのあたりを少し具体的に議論していかないと、抽象論でいってしまうと、「分かりました、分かりました。」ではないかなという気がしております。

小野：

どうもありがとうございました。誠にいろいろな意見が出て、特に、最後の総括は多岐に渡っていましたが、確かにそうだと思って感謝しております。本日は、障害者団体の関係の皆さま、学識経験者の皆さまにお集まりいただき、心のバリアフリーに関するアンケート調査の中から、それぞれのお立場から感じたこと、ご意見をいただきました。異なる分野の方にご一緒していただいたことで、また、それぞれにお役に立ったこともあったのではないかと考えております。

今日は、誠にありがとうございました。これもちまして、本日の座談会を終了させていただきます。

— 終了 —

(敬称略)

■出席者プロフィール(五十音順)

□ 阿部 一彦 (あべ かずひこ)

東北福祉大学総合福祉学部教授。東北大学大学院歯学研究科博士課程を修了。日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士課程を満期退学。東北福祉大学実学臨床教育推進室長。現在、財団法人仙台市身体障害者福祉協会会長、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会理事、社会福祉法人共生福祉会理事、仙台市障害者施策推進協議会会長、仙台市ひとにやさしいまちづくり推進協議会会長、仙台市介護保険審議会委員、仙台市総合計画審議会委員、仙台市障害者スポーツ協会理事長ほか。

□ 茨木 尚子 (いばらき なおこ)

早稲田大学教育学部教育心理学専修卒。公務員として障害者福祉センター勤務を経て、明治学院大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士課程前期終了(社会学修士)。日本社会事業学校、共栄学園短期大学を経て、1996年より明治学院大学社会福祉学科教授に就任。現在、自立生活センター・ヒューマン協会運営委員、NPO法人ケアズ世田谷理事、NPO法人病気の子ども支援ネット・遊びのボランティア理事、横浜市福祉サービス第三者評価運営委員会委員ほか。

□ 坂巻 熙 (さかまき ひろむ)

1959年早稲田大学政治経済学部卒業、同年毎日新聞社入社。社会部、サンデー毎日編集次長、編集委員等を経て、毎日新聞社論説委員(社会保障、福祉担当)。91年毎日新聞社定年退職。淑徳大学社会学部教授、日本福祉大学客員教授に就任。07年淑徳大学定年退職、名誉教授に就任。総理府社会保障制度審議会委員、厚生省人口問題審議会委員、東京ボランティアセンター運営委員等を歴任。現在、東京都福祉の町作り推進協議会副会長、千葉県障害者施策推進協議会会長、社会福祉法人パール理事、中国残留孤児援護基金理事、昭和館運営有識者会議委員ほか。

□ 末田 統 (すえだ おさむ)

1961年大阪大学基礎工学部入学。その後同大学大学院基礎工学研究科に進学、修士課程、博士課程を経て、1972年工学博士の学位を取得。修士課程の時に同大学医学部で聴講生として解剖学、生理学並びに死体解剖の授業を受け、それぞれの単位

取得。70年 大阪大学基礎工学部生物工学科助手に採用、その後同学部電気工学科講師。86年 鳴門教育大学大学院学校教育研究科助教授、その後教授。97年 徳島大学大学院工学研究科独立専攻エコシステム工学教授、同大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授を経て、08年同大学定年退官。同年 徳島大学名誉教授、徳島大学工学部客員教授。09年 兵庫県立福祉のまちづくり研究所所長に就任。86年 有志と日本リハビリテーション工学協会を設立、代表(世話人代表、理事長)を務める。そのほか、「視覚障害者誘導用ブロック」に関する標準基盤研究委員会(97~99)並びに日本工業規格策定委員会(2000~02)の委員長として「視覚障害者誘導用ブロック」の日本工業規格(JIS T9251:02)発行に関与。03年から ISO(国際標準化機構)/TC173(福祉機器委員会)/WG7の統括責任者兼議長として「視覚障害者誘導用ブロック」並びに「音響信号機」の国際規格策定に関わり、07年「音響信号機」の国際規格(ISO 23600)発行にこぎつける。

□ 細川 瑞子 (ほそかわ みずこ)

最重度知的障害(29歳)の子の母親。お茶の水女子大学卒業、日本女子大学大学院社会福祉学専攻卒業。全日本手をつなぐ育成会中央相談室長。「富山県障害者110番」専門相談員、社会福祉士。現在、日本成年後見法学会制度改正研究委員会委員、富山県地域福祉権利擁護事業運営監視委員会委員、富山県手をつなぐ育成会理事、富山市手をつなぐ育成会副会長等就任。

□ 藤井 克徳 (ふじい かつのり)

1970年 都立小平養護学校(肢体不自由)勤務、教諭職となったのは75年。81年 共同作業所全国連絡会(現在のきょうされん)事務局長。82年 教諭退職後、あさやけ第2作業所(精神障害者対象)所長。94年 あさやけ第二作業所所長退職、きょうされん常務理事、第2リサイクル洗びんセンター(精神障害者通所授産施設)施設長。埼玉大学教育学部非常勤講師。現在、日本障害フォーラム幹事会議長、日本障害者協議会常務理事、きょうされん常務理事。内閣府障がい者制度改革推進会議構成員及び議長代理並びに障害者総合福祉部会構成員、社会福祉法人きょうされん常務理事、WI(ワーカアビリティ・インターナショナル、本部はロンドン)理事、WIA(ワーカアビリティ・インターナショナル・アジア)副代表、日本精神衛生会理事、日本精神保健福祉政策学会常任理事、ヤマト福祉財団評議員、国際障害者年ナイスハート基金評議員ほか。

□ 森 祐司 (もり ゆうじ)

1960年中央大学法学部法律学科卒業。同年東京都大田福祉事務所にケースワーカーとして勤務。民生局国民健康保険部財政係及び総務部経理課勤務、東京都補装具研究所開設準備担当主査及び管理係長、民生局心身障害者福祉部施設第2係長及び企画係長、東京都心身障害者福祉センター援護課長(身体障害者更生援護施設担当)、東京都杉並児童相談所長、民生局(山谷対策担当)副主幹、福祉局障害福祉部身体障害者福祉課長及び計画課長、建設局南多摩東部建設事務所副所長、東京都八王子福祉園(知的障害者更生施設)副園長及び園長、東京都福祉局務担当部長、95年東京都退職。01年から日本身体障害者団体連合会事務局長として勤務。05年同法人常務理事・事務局長に就任。現在、内閣府障がい者制度改革推進会議並びに障害者総合福祉部会構成員ほか。

□ 良田 かおり (よしだ かおり)

1970年八王子市の精神科病院駒木野病院に精神保健福祉士として従事。79年同病院退職後、八王子市保健所にてデイケアワーカーとして勤務。91年全国精神障害者家族会連合会相談室長に就任。現在、全国精神保健福祉会連合会事務局長。

心のバリアフリー化に関する促進・啓発事業企画実行委員会委員一覧

委員長

坂巻 熙 (さかまき ひろむ)

淑徳大学名誉教授、元毎日新聞社論説委員、潤沢会理事長

委員

阿部 一彦 (あべ かずひこ)

財団法人 仙台市障害者福祉協会 会長

東北福祉大学総合福祉学部教授

細川 瑞子 (ほそかわ みずこ)

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会 中央相談室長

良田 かおり (よしだ かおり)

公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会 事務局長

森 祐司 (もり ゆうじ)

社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会 常務理事・事務局長

(敬称略・順不同)

平成 22 年度
心のバリアフリー化に関する促進・啓発事業

平成 24(2012)年 2 月 29 日 発行

編集者 心のバリアフリー化に関する促進・啓発事業企画実行委員会
委員長 坂巻 熙

発行者 社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会
会長 小川 榮一

発行所 〒171-0031 東京都豊島区目白3-4-3
TEL 03-3565-3399 FAX 03-3565-3349
<http://www.nissinren.or.jp>

(無断複写転載を禁ずる)

本事業は、埼玉県民共済生活協同組合並びに全国労働者共済生活協同組合連合会の助成により行いました